

ちょうどいい、わたしの保険
未来のとびら

▶特に重要な事項のお知らせ
(注意喚起情報)

▶**ご契約のしおり**
定款・約款

特約組立型総合保険

医療保険(16)

終身医療保険(16) [払戻金なし型]



HELLO KITTY © 1976, 2021 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L617587

Web約款閲覧コード

0102104

- ▶約款の全文は当社ホームページから閲覧が可能です。(https://www.fukoku-life.co.jp)
上記のWeb約款閲覧コードをホームページで入力することにより、約款を閲覧いただけます。
詳しくは、「Web約款について」(184ページ)をご覧ください。
- ▶ホームページを閲覧する機器をお持ちでないなど、約款の全文を印刷した冊子の交付を希望される場合には、担当者までお申し出ください。

すてきな未来応援します

フコク生命

本冊子の構成

特に重要な事項のお知らせ (注意喚起情報)

ご契約の申込みに際して特にご注意ください
きたい重要な事項を記載したものです。

巻頭

ご契約のしおり

約款で定められた保険契約上のとりきめの
重要部分や保険契約の取扱いに関する大切な
事項（保障内容、保険金などをお支払いで
きない場合、諸手続など）についてわかり
やすく記載したものです。

1 ページ ～

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則な
どを定めたものです。

126 ページ ～

約款の抜粋

約款とは、ご契約の加入から消滅までの保険
契約上のとりきめを定めたものです。この冊
子では、保険金・給付金等の支払いに関わる
主な別表などを抜粋して記載しています。

※約款の全文は、当社ホームページから閲覧す
ることができます。詳しくは、「Web約款に
ついて」(184ページ) をご覧ください。

132 ページ ～

特に重要な事項のお知らせ (注意喚起情報)

必ずお読みください

- ◆この「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」は、ご契約の申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。必ずお客さまご自身がお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申し込みください。
- ◆本文中赤字で表記している部分は、保険金や給付金をお支払いできない場合  **参照** [5] ページ・8 など、お客さまにとって 不利益となる可能性がある事項ですので、十分ご確認ください。
- ◆特に、現在のご契約を解約・減額して新たな保険契約に加入する場合  **参照** [4] ページ・5 や、契約転換制度を利用して現在のご契約の見直しを行う場合  **参照** [4] ページ・6 は、お客さまにとって 不利益となる可能性がありますのでご注意ください。

※この「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおりー定款・約款」に記載しております。また、商品の具体的な契約内容や契約条件などについては「保険設計書(契約概要)」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。

1

詳細は
ご契約のしおり
9~10
ページへ

告知について

《健康状態、職業などについてありのままを告知してください》

- 契約者・被保険者には、健康状態、職業などについて告知をしていただく義務があります。ご契約にあたっては、当社がおたずねする告知項目について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
医師扱の場合には、当社の指定した医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合も同様にありのままを正確にもれなく告知してください。
- 生命保険募集人（募集代理店を含みます。）には告知を受ける権限（告知受領権）がないため、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません**ので、ご注意ください。

《傷病歴などがある場合でも、ご契約をお引き受けすることがあります》

- 傷病歴などがある場合でも、その内容によってはご契約をお引き受けすることがあります。（お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。）

《告知の内容が事実と相違していた場合には、ご契約を解除することがあります》

- 告知していただくことがらについて、故意または重大な過失によって、**事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合**、責任開始日（復活の場合は復活の際の責任開始日）から2年以内であれば、**当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります**。
 - ・責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金の支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
 - ・ご契約または特約を解除した場合には、保険金・給付金などの支払事由や保険料の払込免除事由が発生していても、これらの支払いおよび払込免除はできません。
- 前記の場合以外にも、**告知義務違反の内容が特に重大な場合には、責任開始日からの年数にかかわらず、「詐欺による取消し」を理由として保険金・給付金などをお支払いできないことがあります**。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

《後日、契約内容などの確認をさせていただくことがあります》

- 当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約の申込み後または保険金・給付金などのご請求および保険料の払込免除のご請求の際、ご契約の申込内容または請求内容などについて確認させていただく場合があります。また、当社は、被保険者を診療した医師に病状などの確認を行うことがあります。

2

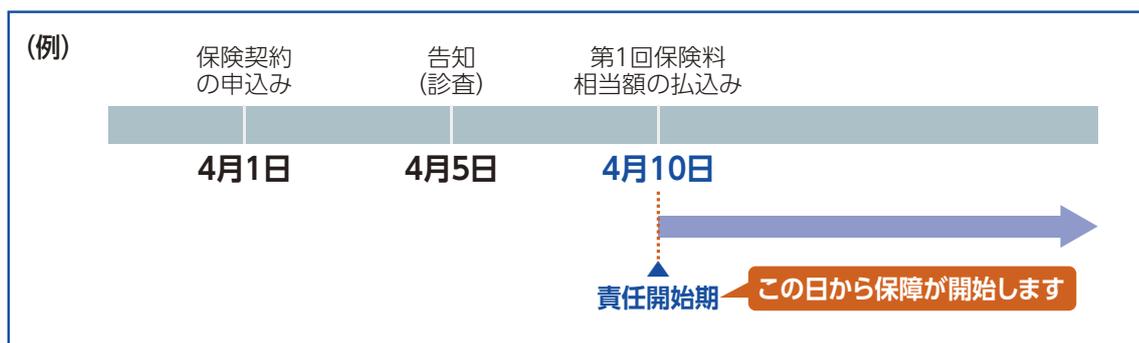
詳細は
ご契約のしおり
17
ページへ

保障の開始時期(責任開始期)について

- お申し込みいただいた保険契約を当社が承諾した場合には、次の時(責任開始期)からご契約の保障が開始します。
 - ・「責任開始期に関する特約」が付加されている場合
ご契約の申込みと告知がともに完了した時から保障が開始します。



- ・「責任開始期に関する特約」が付加されていない場合
告知と第1回保険料相当額の払込みがともに完了した時から保障が開始します。ただし、キャッシュレス転換制度をご利用の場合には、転換後契約の申込みまたは告知のいずれか遅い時に転換後契約の第1回保険料相当額の払込みがあったものとみなし、その時から保障が開始します。



※生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、お客さまと当社との保険契約は、お客さまからの保険契約の申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

3

詳細は
ご契約のしおり
17~18
ページへ

第1回保険料の払込みについて

「責任開始期に関する特約」を付加した保険契約をお申込みの場合に必ずご確認ください

《猶予期間内に第1回保険料の払込みがない場合、ご契約は無効となります》

- 「責任開始期に関する特約」が付加されたご契約の第1回保険料は、所定の払込期間内にお払い込みください。なお、払込期間内に払込みの都合がつかない場合のために、猶予期間を設けています。
- 猶予期間の満了日までに第1回保険料の払込みがないと、ご契約は無効となります。この場合、以後お申し込みいただく保険契約の引受けに際して、一定の制限を設けることがあります。
- 無効となったご契約については、復活の取扱いはありません。

4

詳細は
ご契約のしおり
12~13
ページへ

クローリング・オフ制度について

《8日以内であれば、保険契約の申込みを撤回することができます》

- ご契約の申込日またはこの冊子を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除(以下「申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。この場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しします。
- 申込みの撤回等は、郵便により前記の期間内(8日以内の消印有効)に取扱支社または本社あてお申し出ください。
- つぎのような場合には、申込みの撤回等ができません。
 - ・当社指定の医師の診査を受けた場合
 - ・保険料の払込みが、当社の指定する銀行などの口座への振込みにより行われた場合
 - ・申込者または契約者が法人または個人事業主(雇用主)の場合
 - ・債務履行の担保のための保険契約の場合
 - ・すでに加入されているご契約の内容変更(特約の中途付加など)の場合

など

5

詳細は
ご契約のしおり
13
ページへ

現在のご契約の解約・減額を前提に 新たな保険契約の申込みを検討されているお客さまへ

- 現在のご契約を解約・減額する際の払戻金は、多くの場合、お払い込みいただいた保険料の総額よりも少ない金額になります。
- 契約後所定年数を経過したご契約に対する配当の権利などを失う場合があります。
- 新たな保険契約の申込みの際にも、一般の契約と同様に告知義務があります。したがって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たな保険契約をお引き受けできなかつたり、その告知をされなかつたために保険契約が解除・取消しとなることもあります。
- 保険料計算に用いる予定利率・予定死亡率などが、解約・減額されるご契約と新たな保険契約とで異なることがあります。

6

詳細は
ご契約のしおり
14~15
ページへ

契約転換制度を利用されるお客さまへ

- 「契約転換制度」は、現在のご契約を解約することなく新しい保障内容に変更できる制度です。
- 契約転換制度をご利用の場合、保険料計算に用いる予定利率・予定死亡率などが、転換前契約と転換後契約とで異なることがあります。
契約転換制度のご利用により予定利率が下がる場合、保険料が高くなる場合がありますのでご注意ください。
- 転換契約の申込みの際にも、一般の契約と同様に告知義務があります。したがって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たな保険契約をお引き受けできなかつたり、その告知をされなかつたために保険契約が解除・取消しとなることもあります。

7

詳細は
ご契約のしおり
34・37～39
ページへ

保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活などについて

《猶予期間内に保険料の払込みがない場合、ご契約は失効します》

- 第2回以後の保険料は、払込期月（保険料をお払い込みいただく期間）内にお払い込みください。なお、払込期月内に払込みの都合がつかない場合のために、猶予期間を設けています。
- **猶予期間の満了日までに保険料の払込みがないと、ご契約は失効します。**ただし、保険料の自動貸付が可能なお契約については、あらかじめ反対の申出がない限り、当社が自動的に保険料を貸し付けて、ご契約を有効に継続させます。この場合、所定の利率で利息がかかります。（複利計算）自動貸付を希望されない場合には、当社へ書面でお申し出ください。

《いったん失効したご契約でも、当社の承諾を得て復活することができます》

- ご契約が失効した場合でも、所定の期間内であれば、ご契約の復活を請求することができます。ただし、**被保険者の健康状態などによっては復活できないことがあります。**復活の手続き、責任開始期などの詳細はご契約のしおり37ページでご確認ください。

8

詳細は
ご契約のしおり
49～55
ページへ

保険金・給付金などをお支払いできない場合

■ **つぎのような場合には、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。**

- ・責任開始期前の病気や不慮の事故を原因とする場合
- ・告知していただいた内容が事実と相違していたために、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- ・保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金・給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- ・保険料の払込みがなく、ご契約が失効した場合
- ・保険契約について詐欺の行為があつてご契約が取消しになった場合や、保険金・給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- ・免責事由に該当した場合^(注)

(注) 責任開始日から2年以内の被保険者の自殺による死亡、受取人などの故意または重大な過失による支払事由該当など

9

詳細は
ご契約のしおり
42~48
ページへ

保険金・給付金などの ご請求に際してご注意いただきたい事項

《保険金・給付金などをもらえなくご請求いただくため、ご請求に際しては以下の点にご注意ください》

- 保険金・給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払いの可能性があると思われる場合やご不明な点がある場合などについても、担当者、最寄りの支社またはお客さまセンターにご連絡ください。
- 支払事由やご請求の手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合とお支払いできない場合などについては、「ご契約のしおり-定款・約款」のほか、「保険金・給付金のご請求のまえに」の冊子および当社ホームページにも掲載しておりますのでご確認ください。
- ご加入の契約内容によっては複数の保険金・給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点などがある場合にはご連絡ください。
- 当社からの手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などが変更となった場合には、必ずご連絡ください。

《受取人が保険金・給付金などを請求できない事情がある場合、指定代理請求人からご請求いただくことができます》

- 指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、被保険者ご自身が請求できない特別な事情がある場合に、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した「指定代理請求人」が、被保険者に代わって請求することができます。（詳しくはご契約のしおり46~48ページでご確認ください。）
- 指定代理請求特約を付加した場合には、契約者から指定代理請求人となる方に対し、「指定代理請求人として指定されたこと」および「被保険者の代理人として保険金・給付金などを請求できること」を必ずお伝えください。

10

詳細は
ご契約のしおり
58
ページへ

解約と払戻金について

《解約時の払戻金は、多くの場合、払込保険料を下回ります》

- お払い込みいただいた保険料は、預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金などのお支払いや保険契約の締結・維持に必要な経費に充てられます。そのため、ご契約を解約された場合の払戻金額は、多くの場合、お払い込みいただいた保険料の総額を下回り、払戻金がまったくない場合もあります。
- 払戻金額は、ご契約時の年齢・性別・経過年数などによって異なります。
- 終身医療保険(16) (これに付加されている特約を含みます。)および保険料払込免除特約には、解約時の払戻金はありません。

11

詳細は
ご契約のしおり
22～23
ページへ

保険金額などが削減される場合について

≪生命保険会社が破綻した場合などには、ご契約の保険金額などが削減されることがあります≫

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、**ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額などが削減されることがあります。**
- 当社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額などが削減されることがあります。

12

詳細は
ご契約のしおり
24～25
ページへ

相互会社制度について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約（無配当保険）を除き、契約者が保険契約の当事者になると同時に、「社員」（構成員）として会社の運営に参加するというものです。
- 当社は、保険業法にもとづき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員の権利（社員権）には、社員の代表である総代を選出する社員投票の権利などがあります。

13

詳細は
ご契約のしおり
25
ページへ

生命保険に関するご相談などの窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談につきましては、下記のお客さまセンターまたは最寄りの支社へご連絡ください。



フコク生命 お客さまセンター **0120-259-817**

受付時間 平日9:00～17:00(12/30～1/3を除く)

※最寄りの支社の連絡先につきましては、巻末に記載しておりますのでご確認ください。

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（一社）生命保険協会ホームページ ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご契約のしおり

定款・約款

申込内容確認表

特約組立型総合保険

お申込の特約にチェック をして本書をご利用ください。

ご契約のしおり

特約	<input checked="" type="checkbox"/> 特約組立型総合保険	▶	65 ページ
	<input type="checkbox"/> 定期保険特約 (2012)	▶	70 ページ
	<input type="checkbox"/> 収入保障特約 (2012)	▶	71 ページ
	<input type="checkbox"/> 収入保障特約<逓減型> (2014)	▶	72 ページ
	<input type="checkbox"/> 終身保険特約 (2012)	▶	74 ページ
	<input type="checkbox"/> 生存給付金付定期保険特約 (2012)	▶	75 ページ
	<input type="checkbox"/> 生活障害保障特約 (2015)	▶	76 ページ
	<input type="checkbox"/> 介護保障特約<有期型> (2012)	▶	78 ページ
	<input type="checkbox"/> 介護保障特約<終身型> (2012)	▶	79 ページ
	<input type="checkbox"/> 介護終身年金特約<認知症加算型> (2018)	▶	80 ページ
	<input type="checkbox"/> 就業不能保障特約 (2020)	▶	84 ページ
	<input type="checkbox"/> 災害割増特約 (2012)	▶	90 ページ
	<input type="checkbox"/> 傷害特約 (2012)	▶	91 ページ
	<input type="checkbox"/> リビング・ニーズ特約	▶	92 ページ

お客さまがお申込の主契約・特約にチェックをしていただき、保障内容のご確認等の際にご活用ください。

医療保険(16)・終身医療保険(16)

お申込の主契約・特約にチェック をして本書をご利用ください。

		ご契約のしおり
主契約	<input type="checkbox"/> 医療保険(16)	▶ 101 ページ
	<input type="checkbox"/> 入院見舞給付特則	
	<input type="checkbox"/> 終身医療保険(16) [払戻金なし型]	▶ 101 ページ
特約	<input type="checkbox"/> 生活習慣病特約(16)	▶ 105 ページ
	<input type="checkbox"/> 退院後療養給付特則	
	<input type="checkbox"/> 女性疾病特約(16)	▶ 107 ページ
	<input type="checkbox"/> 女性総合給付特則	
	<input type="checkbox"/> がん特約(16)	▶ 109 ページ
	<input type="checkbox"/> 3大疾病治療給付特則	
	<input type="checkbox"/> 先進医療特約(16)	▶ 111 ページ
	<input type="checkbox"/> 移植医療特約(02)	▶ 113 ページ
	<input type="checkbox"/> 特定損傷特約(01)	▶ 115 ページ

特約組立型総合保険および医療保険(16)・終身医療保険(16) 共通の特約

		ご契約のしおり
特約	<input type="checkbox"/> 保険料払込免除特約	▶ 117 ページ
	<input type="checkbox"/> 指定代理請求特約	▶ 46 ページ

自由診療保険メディコムプラス

引受保険会社：セコム損害保険株式会社

		ご契約のしおり
主契約	<input type="checkbox"/> 自由診療保険メディコムプラス	▶ メディコムプラスのご契約のしおりにてご確認ください。

お申し込みいただいた契約内容は、ご契約の成立後にお送りする保険証券にてご確認ください。

本しおりの使い方 クイックインデックス

ご契約の際に必ず
ご確認ください、
大切な情報です。

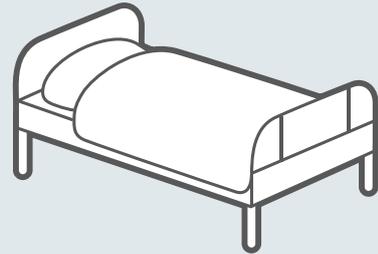
ご契約にあたって



- | | | |
|---|-------------------------------|-------|
| 1 | フコク生命からのお願い | 9ページ |
| 2 | ご契約にあたっての大切なこと | 12ページ |
| 3 | 被保険者による契約者への解約の請求について | 27ページ |
| 4 | 「自由診療保険メディコムプラス」をセットしたご契約について | 28ページ |

ご契約後の「〇〇したい」
のニーズに、分かりやすく
お答えします。

こんなときは



- | | | |
|----|-------------------------|-------|
| 1 | 保険料の払込について知りたい | 31ページ |
| 2 | 効力を失った契約をもとに戻したい | 37ページ |
| 3 | 保険料の払込が困難になられたときは | 38ページ |
| 4 | 現金をご入用のときは | 41ページ |
| 5 | 保険金・給付金等を請求したい | 42ページ |
| 6 | 保険金・給付金等の受取人の変更について知りたい | 57ページ |
| 7 | 契約を解約したい | 58ページ |
| 8 | 契約者の債権者等から解約の請求があったときは | 59ページ |
| 9 | 社員配当金について知りたい | 60ページ |
| 10 | 税金について知りたい | 61ページ |

未来のとびらの保障内容等についてご確認ください。

『未来のとびら』 の商品内容について

未来のとびら

1 特約組立型総合保険について 65ページ

1 特長と仕組み 65ページ

2 付加できる特約について 67ページ

3 お支払いする保険金・年金・給付金 70ページ

4 保険料の割引制度 94ページ

2 医療保険(16)・ 終身医療保険(16)について 95ページ

1 特長と仕組み 95ページ

2 付加できる特約について 97ページ

3 ご契約の更新および
終身医療保険(16)への変更制度について 98ページ

4 お支払いする給付金 101ページ

3 保険料の払込免除について 116ページ

4 免責事由について 119ページ

目次

ご契約のしおり

申込内容確認表	1
本しおりの使い方 (クイックインデックス)	3
目次	5

ご契約にあたって

1 フコク生命からのお願い	9
ご契約の申込みにあたっては、 ご自身でお手続きください。	9
健康状態・職業等を正確に告知していただくよう お願いいたします。	9
保険料をお払い込みいただく際は 領収証をお受け取りください。	11
保険証券の内容をご確認ください。	11
2 ご契約にあたっての大切なこと	12
生命保険募集人について	12
クーリング・オフ制度 (申込の撤回・ご契約の解除) について	12
現在のご契約の見直しを検討されている お客さまへ	13
保険会社の責任開始期について	17
「責任開始期に関する特約」が付加された ご契約の第1回保険料の払込について	17
保険契約上の年齢について	18
個人情報の取扱について	18
他の生命保険会社等との保険契約等に関する 情報の共同利用について	19
セコム損害保険株式会社との 個人情報の共同利用について	21
業務または財産の状況の変化による 保険金額等の削減について	22
相互会社制度について	24
生命保険に関するご相談等の窓口について	25
取引時確認に関するお願い	25
外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関するお願い	26
非居住者に係る金融口座情報の届出 に関するお願い	26
3 被保険者による契約者への 解約の請求について	27
4 「自由診療保険メディコムプラス」を セットしたご契約について	28

こんなときは

1 保険料の払込について知りたい	31
保険料の払込方法について	31
保険料をまとめてお払い込みいただく 方法について	33
保険料の払込期月について	33
保険料払込の猶予期間とご契約の失効について	34
保険金支払等の際の保険料の精算について	34
年払・半年払のご契約が消滅した場合の 保険料の払戻について	36
2 効力を失った契約をもとに戻したい	37
ご契約の復活について	37
3 保険料の払込が困難になられたときは	38
保険料の自動貸付	38
保険金額・入院給付金日額等の減額	40
4 現金がご入用のときは	41
契約者貸付制度について	41
5 保険金・給付金等を請求したい	42
保険金・給付金等の請求手続について	42
請求手続に必要な書類	44
指定代理請求制度について	46
保険金・給付金等をお支払いできない場合	49
保険金・給付金等の支払期限および 支払場所について	56
6 保険金・給付金等の受取人の変更について知りたい	57
保険金・給付金等の受取人の変更について	57
遺言による保険金・給付金等の受取人の変更 について	57
保険金・給付金等の受取人が死亡された場合	57
7 契約を解約したい	58
解約と払戻金について	58
8 契約者の債権者等から解約の請求が あったときは	59
保険金・給付金等の受取人による 保険契約の存続 (介入権) について	59
9 社員配当金について知りたい	60
社員配当金について	60
10 税金について知りたい	61
生命保険料控除について	61
保険金・給付金等の税法上の取扱について	63

『未来のとびら』の 商品内容について …… 64

■ 特約組立型総合保険について …… 65

1 特長と仕組み …… 65

2 付加できる特約について …… 67

付加できる特約の種類 …… 67

特約の更新について …… 68

3 お支払いする保険金・年金・給付金 …… 70

定期保険特約(2012) …… 70

収入保障特約(2012) …… 71

収入保障特約<逓減型>(2014) …… 72

終身保険特約(2012) …… 74

生存給付金付定期保険特約(2012) …… 75

生活障害保障特約(2015) …… 76

介護保障特約<有期型>(2012) …… 78

介護保障特約<終身型>(2012) …… 79

介護終身年金特約<認知症加算型>(2018) …… 80

就業不能保障特約(2020) …… 84

災害割増特約(2012) …… 90

傷害特約(2012) …… 91

リビング・ニーズ特約 …… 92

4 保険料の割引制度 …… 94

■ 医療保険(16)・終身医療保険(16)について …… 95

1 特長と仕組み …… 95

医療保険(16)・終身医療保険(16)の特長 …… 95

医療保険(16)・終身医療保険(16)の仕組み …… 96

2 付加できる特約について …… 97

付加できる特約の種類 …… 97

3 ご契約の更新および 終身医療保険(16)への変更制度について …… 98

ご契約の更新について …… 98

医療保険(16)から終身医療保険(16)への変更制度について …… 100

4 お支払いする給付金 …… 101

医療保険(16)・終身医療保険(16)[主契約] …… 101

生活習慣病特約(16) …… 105

女性疾病特約(16) …… 107

がん特約(16) …… 109

先進医療特約(16) …… 111

移植医療特約(02) …… 113

特定損傷特約(01) …… 115

■ 保険料の払込免除について …… 116

高度障害状態・要介護状態・
身体障害の状態による保険料の払込免除 …… 116

保険料払込免除特約による保険料の払込免除 …… 117

保険料の払込が免除された場合の
更新の取扱いについて …… 118

■ 免責事由について …… 119

免責事由(保険金・給付金等をお支払いできない
場合、保険料の払込を免除できない場合) …… 119

定款・約款

定 款 …… 126

約款の抜粋 …… 132

本社・支社所在地一覧 …… 182

Web約款について …… 184

ご契約にあたって

1. フコク生命からのお願い …… 9 ページ
2. ご契約にあたっての大切なことから ……12 ページ
3. 被保険者による契約者への解約の
請求について ……27 ページ
4. 「自由診療保険メディコムプラス」を
セットしたご契約について ……28 ページ

1 フコク生命からのお願い

フコク生命からお客さまへの大切なお願いです。ぜひご確認くださいませようお願いいたします。

ご契約の申込みにあたっては、
ご自身でお手続きください。

ご契約の申込みにあたっては、申込内容を十分お確かめのうえ、保険契約者（以下「契約者」といいます。）がご自身でお手続きください。

健康状態・職業等を
正確に告知していただくようお願いいたします。

告知義務について

契約者や被保険者には、下記のように健康状態や職業等についての告知をしていただく義務があります。



- 生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障し合う制度です。したがって、その制度の中に、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件で契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、現在の職業等、当社がおたずねする告知項目（注）**について、被保険者ご自身が事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
（注）当社がおたずねする告知項目は、保険金等の支払事由や保険料の払込免除事由が発生する可能性に関係のあるものに限りま。
- 診査**を行なうご契約の場合には、当社の指定した医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合も同様に事実をありのままに正確にもれなく告知してください。
- 失効**したご契約を**復活**する場合にも、告知（診査）をしていただきます。



生命保険募集人（募集代理店を含みます。）には告知を受ける権限（告知受領権）がないため、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

➡34ページ参照

失効については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

➡37ページ参照

復活については、「ご契約の復活について」をご参照ください。

傷病歴等がある方への引受対応について

当社では、契約者間の公平性を保つため、お客さまの健康状態すなわち保険金等の支払が発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引き受けすることがあります（お引き受けできないことや、「保険料の割増」「保険金の削減」「特定部位不担保」等の特別な条件をつけることによりお引き受けすることもあります。）。



当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約の申込後または保険金等のご請求の際、ご契約の申込内容または請求内容等について確認させていただく場合があります。

告知義務違反について

告知していただくことについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

- この取扱は、**責任開始日**（注）から2年以内、かつ、当社がその事実を知ってから1ヵ月以内に限りです。

（注）保険契約の復活が行なわれている場合には、最後の復活の際の責任開始日とします。

- 責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知しないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金・給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料の払込を免除する事由が発生していても、払込を免除することはできません。ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払いしたり、保険料の払込を免除することがあります。
- ご契約を解除した場合、解約の際にお支払いする**払戻金**があれば、その金額を契約者にお支払いします。



上記のご契約を解除する場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡する危険性が極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知しなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、

- ・責任開始日からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。）。
- ・すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。なお、責任開始期については、「保険会社の責任開始期について」（17ページ）をご参照ください。

払戻金とは

ご契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。

保険料をお払い込みいただく際は領収証をお受け取りください。

- 第1回保険料を担当者にお払い込みいただく際は、会社名・会社印が印刷された当社所定の領収証をお受け取りください。

※次のような場合には、領収証は発行いたしません。

- ・第1回保険料を銀行などの金融機関の契約者指定の口座から振り替えた場合
 - ・**キャッシュレス転換制度**をご利用の場合 など
- 第2回以後の保険料を担当者にお払い込みいただく際も、会社名・会社印が印刷された当社所定の領収証をお受け取りください。

<見本>

富国生命保険相互会社



保険証券の内容をご確認ください。

ご契約をお引き受けしますと、当社は、**保険証券**を契約者にお送りしますので、申込の際の内容と相違していないかどうかよくお確かめください。

万一、内容が相違していたり、ご不明な点等がございましたら、最寄りの営業所、支社またはお客さまセンターまでご連絡ください。



➡14ページ参照

キャッシュレス転換制度については、「現在のご契約の転換をご検討されているお客さまへ」をご参照ください。

保険証券とは

ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。

2 ご契約にあたっての大切なことから

ご契約に際してご確認いただきたいことから記載しております。内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申し込みください。

生命保険募集人について

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合は、保険契約の申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合は、保険契約の申込に対して生命保険募集人が承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

当社の生命保険募集人について

当社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約の申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則として当社の承諾が必要になります。

<当社の承諾が必要な契約内容変更等の手続の例>

- ・保険契約の復活 ・特約の中途付加 など

クーリング・オフ制度（申込の撤回・ご契約の解除）について

- 生命保険は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討ください。
- ご納得がいかない場合、申込者または契約者（以下「申込者等」といいます。）は、ご契約の申込日またはこの冊子を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による申出により、申込の撤回またはご契約の解除（以下「申込の撤回等」といいます。）をすることができます。
- この場合には、お払い込みいただいた金額を全額お返しします。
- 契約転換制度**による申込のときは、以前のご契約に戻ります。
- 当社は、申込の撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払を請求しません。
- 申込の撤回等の書面の発信時に保険金または給付金等の支払事由が発生している場合には、申込の撤回等の効力は生じません。ただし、申込の撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金または給付金等の支払事由が発生していることを知っている場合を除きます。

▶14ページ参照

契約転換制度については、「現在のご契約の転換をご検討されているお客さまへ」をご参照ください。

申出方法

- 申込の撤回等は、郵便により前記の期間内（8日以内の消印有効）に取扱支社または本社までお申し出ください。
- 郵便（はがき、手紙）には申込の撤回等をする旨明記し、申込者等の氏名・住所および取扱営業所・担当者名（募集代理店の場合は代理店名）を記入してください。



次のような場合には、申込の撤回等ができません。

- ① 当社指定の医師の診査を受けた場合
- ② 申込者等が法人または個人事業主（雇用主）の場合
- ③ 申込者等が、当社の営業所、支社または本社（以下「営業所等」といいます。）において保険契約の申込をされた場合。ただし、申込者等が当社の営業所等に対し、事前に日を通知したうえで訪問され、かつ、その事前通知または訪問の際に、訪問の目的が保険契約の申込であることを明らかにされて、当該営業所等で当該保険契約の申込をされた場合に限りです。
- ④ 申込者等が、自ら指定された場所（当社の営業所等および申込者等のご自宅を除きます。）において保険契約の申込をされた場合。なお、当社の営業所等を指定された場合でも、上記③に該当するときは申込の撤回等ができないことにご注意ください。
- ⑤ 保険料（保険料充当金を含みます。）の払込が、当社の指定する銀行等の口座への振込により行なわれた場合。ただし、申込者等が当社または当社職員に対して振込を依頼（ATM等の機器使用による依頼を含みます。）されることにより振込が行なわれた場合を除きます。
- ⑥ 債務履行の担保のための保険契約の場合
- ⑦ 既契約の内容変更（特約の中途付加など）の場合

現在のご契約の見直しを検討されているお客さまへ

現在のご契約の解約・減額を前提に 新たな保険契約の申込をご検討されているお客さまへ

- 現在のご契約を解約・減額するときには、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となります。
 - ・ 多くの場合、**払戻金**は、お払い込みいただいた保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
- 保険料計算に用いる予定利率・予定死亡率等は、解約・減額されるご契約と新たな保険契約とで異なることがあります。
- 新たにお申込の保険契約について、以下の事項にご留意ください。
 - ・ 一般の契約と同様に**告知義務**があります。そのため、新たに申し込まれた保険契約の**責任開始日**を起算日として、**告知義務違反**による解除の規定が適用されます。
 - ・ **詐欺による契約の取消**の規定等についても、新たに申し込まれた保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。したがって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約の引受ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることがあります。**

払戻金とは

ご契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。

➡9・10・55ページ参照

告知義務、告知義務違反および詐欺による契約の取消については、「告知義務について」「告知義務違反について」「詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合」をご参照ください。

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を**責任開始期**といい、その責任開始期を含む日を**責任開始日**といいます。なお、責任開始期については、「保険会社の責任開始期について」（17ページ）をご参照ください。

現在のご契約の転換をご検討されているお客さまへ

■契約転換制度とは

契約転換制度は、現在継続中の当社のご契約を解約することなく、その**責任準備金**や**社員配当金**など（「転換価格」といいます。）を新しいご契約の保険料の一部に充当して、保障内容を充実させる制度です。

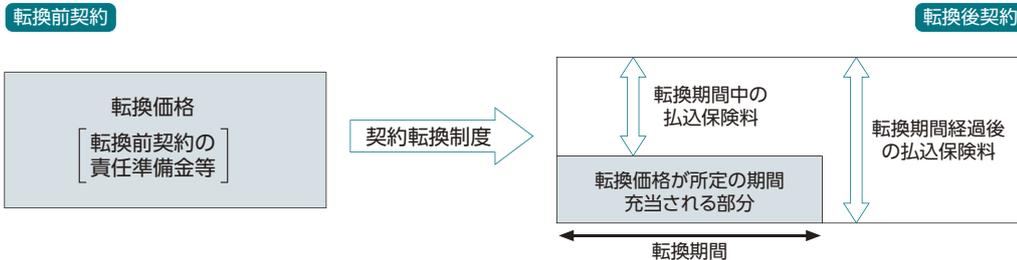
- ライフサイクルの変化とともに、ニーズにあわせて保障内容を見直すことができます。
- ご契約は最高5件までまとめて1件の契約に転換することができます。

■契約転換制度をご利用の場合

契約転換制度をご利用の場合、転換後契約の第1回保険料を現金等でお払い込みいただく方法と、当社からの貸付金により充当する方法（「キャッシュレス転換制度」といいます。）があります。

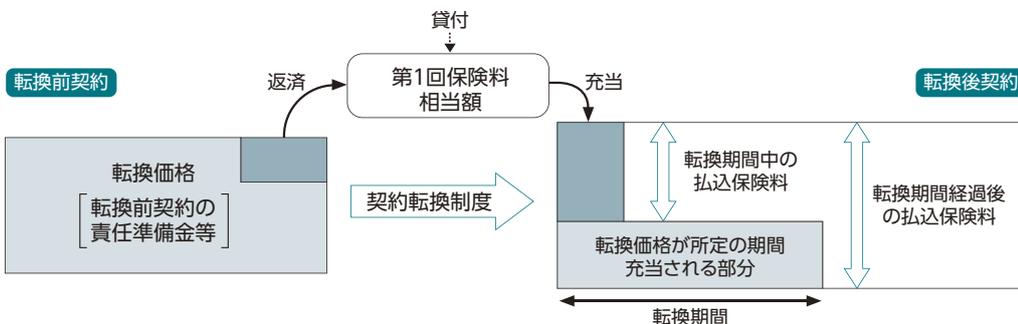
第1回保険料を現金等でお払い込みいただく方法

- 転換前契約の責任準備金等をすべて転換価格として、転換後契約の保険料に充当します。



キャッシュレス転換制度

- 転換後契約の第1回保険料（転換後契約にパックされた医療保険の第1回保険料を含みます。）相当額を当社が貸し付けて、転換後契約の第1回保険料に充当する方法で、初回の保険料を現金等でお払い込みいただく必要がありません。
- 貸し付けた転換後契約の第1回保険料相当額は、転換前契約の責任準備金等から差し引くことにより返済に代えます（貸付金の利息はありません。）。
- キャッシュレス転換制度をご利用の場合、第1回保険料を現金等でお払い込みいただく場合に比べて転換価格は少なくなり、転換期間中の払込保険料の総額は若干多くなります。



- 転換期間中、保険料の払込のつど、転換価格を分割して転換後契約の保険料に充当していきます。
- 転換期間中に、保険金のお支払や解約等の事由により転換後契約が消滅した場合には、転換価格の残額を保険金や**払戻金**に加えてお支払いします。

責任準備金とは

将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

▶60ページ参照

社員配当金については、「社員配当金について」をご参照ください。

払戻金とは

ご契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。



- 契約転換制度のご利用にあたっては、「特約の中途付加」、「追加契約」等の方法と比較のうえ、ご検討ください。
 - ・ 契約転換制度により、保険金額、保険料払込期間、保険料などの契約内容は、転換前契約から新しい内容に切り替わります。
 - ・ 転換後契約の保険料は、転換時の年齢および保険料率により計算します。なお、保険料の基礎となる予定利率、予定死亡率等は、転換前契約と転換後契約とで異なる場合があります。
 - ご契約の転換により予定利率が下がる場合、貯蓄性の高い保険種類については、保険料が高くなる場合があります。
 - 転換前契約のご契約後の経過年数等が当社の定める基準に満たない場合には、契約転換制度は取り扱いません。詳しくは、担当者か、最寄りの営業所、支社またはお客さまセンターまでご相談ください。
 - 転換後契約の契約者および被保険者は、それぞれ転換前契約の契約者および被保険者と同一人とします。
 - 転換後契約について、以下の事項にご留意ください。
 - ・ 一般の契約と同様に**告知義務**があります。そのため、転換後契約の**責任開始日**を起算日として、**告知義務違反**による解除の規定が適用されます。
 - ・ **詐欺による契約の取消**の規定等についても、転換後契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- したがって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、転換後契約の引受ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることがあります。

➡9・10・55ページ参照

告知義務、告知義務違反および詐欺による契約の取消については、「告知義務について」「告知義務違反について」「詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合」をご参照ください。

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

なお、責任開始期については、「保険会社の責任開始期について」（17ページ）をご参照ください。

ご契約を見直す方法には、契約転換制度を利用する以外の方法もありますので、下記を参考にあわせてご検討ください。

ご利用いただける方法	契約転換制度	特約の中途付加	追加契約
特長	保障額の見直しと同時に、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	現在のご契約の保障内容や保険期間は変わらずに、保障内容を充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
仕組み	現在の当社のご契約を解約することなく、その 責任準備金 や社員配当金など（転換価格）を新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。	現在の当社のご契約に新たに特約を付加して保障内容を充実させる方法です。	<ul style="list-style-type: none"> ●現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ●ご契約は2件になります。
図解			
現在のご契約は	消滅します。	継続します。	継続します。
保険料	契約転換制度ご利用時の年齢、保険料率により保険料を計算し、転換価格の充当で割り引かれた後の保険料をお払い込みいただけます。	中途付加時の年齢、保険料率により新たに付加する特約の保険料を計算し、現在の保険料に加えてお払い込みいただけます。	新しい保険のご契約時の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払い込みいただけます。

- それぞれの方法をご利用の際には、現在のご契約の種類や内容により、所定の条件を満たすことが必要となります。詳しくは、担当者か、最寄りの営業所、支社またはお客さまセンターまでご相談ください。
- ご契約の見直し後の保険料は、どの方法を利用するかによって異なります。



いずれの方法をご利用いただく場合も、あらためて診査（または告知）が必要となります。健康状態などによってはご利用いただけない場合もあります。

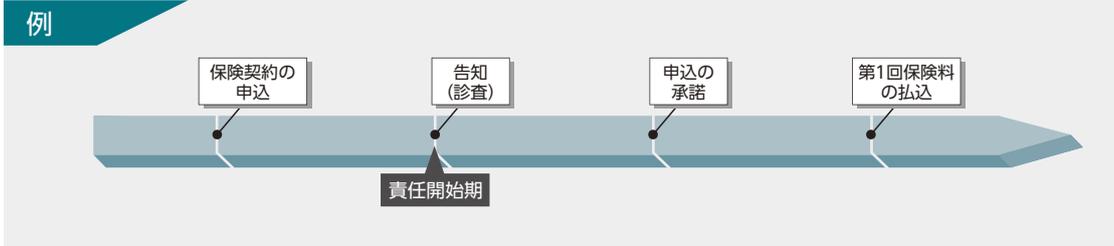
責任準備金とは

将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

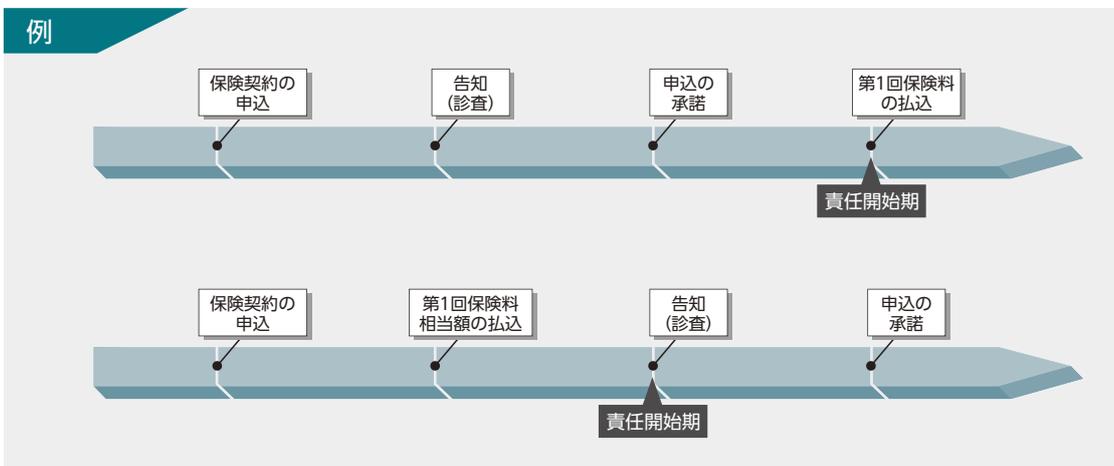
保険会社の責任開始期について

お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、次の時（責任開始期）からご契約の保障が開始します。

- 「責任開始期に関する特約」が付加されている場合
ご契約の申込と告知がともに完了した時から保障が開始します。



- 「責任開始期に関する特約」が付加されていない場合
●告知と第1回保険料相当額の払込がともに完了した時から保障が開始します。



- キャッシュレス転換制度をご利用の場合には、転換後契約の申込または告知のいずれか遅い時に転換後契約の第1回保険料相当額の払込があったものとみなし、その時から保障が開始します。

「責任開始期に関する特約」が付加されたご契約の第1回保険料の払込について

第1回保険料の払込方法

「責任開始期に関する特約」が付加されたご契約の第1回保険料は、次の方法によりお払い込みください。

口座振替扱のご契約	責任開始日を含む月の翌月の27日（休日の場合は翌営業日）に銀行などの金融機関の契約者指定の口座から振り替えます。（注1）（注2）
団体扱のご契約	次ページに記載の払込期間内に担当者にお払い込みください。
送金扱のご契約	当社からお送りする振替用紙で、次ページに記載の払込期間内に最寄りのゆうちょ銀行・郵便局または当社指定の銀行などにお払い込みください。

（注1）申込手続の完了時期によっては、口座からの振替ができない場合があります。この場合には、担当者へ第1回保険料をお払い込みください。

➡14ページ参照

キャッシュレス転換制度については、「現在のご契約の転換をご検討されているお客さまへ」をご参照ください。

➡31ページ参照

口座振替扱、団体扱および送金扱については、「保険料の払込方法について」をご参照ください。

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

(注2) 預金残高不足などにより口座からの振替ができなかった場合は、第1回保険料を担当者にお払い込みいただくか、または翌月の振替日に再度第1回保険料(月払契約については2ヵ月分の保険料)を口座から振り替えます。

第1回保険料の払込期間および猶予期間

●第1回保険料の払込期間および猶予期間は、次のとおりです。

払込期間	責任開始日から責任開始日を含む月の翌月の末日まで
猶予期間	払込期間の翌月の初日から末日まで

例



●第1回保険料が猶予期間の満了日までに払い込まれなかった場合、ご契約は、**責任開始日**にさかのぼって**無効**となります。

※口座振替扱のご契約で、2ヵ月連続して第1回保険料の振替ができなかった場合は、至急当社までご連絡ください。

●第1回保険料が払い込まれないことによりご契約が無効となった場合、以後お申し込みいただく保険契約の引受に際して、一定の制限を設けることがあります。

●第1回保険料が払い込まれる前に保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、第1回保険料(注)を保険金・給付金等から差し引くかまたはお払い込みいただきます。

(注) 月払契約で、猶予期間中に保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、2ヵ月分の保険料とします。

保険契約上の年齢について

- 契約年齢は、契約日における被保険者の満年齢(1年未満の端数は切り捨て)で計算します。
- ご契約後の保険契約上の被保険者の年齢は、**契約応当日**ごとに上記の契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。

個人情報の取扱について

当社は、保険契約の申込や各種請求にともなって取得したお客さまの個人情報を下記の目的のために利用いたします。



個人情報の利用目的

- 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。なお、責任開始期については、「保険会社の責任開始期について」(17ページ)をご参照ください。

契約応当日とは

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことです。特に「月単位の契約応当日」または「半年単位の契約応当日」といったときは、それぞれ各月または半年ごとの契約日に対応する日を指します。

他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実にこなされるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

契約内容登録制度・契約内容照会制度について

▶ お客さまの契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受の判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払の判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

- 保険契約等の申込があった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申込があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受またはこれらの保険金等のお支払の判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受およびお支払の判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受およびこれらの保険金等のお支払の判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、お客さまセンターにお問合わせください。



登録事項

- ① 契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- ② 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ③ 入院給付金の種類および日額
- ④ 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤ 取扱会社名

◎ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp>)の「加盟会社」をご覧ください。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

支払査定時照会制度について

▶ 保険金等のご請求に際し、お客さまの契約内容等を照会させていただきますことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

◎「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp>)の「加盟会社」をご覧ください。

- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行なった各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、お客さまセンターにお問合わせください。



相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしてします。）
- ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

（注）上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

セコム損害保険株式会社との個人情報の共同利用について

当社は、セコム損害保険株式会社（以下「セコム損保」といいます。）との提携商品である「自由診療保険メディコムプラス」をお客さまがお申込の場合に、当社およびセコム損保におけるお客さまの保険契約のお引受、ご継続・維持管理、保険金等のお支払、その他保険に関連・付随する業務のために、次の情報をセコム損保と共同で利用いたします。



共同利用する個人データの項目

- ①お客さまの氏名、生年月日、性別、住所および電話番号等
- ②保険期間、保険料および保険料振替口座の口座情報
- ③ご契約内容およびその後の異動
- ④保険金の支払事由が発生した場合の状況等
- ⑤告知書、診査報状、健康管理証明書、その他ご提出いただいた健康診断結果通知書等に記載の情報、およびその他の保健医療情報

- **管理責任者** 当社（富国生命保険相互会社）
- **共同利用者** セコム損害保険株式会社

住所：東京都千代田区平河町2丁目6番2号 セコム損保ビル
ホームページ：<https://www.secom-sonpo.co.jp>

業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構にお問い合わせください（当社は生命保険契約者保護機構に加入しております。）。

生命保険契約者保護機構の概要

生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取を行なう等により、契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行ない、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。）。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行なわれる可能性があり、これにともない、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行なう制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

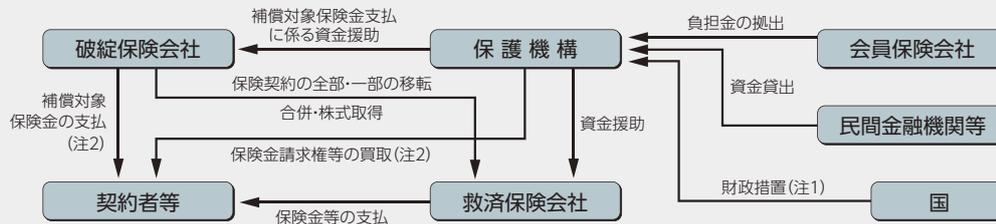
（※1） 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

（※2） 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。

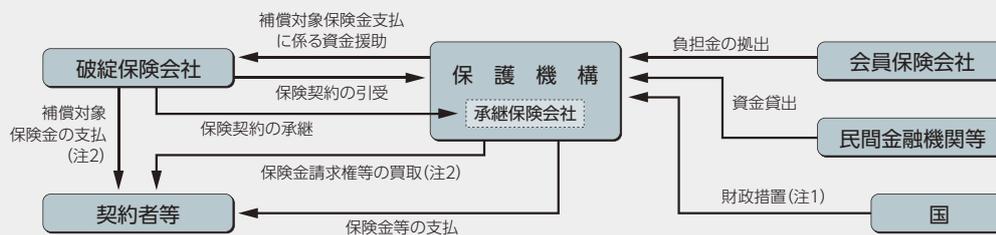
※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

仕組みの概略図

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）。



補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

● 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構：TEL 03-3286-2820

[月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時]

ホームページ <https://www.seihohogo.jp>

相互会社制度について

相互会社の仕組みについて

生命保険会社の会社形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の会社形態で、契約者が「社員（注）」となり、会社の構成員として会社運営に参加するというものです。

（注） 剰余金の分配のない保険契約（無配当保険）のみの契約者は、当社**定款**の定めにより社員とはなりません。

総代会制度について

●総代会の仕組み

当社は「社員総会」に代わるべき最高意思決定機関として「総代会」を設置しています。

総代会は、社員の中から選出された「総代」により構成され、剰余金の処分、定款の変更、取締役や監査役の選任などの重要事項を審議・決議しております。

●総代の定数・任期

当社では、総代の定数を120名、任期を4年（重任限度2期8年）と定めております。

●総代の選出方法

当社の総代は、総代会で選任された総代候補者選考委員で組織する総代候補者選考委員会において推薦された総代候補者に対して、全社員による社員投票（信任投票）を行ない選出します。各候補者は、信任を可としない投票数が投票権を有する社員の10分の1に達しない場合、総代として確定します。

※社員投票は、原則として総代の任期である4年ごとに実施し、全社員に投票用紙をお送りしております。

●総代会の傍聴制度

当社では、社員に会社経営に対するご理解を一層深めていただくため、総代会の傍聴希望者を公募する制度を実施しております。

公募は、総代会開催前の一定期間、本社・支社・営業所などの店頭に掲示するとともに、当社ホームページ (<https://www.fukoku-life.co.jp>) に掲載する方法で行なっております。

●総代会議案および議事録の閲覧

総代会の議案および議事録や質疑応答の要旨は、本社および各支社に備え置いてあり、社員は閲覧することができます。また、当社ホームページにも掲載しております。

社員の権利義務について

●社員の権利には、保険業法や定款にもとづき、総代選出にあたっての信任投票権などのほかに、一定数以上の社員による臨時総代会の招集請求権や総代会の議案提案権などがあります。

●そのほか、社員の主な権利として次のようなものがあります。

・定款や保険約款にもとづく**社員配当金**請求権

●社員の主な義務として次のようなものがあります。

・保険約款にもとづく保険料の払込義務

定款とは

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。

▶60ページ参照

社員配当金については、「社員配当金について」をご参照ください。

ご契約者懇談会について

- 契約者の皆さまのご意見を直接お伺いして経営に役立てること、また、当社の経営内容をお伝えしてご理解を深めていただくことを目的として、ご契約者懇談会を全国の支社で開催しております。
- ご契約者懇談会の開催案内は、本社・支社・営業所などの店頭に掲示するとともに、当社ホームページに掲載してお知らせいたします。

生命保険に関するご相談等の窓口について

- 生命保険のお手続やご契約に関する苦情・ご相談につきましては、下記のお客さまセンターまたは最寄りの支社へご連絡ください。



問合わせ先

フコク生命 お客さまセンター **0120-259-817**

[受付時間 平日9:00～17:00 (12/30～1/3を除く)]

※最寄りの支社の連絡先につきましては、巻末に記載しておりますのでご確認ください。

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス ; <https://www.seiho.or.jp>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

取引時確認に関するお願い

当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづいて、契約締結などの際にお客さまの本人特定事項〔氏名・住居・生年月日(法人のお客さまの場合は名称・所在地)〕、職業(法人のお客さまの場合は事業の内容)などを確認させていただいております。

お客さまがこれらの本人特定事項、職業などを変更されたときは、お客さまセンターまたは最寄りの支社までご連絡ください。

外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関するお願い

米国法である外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）にもとづいて、契約締結などの際に米国納税者か否かをお客さまに申告していただき、該当する場合には所定の申告書を当社あて提出していただいております。

なお、上記申告後に新たに米国納税義務者に該当することとなった場合や米国納税義務者に該当しなくなった場合には、再度申告書の提出が必要となりますので、お客さまセンターまたは最寄りの支社、担当者までご連絡ください。

非居住者に係る金融口座情報の届出に関するお願い

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正により創設された「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にもとづいて、契約締結などの際に氏名・住所（名称・所在地）、納税上の居住地国等をお客さまに申告していただき、所定の要件に該当する場合には国税庁に報告する目的で、届出書を当社あて提出していただいております。

なお、居住地国に異動があった場合は、届出書の提出が必要となりますので、お客さまセンターまたは最寄りの支社、担当者までご連絡ください。

3 被保険者による契約者への解約の請求について

被保険者と契約者が異なる保険契約をお申込の場合は、必ずご確認ください。

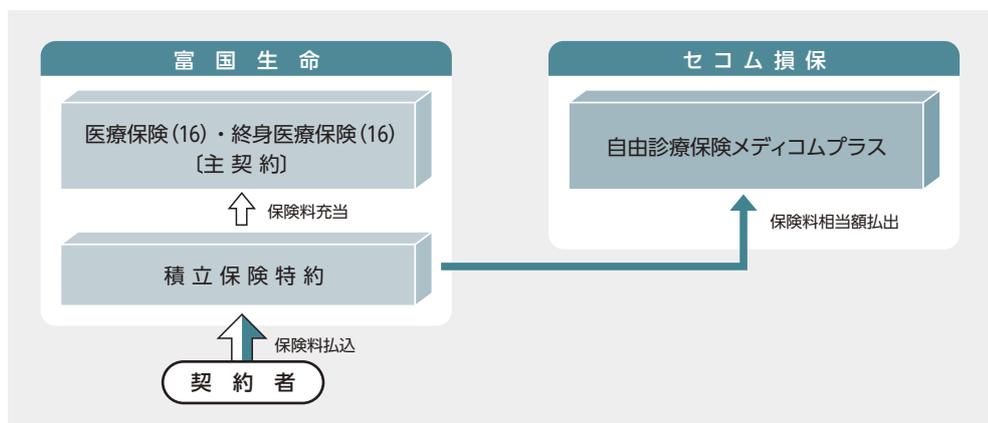
被保険者と契約者が異なる保険契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者は契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、保険契約の解約を行なう必要があります。

- ①契約者または保険金・給付金等の受取人が、この保険契約の保険金・給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）したとき。
- ②この保険契約の保険金・給付金等の請求に関して、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③被保険者の契約者または保険金・給付金等の受取人に対する信頼を損ない、保険契約を継続することを期待しえない上記①②と同等の重大な事由があるとき。
- ④契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が保険契約の申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化したとき。

4 「自由診療保険メディコムプラス」を セットしたご契約について

当社の医療保険(16)・終身医療保険(16)にセコム損害保険株式会社の提供する「自由診療保険メディコムプラス」をセットして申し込まれる場合は、必ずご確認ください。

医療保険(16)または終身医療保険(16)（以下「医療保険」といいます。）にご加入の場合、当社の提携保険会社であるセコム損害保険株式会社（以下「セコム損保」といいます。）の「自由診療保険メディコムプラス」〔新ガン治療費用保険（提携用）〕をセットして契約することができます。この場合、医療保険に積立保険特約を付加していただきます。



- 医療保険および「自由診療保険メディコムプラス」の毎回の保険料は、医療保険に付加された積立保険特約の保険料としてお払い込みいただきます。払い込まれた保険料は、積立保険特約の積立金として積み立てられます。
- 医療保険（積立保険特約以外の付加特約を含みます。）の保険料は、毎月、積立保険特約の積立金から払い込まれるものとしします。この場合、次の時をもって医療保険の保険料の払込があったものとしします。
 - ア. 第1回保険料
積立保険特約の第1回保険料を当社が受け取った時
 - イ. 第2回以後の保険料
その払込期月に払い込まれるべき積立保険特約の保険料（「定期払込保険料」といいます。）が当社に払い込まれた日末
- 「自由診療保険メディコムプラス」の保険料は、毎月、その保険料相当額を積立保険特約の積立金から払い出して当社からセコム損保へ送金することにより払い込まれるものとしします。この場合、「自由診療保険メディコムプラス」の保険料相当額を積立金から払い出す時期については、上記のアおよびイに準じるものとしします。



- 「自由診療保険メディコムプラス」は、その引受保険会社であるセコム損保とお客さまとの間の保険契約です。
- 「自由診療保険メディコムプラス」の商品内容の詳細については、当商品の「ご契約のしおりー普通保険約款および特約」をご覧ください。

こんなときは

1. 保険料の払込について知りたい……31 ページ
2. 効力を失った契約をもとに戻したい…37 ページ
3. 保険料の払込が困難に
なられたときは……38 ページ
4. 現金がご入用のときは……41 ページ
5. 保険金・給付金等を請求したい……42 ページ
6. 保険金・給付金等の受取人の
変更について知りたい……57 ページ
7. 契約を解約したい……58 ページ
8. 契約者の債権者等から
解約の請求があったときは……59 ページ
9. 社員配当金について知りたい……60 ページ
10. 税金について知りたい……61 ページ

1 保険料の払込について知りたい

契約者にお払い込みいただく保険料に関する事項についてご説明します。

※「責任開始期に関する特約」が付加されたご契約の第1回保険料の払込については、17ページをご参照ください。

保険料の払込方法について

保険料の払込方法<経路>について

保険料の払込方法<経路>は、次のいずれかの方法があります。

①口座振替扱	<p>銀行などの金融機関の契約者指定の口座から、保険料が自動的に当社へ振り替えられます。</p> <p>この場合、払い込まれた保険料について領収証は発行しません。</p> <p>【保険料の振替】</p> <p>払込期月の27日（休日の場合は翌営業日）に行ないます。ご入金など振替のご準備は振替日の前日までにお願いいたします。</p> <p>※特約組立型総合保険に医療保険をパックして加入したご契約の場合、特約組立型総合保険の保険料と医療保険の保険料を合算した金額が口座から振り替えられます。したがって、預金残高が合算した金額に不足するときはいずれの保険料も振り替えられません。</p> <p>【保険料の振替ができなかった場合】</p> <p>預金残高不足等により保険料の振替ができなかった場合は、翌月の振替日に、月払契約の場合は2ヵ月分、年払・半年払契約の場合は当月と同じ金額が口座から振り替えられます。</p> <p>なお、2ヵ月連続して保険料の振替ができなかった場合は、ご契約の効力が失われる（失効）ことがありますので、至急当社までご連絡ください。</p>
②団体扱	<p>勤務先などの所属団体を経由して保険料をお払い込みいただけます。</p> <p>この場合、まとめて1枚の領収証を団体代表者にお渡しし、個々の契約者には発行しません。</p>
③送金扱	<p>払込期月前にあらかじめ当社からお送りする払込案内に同封の振替用紙で、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局または当社指定の銀行などに保険料をお払い込みいただけます。</p> <p>その際の受領証は、保険料領収証の代わりとなりますから、大切に保管してください。</p> <p>なお、保険料の払込方法<回数>によってはお取り扱いできない場合があります。</p>

※上記のほか、集金扱（当社の定めた地域内に集金先をご指定いただき、当社の集金担当職員に保険料をお払い込みいただく方法）を取り扱う場合もあります。



万一、払込案内が届かなかった場合などには、お手数ですが、最寄りの営業所、支社または本社までお申し出いただくか、またはその場所へ保険料をお払い込みくださいますようお願いいたします。

➡33ページ参照

払込期月については、「保険料の払込期月について」をご参照ください。

➡34ページ参照

失効については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

➡32ページ参照

保険料の払込方法<回数>については、「保険料の払込方法<回数>について」をご参照ください。

保険料の払込方法＜経路＞を変更される場合

払込方法＜経路＞の変更をご希望の場合や、転居、所属団体からの脱退等の場合は、すみやかに担当者、最寄りの営業所、支社またはお客さまセンターまでお申し出ください。

- 払込方法の変更について申出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、新たな払込方法に変更させていただきます。
- 新たな払込方法に変更されるまでの間に保険料の支払時期が到来した場合は、お手数ですが最寄りの営業所、支社または本社にお払い込みください。
- 上記のほか、当社の都合により払込方法の変更をさせていただく場合があります。



保険料の払込方法＜経路＞が変更された場合、毎回お払い込みいただく保険料の額も変更となることがあります。

(例) 団体月払から口座振替月払への変更など

保険料の払込方法＜回数＞について

保険料の払込方法＜回数＞は、次のいずれかの方法があります。

①月払	毎月1回保険料をお払い込みいただきます。
②半年払	年2回保険料をお払い込みいただきます。
③年払	年1回保険料をお払い込みいただきます。

保険料をまとめてお払い込みいただく方法について

預貯金、満期保険金などの手持資金を活かして保険料をまとめてお払い込みいただくことにより、保険料の割引を受けることができます。

保険料の前納

将来の年払または半年払保険料を、あらかじめ指定していただいた回数分だけまとめてお払い込みいただく方法です。この場合、当社所定の利率で保険料を割り引きます。

前納された保険料（保険料前納金といいます。）はいったん当社が所定の利息をつけて積み立てておき、毎回の保険料として順次充当していきます。

- 当社の定める範囲内で、年払契約の場合は2年以上、半年払契約の場合は1年以上の保険料を前納することができます。
- 保険料は、年払・半年払保険料の合計額に比べて少額となります。

保険料の一括払込

当月分以後の3ヵ月分から12ヵ月分までの保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。この場合、当社所定の利率で保険料を割り引きます。

一括払された保険料は、毎回の保険料として順次充当していきます。



- ご契約が途中で消滅（解約・死亡など）した場合、保険料前納金や一括払の保険料の残額があれば払い戻します。また、保険料の払込が免除された場合にも、保険料前納金や一括払の保険料の残額があれば払い戻します。
- 経済情勢等によっては、保険料の前納・一括払込を利用できない場合があります。

保険料の払込期月について

第2回以後の保険料の払込期月（毎回の保険料をお払い込みいただく期間）は次のとおりとなります。保険料は、払込方法＜回数＞に応じて払込期月内にお払い込みください。

払込方法＜回数＞	払込期月
①月払	月単位の 契約応当日 （注）の属する月の初日から末日まで
②半年払	半年単位の 契約応当日 （注）の属する月の初日から末日まで
③年払	年単位の 契約応当日 （注）の属する月の初日から末日まで

（注）契約応当日がない月の場合は、その月の末日とします。

契約応当日とは

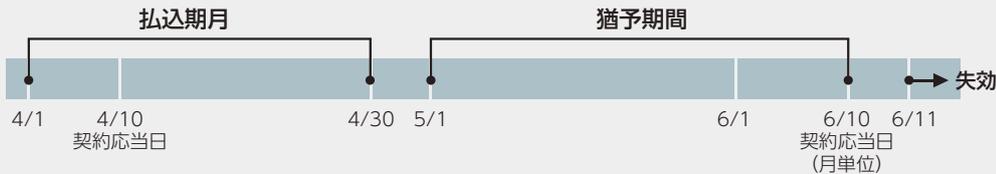
ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことです。特に「月単位の契約応当日」または「半年単位の契約応当日」といったときは、それぞれ各月または半年ごとの契約日に対応する日を指します。

保険料払込の猶予期間とご契約の失効について

第2回以後の保険料が**払込期月**内に払い込まれない場合でも猶予期間があります。
猶予期間は、保険料の払込方法<回数>により次のとおりとなります。

年払・半年払契約

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の**契約応当日**（契約応当日がない場合は、その月の末日）まで。ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで



月払契約

払込期月の翌月初日から末日まで



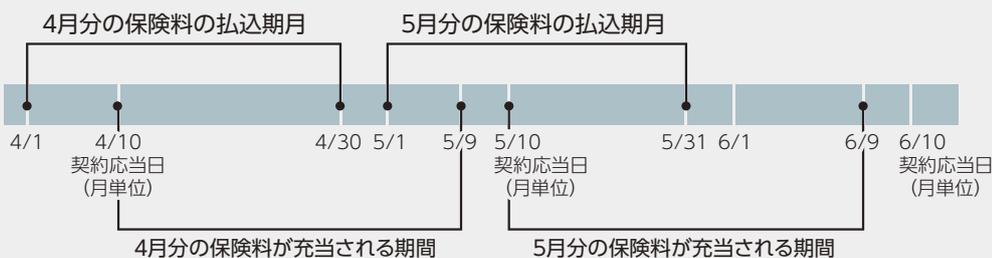
- 第2回以後の保険料が猶予期間の満了日までに払い込まなかった場合には、ご契約の効力が失われます。（失効）

ただし、猶予期間内に払込がない場合でも、**保険料の自動貸付**が可能なきは、特に反対の申出がない限り、自動的に当社が保険料を貸し付けてご契約を有効に継続させます。

保険金支払等の際の保険料の精算について

お払い込みいただく保険料は、払込期月ごとの契約応当日から次の払込期月の契約応当日前日までの期間に充当されますが、保険料は払込期月ごとの契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

月払契約の例



➡33ページ参照

払込期月については、「保険料の払込期月について」をご参照ください。

契約応当日とは

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことです。特に「月単位の契約応当日」といったときは、各月ごとの契約日に対応する日を指します。

➡38ページ参照

保険料の自動貸付については、「保険料の自動貸付」をご参照ください。

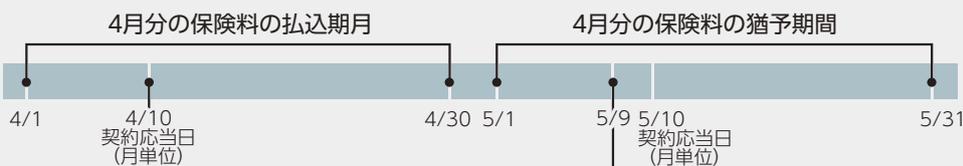
未払込保険料の精算

保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のように取り扱います。

保険金・給付金等のお支払のとき ▶ 未払込の保険料を保険金・給付金等から差し引きます。

保険料の払込免除のとき ▶ 未払込の保険料をお払い込みいただきます。

月払契約の例



4月分の保険料が未払込のまま、4/10から5/9までの間に保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合

- 保険金・給付金等のお支払のとき … 4月分の保険料を保険金・給付金等から差し引きます。
- 保険料の払込免除のとき … 4月分の保険料をお払い込みいただきます。

猶予期間中の場合の保険料の精算

月払契約で、**猶予期間**中の月単位の契約応当日以降に保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、次のように取り扱います。

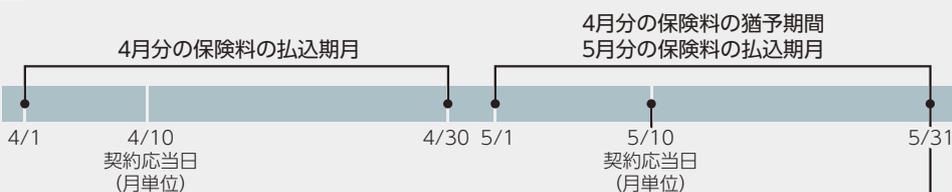
保険金・給付金等のお支払のとき ▶ 2ヵ月分の保険料を保険金・給付金等から差し引きます。

保険料の払込免除のとき ▶ 2ヵ月分の保険料をお払い込みいただきます。

▶34ページ参照

猶予期間については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

例



4月分・5月分の保険料が未払込のまま、5/10から5/31までの間に保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合

- 保険金・給付金等のお支払のとき … 4・5月分の保険料を保険金・給付金等から差し引きます。
- 保険料の払込免除のとき … 4・5月分の保険料をお払い込みいただきます。

年払・半年払のご契約が消滅した場合の保険料の払戻について

保険料の払込方法＜回数＞が年払・半年払のご契約の場合、保険料をお払い込みいただいた後に、解約や保険金のお支払などによりご契約が途中で消滅（注1）したときは、すでにお払い込みいただいた保険料（注2）のうち、「ご契約が消滅した日（注3）の翌日以後最初に到来する月単位の**契約応当日**」から「ご契約が消滅した日を含む**保険料期間**の末日」までの月数に対応する保険料相当額を払い戻します。（注4）

（注1）ご契約の消滅には、保険金額の減額や付加されている特約の消滅を含みます。

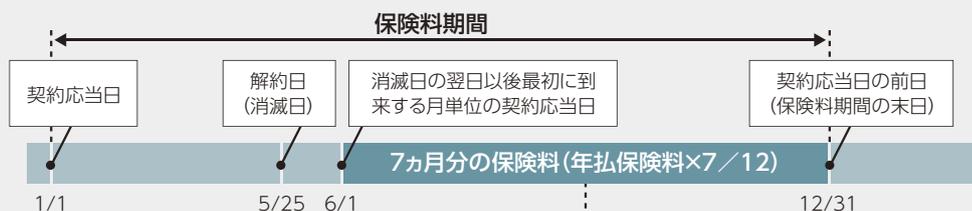
（注2）保険金額の減額等によりご契約の一部が消滅する場合は、その消滅した部分に対応する保険料に限ります。

（注3）**リビング・ニーズ特約**の特約保険金の支払によりご契約が消滅する場合、「特約保険金の請求日の6ヵ月後の応当日」をご契約が消滅した日として取り扱います。

（注4）**契約転換制度**のご利用によりご契約が消滅する場合には、その保険料相当額を**転換価格**に充当します。

例

- 年払契約(契約応当日:1月1日)
- 1月に年払保険料をお払い込みいただいた後、5月25日にご契約を解約された場合



消滅日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日から、保険料期間の末日までの月数に対応する保険料相当額を払い戻します。



保険料の払込方法＜回数＞が月払のご契約については、上記の「年払・半年払のご契約が消滅した場合の保険料の払戻」はありません。

契約応当日とは

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことです。特に「月単位の契約応当日」といったときは、各月ごとの契約日に対応する日を指します。

保険料期間とは

払込期月中の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間をいいます。なお、払込期月については「保険料の払込期月について」（33ページ）をご参照ください。

➡92ページ参照

リビング・ニーズ特約については、「リビング・ニーズ特約」をご参照ください。

➡14ページ参照

契約転換制度および**転換価格**については、「現在のご契約の転換をご検討されているお客さまへ」をご参照ください。

2 効力を失った契約をもとに戻したい

ご契約が失効した場合でも、所定の期間内であれば復活の請求ができます。

ご契約の復活について

ご契約が失効してから、特約組立型総合保険は3年以内、医療保険(16)・終身医療保険(16)は1年以内であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

- ご契約の復活の際は、特約組立型総合保険では付加されているすべての特約について、医療保険(16)・終身医療保険(16)では主契約および付加されているすべての特約について、復活の請求があったものとして取り扱います。復活を希望されない特約がある場合には、その特約を解約したうえでご契約の復活を請求してください。なお、解約した特約については、その後復活することはできません。
- ご契約の復活の際には、告知または診査と、復活にともなう所定の金額の払込が必要となります。
- 当社が復活を承諾した場合には、復活にともなう所定の金額を当社が受け取った時（告知前に受け取った場合は、告知の時）から、保険契約上の責任を開始します。



- 健康状態等によっては復活できないことがあります。
- ご契約の解約を請求した後は復活できません。
- 「責任開始期に関する特約」が付加されたご契約で、第1回保険料が払い込まれないことによりご契約が無効となった場合には、復活の取扱はありません。

3 保険料の払込が困難になられたときは

保険料の払込が困難になられた場合でも、次のような方法により、ご契約を継続いただけます。

保険料の自動貸付

一時的に保険料のご都合がつかないときは、保険料の自動貸付によりご契約を継続いただけます。

保険料の自動貸付の概要

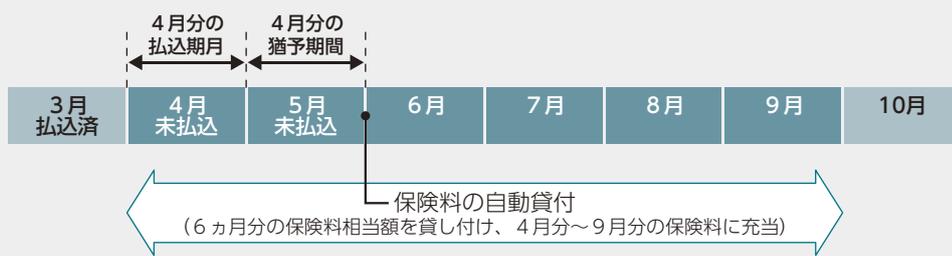
- 保険料の自動貸付とは、第2回以後の保険料の払込がないまま保険料払込の**猶予期間**を過ぎてしまった場合に、すぐにご契約が失効しないよう、**払戻金**の一定範囲内で当社が自動的に保険料相当額を契約者に貸し付けて、これを保険料の払込に充当する制度です。
- 当社が貸し付けて保険料に充当する金額は、次のとおりです。

保険料の払込方法<回数>	当社が貸付・充当を行なう金額
月払契約の場合	未払込の月以後6ヵ月分の保険料（注）に相当する金額
年払契約または半年払契約の場合	未払込の保険料に相当する金額

（注）保険料の払込方法<経路>が口座振替扱の場合でも、口座振替扱契約に適用される料率ではなく、普通保険料率（集金扱の契約に適用される保険料率）を基準として計算します。

- 払戻金の額によっては、保険料の自動貸付を取り扱えないこともあります。

保険料の自動貸付の仕組図（月払契約の場合の例）



- 4月分の保険料が猶予期間の満了日（5月31日）までに払い込まなかった場合、6ヵ月分の保険料相当額を猶予期間の満了日に貸し付けたものとして、4月分～9月分の保険料に充当します。
- 自動貸付により保険料が充当された期間が終了した後（10月以降）の保険料は、従来どおりの払込方法でお支払いいただきます。

- 団体月払のご契約の場合は、保険料の自動貸付は取り扱いません。



医療保険(16)・終身医療保険(16)では、保険料の自動貸付は取り扱いません。したがって、特約組立型総合保険に医療保険(16)・終身医療保険(16)をパックして加入したご契約では、特約組立型総合保険に保険料の自動貸付が適用されても、医療保険には適用されないため、医療保険だけが失効する場合があります。

➡34ページ参照

猶予期間については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

払戻金とは

ご契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。

貸付金の利息とご返済について

- 当社が自動貸付によって保険料に充当した金額（以下「自動貸付金」といいます。）には利息がつきます。
- 自動貸付金の利息は、当社所定の利率（貸付利率）で計算します。
貸付利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行ない、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、その利率を変更することがあります。
この場合、変更後の貸付利率の適用は次のとおりとします。

新規に自動貸付を行なうとき	1月見直しの場合は4月1日以降の自動貸付から、7月見直しの場合は10月1日以降の自動貸付から変更後の貸付利率を適用します。
すでに自動貸付を行なっているとき	1月見直しの場合は4月1日以降、直後に到来する利息繰入日の翌日から、7月見直しの場合は10月1日以降、直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の貸付利率を適用します。

- 適用される貸付利率については、当社ホームページ（<https://www.fukoku-life.co.jp>）の「主な諸利率一覧」をご参照ください。
- 自動貸付金はいつでも返済することができます（全額返済のほか、一部返済も取り扱います。）。



- ご返済がないと、自動貸付金の元利金が払戻金額を超過して、ご契約の効力がなくなることがあります（失効）。計画的にご返済ください。
- 特約組立型総合保険の保険金・給付金等をお支払いする際や特約組立型総合保険を解約される際に自動貸付金の元利金がある場合は、保険金・給付金等や払戻金からその元利金を差し引きます。そのため、お受け取りいただける保険金・給付金等や払戻金の額は通常よりも少なくなります。

保険料の自動貸付を希望されない場合

- あらかじめ契約者から自動貸付の適用を希望しない旨の申出をいただいている場合には、保険料の自動貸付は行ないません（その場合、ご契約は猶予期間の満了日の翌日から失効します。）。
- 猶予期間の満了日の翌日から3ヵ月以内にご契約の解約のご請求をいただいた場合は、自動貸付が行なわれなかったものとして解約の手続をします。



自動貸付を希望されない場合には、書面で担当者、最寄りの営業所、支社または本社へお申し出ください。

▶34ページ参照

失効については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

保険金額・入院給付金日額等の減額

お払い込みいただく保険料の額を少なくしたいときは、保険金額・入院給付金日額等を減額することができます。

- 保険金額・入院給付金日額等を減額したときは、減額分を解約したものと取り扱います。



- 減額後の保険金額・入院給付金日額等が当社の定める金額に満たない場合には、保険金額・入院給付金日額等の減額は取り扱いません。
- 特約組立型総合保険に付加された特約を減額することにより、他の特約も同時に減額されることがあります。
- 医療保険(16)・終身医療保険(16)を減額した場合、付加されている特約も同時に減額されることがあります。また、医療保険(16)・終身医療保険(16)の特約を減額することにより、特約に付加されている特則も同時に減額されることがあります。
- 特約組立型総合保険に**保険金額割引**・**保険料額割引**が適用されている場合、減額することにより、割引率が変更されたり、割引が適用されなくなることがあります。

▶94ページ参照

保険金額割引・保険料額割引については、「保険料の割引制度」をご参照ください。

4 現金がご入用のときは

一時的にお金をご入用の場合には、所定の範囲内で貸付を受けることができます。

契約者貸付制度について

特約組立型総合保険では、一時的にお金をご入用になった場合に、ご契約の**払戻金**の一定範囲内で資金をお貸しする「契約者貸付制度」をご利用いただくことができます。ただし、特約組立型総合保険に終身保険特約(2012)など当社所定の特約が付加されている場合に限りです。

- 貸付金に対する利息は、当社所定の利率（貸付利率）で計算します。
貸付利率は、毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行ない、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、その利率を変更することがあります。貸付利率を変更する場合は、1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から、新規貸付および既貸付に対し変更後の利率を適用します。
- 適用される貸付利率については、当社ホームページ (<https://www.fukoku-life.co.jp>) の「主な諸利率一覧」をご参照ください。
- 貸付金はいつでも返済することができます（全額返済のほか、一部返済も取り扱います。）。



- ご返済がないと、貸付金の元利金が払戻金額を超過して、ご契約の効力がなくなることがあります（**失効**）。計画的にご返済ください。
- 特約組立型総合保険の保険金・給付金等をお支払いする際や特約組立型総合保険を解約される際に貸付金の元利金がある場合は、保険金・給付金等や払戻金からその元利金を差し引きます。そのため、お受け取りいただける保険金・給付金等や払戻金の額は通常よりも少なくなります。
- 医療保険(16)・終身医療保険(16)では、契約者貸付制度は取り扱いません。

払戻金とは

ご契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。

5 保険金・給付金等を請求したい

被保険者が亡くなられたときや入院されたときなど、保険金・給付金等の支払事由が発生した際の手続等についてご案内します。

保険金・給付金等の請求手続について

保険金・給付金等の請求手続における流れは次のとおりです。

※請求内容によっては、手続が異なることがあります。

1 お客さま ご連絡いただく前にご確認ください

- 当社の**保険証券**および「ご契約のしおりー定款・約款」(当冊子)をお手元にご用意ください(ご契約が複数ある場合は、全件ご用意ください)。
- ご連絡いただいた際、下記のような事項についてお伺いします。

【例】 入院等された場合	<ul style="list-style-type: none">・ 保険証券に記載の記号・証券番号・ 被保険者のお名前、生年月日・ 入院期間(入院日・退院日)・ 入院等の原因(事故内容・傷病名など)・ 事故日または発病時期・ 手術名、手術日(手術を受けられている場合)
亡くなられた場合	<ul style="list-style-type: none">・ 保険証券に記載の記号・証券番号・ 被保険者のお名前、生年月日・ 亡くなられた日・ 死亡原因(事故内容、傷病名など)・ 亡くなられる前の入院、手術等の有無・ 受取人のお名前とご連絡先

保険証券とは

ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。

2 お客さま 請求人ご本人より当社にご連絡ください

- 担当者、最寄りの支社またはお客さまセンターにご連絡ください。



セコム損保のガン保険「自由診療保険メディコムプラス」をセットしてご加入の場合、ガンと診断されたときは、早急に保険証券記載のセコム損保「メディコム・ナースコールセンター」へご連絡ください(治療を開始される前に必ずご連絡ください)。

3 フコク生命 ご請求に必要な書類をお届けいたします

- 請求手続についてご案内し、必要な書類を郵送またはお届けいたします。

4



お客さま

必要書類をご準備ください

- お届けした書類の必要項目に請求人ご本人が記入、押印してください。
- ご案内した必要書類をすべてご準備ください。
- 必要書類がすべてととのいましたら、郵送にて提出してください。



診断書および公的書類の発行・お取寄せにかかる費用は、お客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

5



フコク生命

書類の内容を確認させていただきます

- ご提出いただいた書類（診断書など）の内容を確認し、ご契約の約款規定にしたがって、お支払の審査を行ないます。
- 審査終了後、請求書にご記入いただいた送金方法にて、お支払いします。



- 審査の過程において、治療の経過や内容・障害の状態・事故の状況等について不明瞭な点がある場合は、医療機関への確認も含め、詳細な事実の確認を行なうことがあります。その場合、当社職員または当社より委託した会社の担当者のご自宅等に訪問のうえ確認をいたします。
- 審査の結果、最終的にお支払いできないこともあります。

約款とは

保険契約上のとりきめを記載したものをいいます。

6



お客さま

支払内容をご確認ください

- お支払いした後、速やかに「お支払明細書」をお送りしますので、支払内容をご確認ください。

請求手続に必要な書類

請求手続に必要な書類については、下記の約款の別表をご参照ください。

特約組立型総合保険	特約	定期保険特約(2012)	別表1 → 133ページ
		収入保障特約(2012)	
		収入保障特約<逦減型>(2014)	
		終身保険特約(2012)	
		生存給付金付定期保険特約(2012)	
		生活障害保障特約(2015)	
		介護保障特約<有期型>(2012)	
		介護保障特約<終身型>(2012)	
		介護終身年金特約<認知症加算型>(2018)	
		就業不能保障特約(2020)	
		災害割増特約(2012)	
		傷害特約(2012)	
		リビング・ニーズ特約	
医療保険(16)・終身医療保険(16)	主契約	医療保険(16)	別表13 → 155ページ
		終身医療保険(16)	別表13 → 157ページ
	特約	生活習慣病特約(16)	別表9 → 160ページ
		女性疾病特約(16)	別表9 → 166ページ
		がん特約(16)	別表8 → 168ページ
		先進医療特約(16)	別表6 → 170ページ
		移植医療特約(02)	別表3 → 172ページ
		特定損傷特約(01)	別表5 → 173ページ
共通部分	特約	保険料払込免除特約	別表1 → 133ページ
		指定代理請求特約	別表 → 180ページ

※当社は、上記の各別表に掲載した以外の書類の提出を求め、また掲載書類のうち一部の省略を認めることがあります。

- 契約者および死亡給付受取人を法人や個人事業主とするご契約について、死亡保険金・高度障害保険金等をご請求いただく場合には、被保険者またはご遺族の請求内容確認書等についてもあわせて提出してください。



- 保険金・給付金等の支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合だけでなく、保険金・給付金等の支払や保険料の払込免除の可能性があるとされる場合、ご不明な点がある場合などについても、担当者、最寄りの支社またはお客さまセンターにご連絡ください。
- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合にはご連絡ください。
- 当社からの手続に関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所等が変更となった場合には、必ずご連絡ください。

指定代理請求制度について

被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、被保険者ご自身が請求できない事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した「指定代理請求人」が、被保険者の代理人として請求することができます。

代理請求できる場合

被保険者ご本人が保険金・給付金等を請求できない次のような事情がある場合、指定代理請求人から保険金・給付金等をご請求いただけます。

- 介護を必要とする状態で意思表示ができないため、保険金・給付金等を請求できない場合
- がん等の傷病名の告知を受けていないため、保険金・給付金等を請求できない場合
- 余命6ヵ月以内との告知を受けていないため、保険金を請求できない場合 など

- 指定代理請求人からのご請求に際しては、被保険者が請求できない特別な事情を示す書類を提出していただき、当社の承諾を得ることが必要となります。
- 保険金・給付金等を指定代理請求人にお支払いした場合には、その後被保険者ご本人からその保険金・給付金等についてご請求を受けても、重複してのお支払はしません。

指定代理請求人の指定について

「指定代理請求人」は、次の範囲内から1名ご指定いただけます。なお、指定代理請求人は保険金・給付金等の請求時においても、この範囲内であることが必要です。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者の兄弟姉妹
- 上記以外の被保険者の3親等内の親族（被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方に限ります。）

- 契約者は、被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。また、指定代理請求人の指定が不要になった場合には、その指定を取り消すことができます。



故意に保険金・給付金の支払事由等を生じさせた者または故意に被保険者を保険金・給付金等の請求ができない状態にさせた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることはできません。

お願い

指定代理請求特約を付加された場合には、契約者から指定代理請求人となる方に対し、「指定代理請求人として指定されたこと」および「被保険者の代理人として保険金・給付金等を請求できること」を必ずお伝えください。

代理請求の対象となる保険金・給付金等について

指定代理請求人は、次の①②について請求することができます。

- ①被保険者が受取人となる次表の保険金・給付金等
- ②契約者と被保険者が同一人である場合の保険料の払込免除

主契約・特約	代理請求の対象となる保険金・給付金等
定期保険特約(2012)	高度障害保険金
収入保障特約(2012)	高度障害年金
収入保障特約<逡減型>(2014)	高度障害年金
終身保険特約(2012)	高度障害保険金
生存給付金付定期保険特約(2012)	高度障害保険金・契約者と被保険者が同一人である場合の生存給付金
生活障害保障特約(2015)	生活障害保険金
介護保障特約<有期型>(2012)	介護保険金・軽度介護給付金
介護保障特約<終身型>(2012)	介護保険金・軽度介護給付金
介護終身年金特約<認知症加算型>(2018)	介護終身年金
就業不能保障特約(2020)	就業不能給付金・就業不能年金
災害割増特約(2012)	高度障害状態による災害割増保険金
傷害特約(2012)	障害給付金
リビング・ニーズ特約	特約保険金
医療保険(16) 終身医療保険(16)	災害入院給付金・疾病入院給付金・入院見舞給付金・手術給付金・放射線治療給付金
生活習慣病特約(16)	生活習慣病入院給付金・生活習慣病手術給付金・生活習慣病放射線治療給付金・生活習慣病退院後療養給付金
女性疾病特約(16)	女性疾病入院給付金・女性疾病手術給付金・女性疾病放射線治療給付金・特定女性疾病入院一時給付金・出産給付金・契約者と被保険者が同一人である場合の満了時給付金
がん特約(16)	がん入院給付金・がん手術給付金・がん放射線治療給付金・3大疾病治療給付金
先進医療特約(16)	先進医療給付金
移植医療特約(02)	移植医療給付金
特定損傷特約(01)	特定損傷給付金



医療保険(16)・終身医療保険(16)とセットで加入された「自由診療保険メディコムプラス」からお支払いする保険金については、指定代理請求特約により代理請求できる保険金・給付金等の対象外となります。「自由診療保険メディコムプラス」の代理請求制度については、「自由診療保険メディコムプラス」の「ご契約のしおりー普通保険約款および特約」をご覧ください。

被保険者死亡後の保険金・給付金等のご請求について

被保険者が死亡された場合で、被保険者が受取人となっている未請求の保険金・給付金等があるときは、指定代理請求人（被保険者の法定相続人である場合に限り）が、引き続き保険金・給付金等の受取人の代理人として、それらの保険金・給付金等を請求することができます。



代理請求をされる場合には、次の点にご留意ください。

- 指定代理請求人からのご請求にもとづいて保険金・給付金をお支払いすること等により、被保険者がご存じないまま、以後の保険料や保険金額等が変更されたり、ご契約が消滅することがあります。
- 代理請求によって保険金・給付金をお支払いした後などに、契約者または被保険者からお問合わせ・申出等を受けた場合、当社は事実にもとづいて回答・説明をせざるを得ないことがあります。このような場合、当社は、指定代理請求人に契約者または被保険者への事情説明をお任せすることがあります。

保険金・給付金等をお支払いできない場合

保険金・給付金等は約款の規定にもとづいてお支払いしますが、以下のように保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。「お支払いする場合」「お支払いできない場合」の具体的な事例とあわせてご覧ください。

※保険金・給付金等をお支払いできない場合は、保険金・給付金等の種類によって異なります。詳細については、約款をご覧ください。

約款とは

保険契約上のとりきめを記載したものをいいます。

支払事由に該当しない場合・支払限度を超過した場合

保険金・給付金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合です。したがって、以下のように支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金等をお支払いすることはできません。約款に規定されている給付金の支払限度を超過した場合も給付金はお支払いできません。

支払事由に該当しない場合等の例

- 入院給付金や高度障害保険金等（死亡保険金は除きます）について、当社が保障の責任を開始する前に生じた不慮の事故や病気を原因とする場合……………事例1
- 約款に定めた支払日数の限度まですでに入院給付金をお支払いしている場合……………事例2
- 入院先が老人保健施設など約款に定める医療機関でない場合
- 人間ドックなど治療をとまわらない入院の場合……………事例3
- 高度障害状態において「回復の見込」がある場合……………事例4
- 公的介護保険制度において要介護認定されない場合……………事例5
- 入院の継続日数などの要件を満たさない場合……………事例6
- 手術が約款に定める支払対象となる手術に該当しない場合……………事例7

事例1 入院給付金のお支払（責任開始期と発病時期）

○ お支払いする場合

契約加入後に発病した椎間板ヘルニア（ついかんばん）により入院されたケース

✕ お支払いできない場合

契約加入前より治療を受けていた椎間板ヘルニア（ついかんばん）が、契約加入後に悪化し入院されたケース

解説

- 入院給付金等は、一般的にご契約（特約）の責任開始期以後に発病した病気または発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合が支払対象になるものと定められています。したがって、責任開始期前に発病した病気や責任開始期前の事故を原因とする場合にはお支払いできません。
- なお、次の①または②に該当したときは、保険金・給付金等をお支払いすることがあります。
 - ①責任開始期前に発病した病気や責任開始期前の事故を原因とする場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年経過後の入院など、約款に特に規定があるとき。
 - ②責任開始期前に発病した病気を原因とする場合でも、当社が、ご契約の締結または復活の際に、告知等によって知っていたその病気に関する事実にもとづいて承諾したとき。

事例2 入院給付金のお支払（1回の入院についての支払日数限度）

○ お支払いする場合

認知症で130日入院され、いったん退院。退院の1年後に同じ病気で90日入院されたケース

→ 1回目の入院は120日分、2回目の入院は90日分お支払いします。



✕ お支払いできない場合

認知症で130日入院され、いったん退院。退院の3ヵ月後に同じ病気で90日入院されたケース

→ 1回目の入院は120日分お支払いしますが、2回目の入院については、1回目との通算により支払日数限度（120日）を超過することとなるので、お支払いできません。



解説

- 1回の入院に対して支払われる入院給付金の支払日数限度が定められている場合、その日数をこえた入院については、入院給付金をお支払いできません〔医療保険(16)・終身医療保険(16)の場合、1回の入院につき120日限度。ただし、**生活習慣病**により入院されたときは、支払日数限度に達した後も入院給付金をお支払いします。(支払日数無制限)〕。
- 同一の病気を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、原則として1回の入院とみなし、入院日数を通算します。ただし、前回の入院の退院日の翌日から180日経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

→153ページ参照

生活習慣病については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表9 対象となる生活習慣病」をご参照ください。

事例3 入院給付金のお支払（治療を目的とした入院）

○ お支払いする場合

血便が出たため病院で受診したところ、医師より「原因を調べるため検査が必要」と指摘され、検査目的で入院をしたケース

→ 「血便」という、身体の異常をきっかけとした医師の指示による検査入院であるため、病気に対する治療の一環として、入院給付金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

定期的な健康診断目的で人間ドックを受けるためだけに入院をしたケース

→ **病気やけがの治療を目的としない人間ドック検査目的の入院のため、入院給付金はお支払いできません。**

解説

- なんらかの身体の異常があったため病院で受診し、治療をするにあたって検査が必要であるとの医師の指示で入院した場合は「治療を目的とした入院」と判断されるため、入院給付金をお支払いします。
- 入院給付金は、病気やけがの治療を目的として入院したときにお支払いするため、健康診断や人間ドック検査などを目的として入院したときにはお支払いできません。

事例4 高度障害保険金のお支払（高度障害状態と「回復の見込」）

○ お支払いする場合

自動車事故により傷害を負い、両眼の視力を全く永久に失ったケース（きょう正視力が0.02以下になって回復の見込なし）

✕ お支払いできない場合

糖尿病性網膜症^{もうまくしょう}できょう正視力が左右とも0.02以下となったが、回復の見込があって治療を続けているケース
→ 「両眼の視力を全く永久に失った」（回復の見込のない）状態に該当しないため、お支払いできません。

解説

- 高度障害保険金は、約款所定の**高度障害状態**に該当し、かつその回復の見込のないことが支払の要件となります。
- 高度障害保険金の支払対象となる**高度障害状態**は、「（身体の部位を）失った」、「機能または用を全く永久に失った」などいずれも回復の見込がない状態であり、回復の見込がある場合は保険金をお支払いできません。診断書をご用意いただく前に、回復の見込について主治医にご確認をお願いいたします。

※支払対象となる約款所定の**高度障害状態**は、身体障害者手帳などの公的な制度の基準とは要件が異なります。

▶140ページ参照

高度障害状態の詳細については、特約組立型総合保険「別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。

事例5 介護保険金のお支払（公的介護保険制度の要介護認定）

○ お支払いする場合

パーキンソン病により日常生活上介護を要する状態となったため、公的介護保険制度の要介護認定の申請をし、「要介護2」と認定されたケース

✕ お支払いできない場合

骨折の後遺症のため、日常生活動作を自力で行なうことが困難で「要介護2程度」の状態と医師に診断されたが、公的介護保険制度の要介護認定はされなかったケース
→ 実際に公的介護保険制度の「要介護2」以上と認定されなかったため、要介護認定による介護保険金はお支払いできません。

解説

- 公的介護保険制度の要介護認定に連動して保険金等をお支払いする介護保障特約＜有期型＞（2012）等では、被保険者が①公的介護保険制度に定める「要介護2」以上と認定された場合、②**当社所定の要介護状態**に該当しその状態が一定期間継続したと診断確定された場合が介護保険金等の支払対象となります。
- 「要介護2」以上に相当する状態であっても、実際に公的介護保険制度で「要介護2」以上と認定されない限り、要介護認定による介護保険金等はお支払いできません。

※支払対象となる**当社所定の要介護状態**は、公的介護保険制度による要介護認定などの公的な基準とは要件が異なります。

▶141ページ参照

当社所定の要介護状態の詳細については、特約組立型総合保険「別表5 対象となる要介護状態」をご参照ください。

事例6

急性心筋梗塞治療給付金・脳卒中治療給付金のお支払
(入院の継続日数などの要件)

お支払いする場合

突然胸痛が起こり「急性心筋梗塞」と診断され、1月4日～1月29日まで26日間入院されたケース
 → 「急性心筋梗塞」により20日以上継続して入院されたため、急性心筋梗塞治療給付金をお支払いします。



お支払いできない場合

「脳内出血」により、10月2日～10月8日まで7日間入院し、手術をせずに投薬治療のみで退院されたケース
 → 約款に定める「脳卒中」に該当するが、「脳卒中」による入院日数が20日未満かつ所定の手術を受けられていないため、脳卒中治療給付金はお支払いできません。

解説

- 3大疾病治療給付特則を付加しているがん特約(16)において、急性心筋梗塞治療給付金・脳卒中治療給付金を請求される場合、継続して20日以上入院されていること、または所定の手術を受けられていることが必要です。急性心筋梗塞または脳卒中と診断されただけでは、これらの給付金をお支払することはできません。

事例7

手術給付金のお支払(約款に定める手術への該当)



お支払いする場合

急性中耳炎により、排膿のため耳の鼓膜を切開する手術(鼓膜切開術)を受けたケース



お支払いできない場合

近視を矯正するため、レーザーによる角膜屈折矯正手術(レーシック手術)を受けたケース
 → レーザーによる角膜屈折矯正手術(レーシック手術)は公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」に手術料の算定される手術として列挙されていないため、手術給付金はお支払いできません。[2021年2月現在]

解説

- 手術給付金は、次の①または②のいずれかに該当する手術であることが**支払事由**のひとつであり、これらに該当しない手術ではお支払いすることができません。
 - ①公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」に手術料の算定対象として列挙されている手術
 - ②先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復などの操作を加える手術
- レーザーによる角膜屈折矯正手術(レーシック手術)の他にも、医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる輸血や骨髄移植、検査料の算定対象となる臓器穿刺や組織採取、処置料の算定対象となる持続的胸腔ドレナージなどは、手術料の算定対象として列挙されていない手術ではありませんので、手術給付金をお支払することはできません。[2021年2月現在]
- また、美容整形上の手術、病気を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、「治療を目的とする手術」に該当しないため、手術給付金の支払対象とはなりません。

※上記の①または②に該当する手術であっても、創傷処理やデブリードマンなど、手術給付金をお支払いできない手術があります。

→101ページ参照

手術給付金の支払事由については、「医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕」をご参照ください。

免責事由に該当した場合

約款に規定されている「保険金・給付金等を支払わない場合」（免責事由）に該当した場合は、保険金・給付金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。

※免責事由は、保険金・給付金等の種類によって異なります。詳細については、「[免責事由について](#)」に記載しておりますので、そちらをご参照ください。

免責事由の例

■ 死亡保険金の場合

- 被保険者が責任開始日から2年以内に自殺したとき
- 契約者または死亡給付受取人の故意によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき

■ 災害保険金の場合

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき…………… **事例8**
- 死亡給付受取人の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 地震、噴火または津波によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき

約款とは

保険契約上のとりきめを記載したものをいいます。

➔119ページ参照

「[免責事由について](#)」

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

なお、責任開始期については、「[保険会社の責任開始期について](#)」（17ページ）をご参照ください。

事例8 災害保険金のお支払（被保険者の重大な過失による免責）

 お支払いする場合

被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡されたケース（被保険者の軽過失に該当）

 お支払いできない場合

被保険者が、危険であることを認識できる状況で、高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡されたケース
➔ 被保険者に重大な過失があるため、災害保険金はお支払いできません。

解説

- 被保険者の重大な過失によって被保険者が死亡されたときは、災害保険金の免責事由にあたるため、支払事由に該当していても、災害保険金はお支払いできません。
- 「重大な過失」とは、著しい不注意をいいます。重大な過失の判断は、客観的・一般的な角度から著しい不注意にあたるかどうか、個別的な特殊事情があるかどうかなどを考慮しながら慎重に行ないます。

※災害保険金の免責事由に該当する場合でも、死亡保険金の免責事由に該当しないときは、死亡保険金の支払対象となります。

責任開始日から90日以内に乳がんが診断確定された場合

特約の責任開始日から90日以内に乳がん（乳房の上皮内がんを含みます。）と診断確定された場合は、給付金をお支払いすることはできず、保険料の払込免除も行ないません。

事例9

がん入院給付金・がん手術給付金・がん放射線治療給付金・がん治療給付金のお支払、保険料払込免除（責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん）

<がん入院給付金の場合>



お支払いする場合

ご契約の責任開始日から120日経過後に乳がんが診断確定され、入院を開始したケース



お支払いできない場合

ご契約の責任開始日から60日経過後に乳がんが診断確定され、入院を開始したケース
→ 責任開始日から90日以内であるため、がん入院給付金はお支払いできません。

解説

- がん特約(16)、3大疾病治療給付特則を付加しているがん特約(16)および保険料払込免除特約において、責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん（乳房の上皮内がんを含みます。）については、がん入院給付金、がん手術給付金、がん放射線治療給付金およびがん治療給付金はお支払いできず、また保険料の払込免除も行ないません。

告知義務違反による解除の場合

契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違していた場合には、保険契約または付加されている特約が告知義務違反により解除となり、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

→10ページ参照

告知義務違反による解除については、「告知義務違反について」をご参照ください。

事例10

死亡保険金のお支払（告知義務違反による解除）



お支払いする場合

契約加入前の高血圧での通院について、正しく告知し、加入から1年後に、高血圧と因果関係のある脳卒中で死亡されたケース



お支払いできない場合

契約加入前の慢性C型肝炎による通院について、正しく告知せず加入し、加入から1年後に、慢性C型肝炎を原因とする肝がんで死亡されたケース

解説

- 保険契約にご加入いただく際には、過去の病歴・最近の健康状態・身体の障害状態等について、被保険者ご自身に正確に告知していただく必要があります。
- 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日（復活の場合は復活の際の責任開始日）から2年以内であれば、ご契約が解除となり保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。なお、責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ただし、保険金・給付金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険金・給付金等をお支払いします。

→37ページ参照

復活については、「ご契約の復活について」をご参照ください。

ご契約の失効の場合

保険料の払込がなかったこと等によりご契約が失効した場合には、失効中に保険金・給付金等の支払事由に該当しても、これをお支払いすることはできません。

➡34ページ参照

失効については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合

次のような場合、保険契約は取消または無効となり、保険金・給付金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料も払い戻しません。

- ①契約者または被保険者の詐欺により保険契約が締結（または復活）された場合
- ②契約者が保険金・給付金等を不法に取得する目的または他人に保険金・給付金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結（または復活）したものと認められる場合

➡37ページ参照

復活については、「ご契約の復活について」をご参照ください。

重大事由による解除の場合

次のような事由に該当し、保険契約または付加されている特約が解除された場合には、それらの事由が発生した後に保険金・給付金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。

- ①契約者、被保険者（死亡保険金および収入保障年金の場合は被保険者を除きます。）または保険金・給付金等の受取人が、この保険契約の保険金・給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で保険事故を招致（未遂を含みます。）したとき。
- ②この保険契約の保険金・給付金等の請求に関して、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、反社会的勢力（注1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（注2）を有していると認められるとき（注3）。
- ④他の保険契約との重複により入院給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき。
- ⑤他の保険契約（他の保険会社等との間で締結された保険契約や共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されるなど、当社の契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人に対する信頼を損ない、保険契約または付加されている特約を継続することを期待しえない上記①～④と同等の重大な事由があったとき。

（注1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注2）反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行なうこと等をいいます。また、契約者または保険金・給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

（注3）③の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金・給付金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金・給付金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金・給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。



本項に記載した事例の保険金・給付金等を「お支払いする場合」の例でも、他の「お支払いできない場合」にあてはまるときは、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

保険金・給付金等の支払期限および支払場所について

- 保険金・給付金等のご請求があった場合、当社は、そのご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に本社でお支払いします。
- ただし、保険金・給付金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、下記のとおりお支払いします。

保険金・給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合		支払期限
①保険金・給付金等をお支払いするために確認が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金・給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・保険金・給付金等の支払の免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 	ご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて45日以内
②上記①の確認を行なうために特別な照会や調査が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関または医師に対する照会のうち、その照会先の指定する書面等の方法による照会が必要な場合 	ご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて60日以内
	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法やその他の法令にもとづく照会が必要な場合 ・専門機関による医学・工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ・契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人を被疑者として刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合において、その刑事手続の結果についての捜査機関や裁判所に対する照会が必要な場合 ・日本国外における調査が必要な場合 	ご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて180日以内

- 保険金・給付金等をお支払いするための確認・照会・調査を行なう場合は、事前に保険金・給付金等の受取人に通知します。



保険金・給付金等をお支払いするための上記①②の確認等に際し、契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金等をお支払いしません。

ご請求に必要な書類が当社に到着した日とは

完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

➡119ページ参照

免責事由については、「免責事由について」をご参照ください。

➡10ページ参照

告知義務違反については、「告知義務違反について」をご参照ください。

➡55ページ参照

重大事由、詐欺、不法取得目的については、「重大事由による解除の場合」「詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合」をご参照ください。

6

保険金・給付金等の受取人の変更について知りたい

保険金・給付金等の受取人を変更する場合や受取人が死亡された場合の取扱いについてご説明します。

保険金・給付金等の受取人の変更について

- 契約者は、保険金・給付金等の受取人（特約組立型総合保険の死亡給付受取人・傷害疾病給付受取人、医療保険(16)・終身医療保険(16)の給付金受取人・死亡時払戻金受取人）を変更することができます。
- 保険金・給付金等の受取人の変更には、被保険者の同意が必要です。
- 保険金・給付金等の受取人を変更される場合には、当社へ通知してください。

遺言による保険金・給付金等の受取人の変更について

- 契約者は、法律上有効な遺言により、保険金・給付金等の受取人を変更することができます。この場合、契約者が亡くなられた後、契約者の相続人から当社へ通知してください。
- 保険金・給付金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。



- 死亡給付受取人・死亡時払戻金受取人の変更は、被保険者の死亡前に限り取り扱います。
- 当社が通知を受ける前に変更前の受取人に保険金・給付金等をお支払いしたときは、その支払後に変更後の受取人から保険金・給付金等の請求を受けても、当社は保険金・給付金等をお支払いしません。

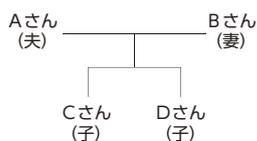
保険金・給付金等の受取人が死亡された場合

保険金・給付金等の受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡ください。

- 新しい保険金・給付金等の受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 保険金・給付金等の受取人が亡くなられた時以後、保険金・給付金等の受取人の変更手続きがとられていない間は、保険金・給付金等の受取人の死亡時の法定相続人が保険金・給付金等の受取人となります。この場合、保険金・給付金等の受取人となった人が2人以上いるときは、保険金・給付金等の受取割合は均等とします。

例

契約者・被保険者……Aさん
死亡給付受取人 ……Bさん



Bさん（死亡給付受取人）が死亡し、死亡給付受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡給付受取人となります。

その後、Aさん（契約者・被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡給付受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。

※保険事故の発生形態によってさまざまな場合が生じることがありますので、お客さまセンターまたは最寄りの支社にご連絡ください。

7 契約を解約したい

ご契約を解約される前に、ぜひお客さまに知っておいていただきたい大切なお知らせです。

解約と払戻金について

解約をお考えのお客さまへの大切なお知らせ

解約はいつでもできます。……でも、ちょっとお待ちください。

ご契約は、ご本人やご家族の生活保障・資金作り等のお役に立つ大切な財産ですから、ご継続をおすすめします。また、ご契約を途中で解約されると、多くの場合、**払戻金**はお払い込みいただいた保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金はほとんどありません。

なお、終身医療保険(16)については、解約時の払戻金はありません。

- 生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の保険金・給付金等の支払に、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。したがって、多くの場合、払戻金は払い込まれた保険料の総額よりも少なくなり、ご契約後の経過年数やご契約の内容によっては、払戻金がまったくない場合やあってもごくわずかな場合があります。
- 主契約・特約の種類によっては、払戻金が保険期間の途中から減少し、保険期間満了時には0になるものもあります。
- 次の主契約・特約には、払戻金はありません。

- 災害割増特約(2012)、傷害特約(2012)
- 移植医療特約(02)、特定損傷特約(01)
- 保険料払込免除特約
- 終身医療保険(16)および終身医療保険(16)に付加されている特約

- 払戻金の額は、契約年齢、保険期間、保険料払済年齢、経過年数などにより異なります。
- 保険料の払込がないため効力が失われたご契約についても、払戻金をお支払いできる場合があります。



- ご契約に付加されている特約のうち、一部の特約だけを解約することもできます。ただし、定期保険特約(2012)と災害割増特約(2012)・傷害特約(2012)が付加されているご契約において、定期保険特約(2012)を解約して災害割増特約(2012)・傷害特約(2012)のみを継続させることはできないなど、所定の条件があります。
- 医療保険(16)・終身医療保険(16)を解約されますと、これに付加されている各種特約も同時に消滅します。

払戻金とは

ご契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。

8 契約者の債権者等から解約の請求があったときは

保険金・給付金等の受取人による保険契約の存続（介入権）について

契約者が保険契約を差し押さえられたり破産した場合に、その差押債権者や破産管財人等（以下「債権者等」といいます。）が、**払戻金**を取得するために保険契約を解約することがあります。このような場合でも、保険金・給付金等の受取人が所定の金額を債権者等に支払うことで保険契約を存続させることができます。

払戻金とは

ご契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。

債権者等による解約について

契約者の債権者等による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

保険金・給付金等の受取人による保険契約の存続について

●契約者の債権者等が保険契約の解約の通知を行なった場合でも、解約が当社に通知された時に以下のいずれかに該当する保険金・給付金等の受取人は保険契約を存続させることができます。

- ①契約者の親族
- ②被保険者本人または被保険者の親族。ただし、契約者は除きます。

●保険金・給付金等の受取人が保険契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1ヵ月を経過する日までの間に、以下のすべての手続を行なう必要があります。

- ①契約者の同意を得ること。
- ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと。
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること。（当社への通知についても期間内に行なうこと）

9 社員配当金について知りたい

社員配当金の計算や支払方法についてご説明します。

社員配当金について

社員配当金の計算

- 社員配当金は、毎年の決算により生じた剰余金をもとに、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。配当金額は、ご契約後5年ごとに通算した危険差損益、利差損益および費差損益にもとづいて計算されます。
- 次のような場合には、5年ごとの支払時期が到来する前でも、社員配当金をお支払いします。
 - ・ご契約の転換をされる場合
 - ・保険金等の支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合
 - ・解約・減額などをされる場合



- 契約日から2年以内に解約・減額などをされる場合、社員配当金はありません。
- 解約・減額などをされる場合にお支払いする社員配当金は、保険金等の支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合の社員配当金よりも少ない金額となります。
- 配当金額は変動（増減）し、決算状況によっては社員配当金が0となることもあります。

- 下記の特約については、社員配当金はありません。

- | | | |
|---------------|-------------|-------------|
| ・災害割増特約(2012) | ・傷害特約(2012) | ・先進医療特約(16) |
| ・移植医療特約(02) | ・特定損傷特約(01) | ・保険料払込免除特約 |

社員配当金の支払方法

- 社員配当金に当社所定の利率で計算した利息を付けて積み立て（「積立配当金」といいます。）、ご契約が消滅したとき、または契約者からご請求があったときにお支払いします。〔積立方式〕
なお、ご契約を転換される場合には、**転換価格**に充当します。
- 利息の計算に使用する利率（積立利率）は金利水準などにより変動します。適用される積立利率については、当社ホームページ（<https://www.fukoku-life.co.jp>）の「主な諸利率一覧」をご参照ください。

▶14ページ参照

転換価格については、「現在のご契約の転換をご検討されているお客さまへ」をご参照ください。

特別配当

上記のほか、社員配当金として「特別配当」を、所定の条件を満たすご契約に対してお支払いすることがあります。

10 税金について知りたい

生命保険料控除および保険金・給付金等の税法上の取扱いについてご説明します。

生命保険料控除について

生命保険に加入されると、「生命保険料控除」(注)として、1年間の正味払込保険料の一定額を所得税と住民税の対象となる所得から控除することができ、その分税金が安くなります。

(注) 生命保険料控除は、受取人が保険料負担者またはその配偶者その他の親族の場合に適用されます。

適用される生命保険料控除の区分について

生命保険料控除には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の3種類の控除枠があり、主契約・特約ごとに、それぞれの保険料につき、その保障内容に応じていずれかの保険料控除が適用されます。ただし、身体の傷害のみを原因として保険金等が支払われる特約(傷害特約(2012)など)の保険料は、生命保険料控除の対象外となります。

今回ご加入いただく保険契約において、主契約・特約ごとに適用される生命保険料控除の区分は次のようになります。

■ 特約組立型総合保険部分

区 分	特 約 の 種 類
一般生命保険料控除の対象となるもの	・ 定期保険特約(2012) ・ 収入保障特約(2012) ・ 収入保障特約<逡減型>(2014) ・ 終身保険特約(2012) ・ 生存給付金付定期保険特約(2012)
介護医療保険料控除の対象となるもの	・ 生活障害保障特約(2015) ・ 介護保障特約<有期型>(2012) ・ 介護保障特約<終身型>(2012) ・ 介護終身年金特約<認知症加算型>(2018) ・ 就業不能保障特約(2020)
生命保険料控除の対象外となるもの	・ 災害割増特約(2012) ・ 傷害特約(2012)

■ 医療保険(16)・終身医療保険(16)部分

区 分	主 契 約 ・ 特 約 の 種 類
介護医療保険料控除の対象となるもの	・ 医療保険(16) ・ 終身医療保険(16) ・ 生活習慣病特約(16) ・ がん特約(16) ・ 先進医療特約(16) ・ 移植医療特約(02) ・ 女性疾病特約(16) [女性総合給付特則が付加されていない場合]
一般生命保険料控除の対象となるもの	・ 女性疾病特約(16) [女性総合給付特則が付加されている場合]
生命保険料控除の対象外となるもの	・ 特定損傷特約(01)

控除額の計算方法について

「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の各保険料控除ごとに、次表の算式で控除額を計算し、それらを合計して全体の控除額を算出します。ただし、合計で所得税12万円・住民税7万円が控除限度額となります。

■ 所得税の場合

各保険料控除における年間払込保険料（注）	控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円をこえ 40,000円以下のとき	20,000円+（年間払込保険料 -20,000円）×1/2
40,000円をこえ 80,000円以下のとき	30,000円+（年間払込保険料 -40,000円）×1/4
80,000円をこえるとき	一律40,000円
「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」あわせて12万円が限度	

■ 住民税の場合

各保険料控除における年間払込保険料（注）	控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円をこえ 32,000円以下のとき	12,000円+（年間払込保険料 -12,000円）×1/2
32,000円をこえ 56,000円以下のとき	22,000円+（年間払込保険料 -32,000円）×1/4
56,000円をこえるとき	一律28,000円
「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」あわせて7万円が限度	

（注）社員配当金が支払われた（積み立てられた）ご契約については、払い込んだ保険料の合計額から支払われた（積み立てられた）配当金額を差し引いた残額が「年間払込保険料」となります。

●当社が「生命保険料控除証明書」を発行しますので、申告のときまで大切に保管してください。



上記は2021年2月現在の税制にもとづくもので、今後税務の取扱いが変わる場合があります。

➡60ページ参照

社員配当金については、「社員配当金について」をご参照ください。

保険金・給付金等の税法上の取扱について

死亡保険金の受取時の課税取扱

契約内容	契約例			税の種類
	契約者(注)	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人が契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税(一時所得)
	夫	子	夫	
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

(注) 契約者が保険料を負担していることを前提として記載しています。契約者と保険料負担者が異なる場合は、上記とは課税関係が異なることがあります。

収入保障年金の受取時の課税取扱

契約内容	契約例			税の種類		
	契約者(注1)	被保険者	受取人	被保険者死亡による年金受給権取得時	毎年の受取時	一括受取の場合
契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	夫	夫	妻	収入保障年金の税法上の評価額に対して相続税	所得税(注2)(雑所得)	相続税
	夫	夫	子			
受取人が契約者自身の場合	夫	妻	夫	—	所得税(雑所得)	所得税(一時所得)
	夫	子	夫			
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	収入保障年金の税法上の評価額に対して贈与税	所得税(注2)(雑所得)	贈与税
	夫	子	妻			

(注1) 契約者が保険料を負担していることを前提として記載しています。契約者と保険料負担者が異なる場合は、上記とは課税関係が異なることがあります。

(注2) 各年の年金収入金額のうち、非課税部分(被保険者死亡による年金受給権取得時に相続税または贈与税の課税対象となった部分)を除いた部分が所得税の課税対象となります(第1回の収入保障年金に対する所得税は全額非課税となります。)

生命保険金の受取時の非課税の取扱

契約者と被保険者が同一人で死亡給付受取人が被保険者の法定相続人の場合、死亡保険金(契約が複数ある場合には合算します。)について相続税法上一定の金額が非課税扱となります。

高度障害保険金や入院給付金受取時の非課税の取扱

次の保険金・給付金等は、その受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族の場合には、全額非課税扱となります。

- ・高度障害保険金
- ・介護保険金
- ・就業不能給付金
- ・障害給付金
- ・医療保険(16)・終身医療保険(16)およびこれに付加されている特約からお支払いする給付金(女性疾病特約(16)の満了時給付金は除きます。)
- ・高度障害年金
- ・軽度介護給付金
- ・就業不能年金
- ・リビング・ニーズ特約の特約保険金
- ・生活障害保険金
- ・介護終身年金
- ・高度障害状態による災害割増保険金



上記は2021年2月現在の税制にもとづくもので、今後税務の取扱が変わる場合もあります。

『未来のとびら』の 商品内容について

1. 特約組立型総合保険について ……65 ページ
2. 医療保険(16) ・
終身医療保険(16)について ……95 ページ
3. 保険料の払込免除について …… 116 ページ
4. 免責事由について …… 119 ページ

1 特約組立型総合保険について

1 特長と仕組み

特長1 必要な保障を自在に組み合わせることができます。

特約組立型総合保険は、死亡保障・介護保障・就業不能保障などの充実した特約ラインアップから、必要な特約を選択し組み合わせることで、お客さまのニーズにあわせて保障内容を自在に設計することができる商品です。

特約組立型総合保険の仕組み

特約組立型総合保険 普通保険約款

以下の各特約に共通して適用される基本的な事項（保障が開始する時期、保険料の払込等）や、各特約に定める支払事由に該当した場合に保険金等を支払う旨を規定したもの

各種特約



万への備え

定期保険特約(2012)

収入保障特約(2012)

収入保障特約<逡減型>(2014)

終身保険特約(2012)

生存給付金付定期保険特約(2012)

就業不能への備え

就業不能保障特約(2020)

身体障がい・介護への備え

生活障害保障特約(2015)

介護保障特約<有期型>(2012)

介護保障特約<終身型>(2012)

介護終身年金特約<認知症加算型>(2018)

その他の備え

災害割増特約(2012)

傷害特約(2012)

リビング・ニーズ特約

保険料払込免除特約

約款の構成について

特約組立型総合保険の契約内容を定める保険約款は、「普通保険約款」とご契約に付加された各種の「特約」によって構成され、ご契約には普通保険約款と特約が同時に適用されます。普通保険約款は、ご契約の責任開始期、保険料の払込、保険金等の請求手続といった共通して適用される基本的な事項を規定し、支払事由（保険金等をお支払いする場合）をはじめとする具体的な保険給付の内容についてはそれぞれの特約に規定しています。したがって、特約組立型総合保険における保険金等のお支払は、実質的にすべて付加した特約から行なわれることとなります。

約款とは

保険契約上のとりきめを記載したものをいいます。

特約組立型総合保険の保険料について

契約者には、付加した特約の特約保険料の合計額を特約組立型総合保険の保険料としてお支払い込みいただきます。

※特約の組み合わせには、当社所定の制限があります。

特長2 保険期間を選択できます。

特約組立型総合保険に付加できる特約には、一生涯を保障する終身タイプの特約と一定期間を保障する有期タイプ（歳満期・年満期）の特約があり、ライフプランにあわせてさまざまな組み合わせを選択することができます。

特約の保険期間のタイプ

保険期間のタイプ		仕組図
終身		<p>・ご契約から一生涯にわたって保障が継続します。 ・保険料は、保険料払込期間中一定（注）です。</p>
	歳満期	<p>・保険期間を満了時の年齢（60・70・80歳など）で定めたもので、保険料は、ご契約時から保険料払込期間満了まで一定（注）です。</p>
有期	年満期	<p>・保険期間を年数（10・15・20年）で定めたもので、保険期間満了後も特約は所定の年齢まで自動的に更新します。 ・更新後の特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により再計算します。</p>

（注）保険料の払込方法＜経路＞等の変更によって保険料が変わる場合があります。

●特約ごとに選択できる保険期間のタイプは、次のとおりです。

特約の種類	保険期間のタイプ	終身	有期	
			歳満期	年満期
定期保険特約(2012)		—	○	○
収入保障特約(2012)		—	○	○
収入保障特約＜逓減型＞(2014)		—	○	—
終身保険特約(2012)		○	—	—
生存給付金付定期保険特約(2012)		—	—	○
生活障害保障特約(2015)		—	—	○
介護保障特約＜有期型＞(2012)		—	—	○
介護保障特約＜終身型＞(2012)		○	—	—
介護終身年金特約＜認知症加算型＞(2018)		—	—	○
就業不能保障特約(2020)		—	—	○
災害割増特約(2012)		—	○	○
傷害特約(2012)		—	○	○

※2021年2月現在の取扱です。

※上表で「○」となっている場合でも、被保険者の年齢等によっては付加できない場合があります。

➡68ページ参照

更新については、「特約の更新について」をご参照ください。

2 付加できる特約について

付加できる特約の種類

特約組立型総合保険に付加できる特約は次のとおりです。各特約の保障内容等の詳細については、ご契約のしおりの該当ページおよび約款をご覧ください（保険金などのお支払にあたっては所定の条件がありますのでご注意ください。）。

特約の名称	保障の対象（概要）	ご契約のしおりの該当ページ
定期保険特約(2012)	死亡と所定の高度障害状態を対象とします。	70ページ
収入保障特約(2012)		71ページ
収入保障特約<逓減型>(2014)		72ページ
終身保険特約(2012)		74ページ
生存給付金付定期保険特約(2012)	死亡と所定の高度障害状態を対象とします。 一定期間ごとに生存給付金を受け取ることができます。	75ページ
生活障害保障特約(2015)	所定の生活障害状態を対象とします。	76ページ
介護保障特約<有期型>(2012)	所定の要介護状態を対象とします。	78ページ
介護保障特約<終身型>(2012)		79ページ
介護終身年金特約<認知症加算型>(2018)		80ページ
就業不能保障特約(2020)	所定の就業不能状態を対象とします。	84ページ
災害割増特約(2012)	不慮の事故による死亡と所定の高度障害状態を対象とします。	90ページ
傷害特約(2012)	不慮の事故による死亡と所定の身体障害状態を対象とします。	91ページ
リビング・ニーズ特約	余命が6ヵ月以内と判断されるときに、死亡保険金を前払請求することができます。	92ページ
保険料払込免除特約	所定の条件に該当した場合に、以後の保険料の払込が不要となります。	117ページ

特約の更新について

更新の概要

- 特約組立型総合保険に付加されている特約のうち**年満期**の特約については、特約の**保険期間満了**の日の2ヵ月前までに契約者から更新しない旨の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日（更新日）に、被保険者の健康状態に関係なく所定の範囲内で自動的に更新します。
- 給付金の支払限度に関する規定がある特約について、更新前の特約からすでに給付金をお支払いしている場合には、更新後もそれを通算して、給付金の支払限度に関する規定を適用します。
- 更新後の特約には更新日における**約款**（特約条項）を適用し、更新後の特約保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって、同一の保障内容で更新する場合、更新後の特約保険料は、通常更新前より高くなります。

更新の対象となる特約と更新に関する制限

各特約の更新は、それぞれ次に定める範囲内で取り扱います。

更新の対象となる特約	更新に関する制限
10年・15年・20年満期の定期保険特約(2012)、 収入保障特約(2012)	更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が70歳をこえない範囲内で更新を取り扱います。
生存給付金付定期保険特約(2012)	
就業不能保障特約(2020)	
生活障害保障特約(2015)、介護保障特約<有期型>(2012)、介護終身年金特約<認知症加算型>(2018)	更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえない範囲内で更新を取り扱います。

- 上記の定期保険特約(2012)、収入保障特約(2012)または生存給付金付定期保険特約(2012)とあわせて災害割増特約(2012)・傷害特約(2012)が付加されているときは、これらの特約も定期保険特約(2012)、収入保障特約(2012)または生存給付金付定期保険特約(2012)と同時に更新します。



次の場合には、更新は取り扱いません。

- 特約の保険期間を**歳満期**で定めているとき。
- 更新対象の特約に特別保険料領収法による**特別条件**が付けられているとき。
- 更新対象の特約の最終の保険料が払い込まれていないとき。
- 更新対象の特約の保険期間満了時に当社がその特約の付加を取り扱っていないとき。ただしその場合、当社が定める別の特約を付加することにより、更新の取扱に代えることがあります。

➡66ページ参照

年満期については、「特約の保険期間のタイプ」をご参照ください。

約款とは

保険契約上のとりきめを記載したものをいいます。

➡66ページ参照

歳満期については、「特約の保険期間のタイプ」をご参照ください。

➡10ページ参照

特別条件については、「傷病歴等がある方への引受対応について」をご参照ください。

更新後の特約の保険期間

更新後の各特約の保険期間は、原則として更新前と同一とします。ただし、当社の定める範囲内で保険期間を変更して更新することがあります。



保険期間が変更されることにより、生存給付金付定期保険特約(2012)の更新後の保険期間が10年未満となる場合は、生存給付金付定期保険特約(2012)は定期保険特約に変更して更新されます。

更新後の特約の保険金額

更新後の各特約の保険金額・特約年金額・特約給付金月額は、更新前と同一とします。ただし、特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに契約者から当社にお申し出いただくことにより、保険金額・特約年金額・特約給付金月額を減額して更新することができます。

更新後の特約保険料の払込

更新後の特約の第1回保険料は、更新日を含む月の末日までにお払い込みいただけます。

この第1回保険料が**猶予期間**満了の日までに払い込まれなかった場合、特約は更新日にさかのぼって消滅するものとします。

▶34ページ参照

猶予期間については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

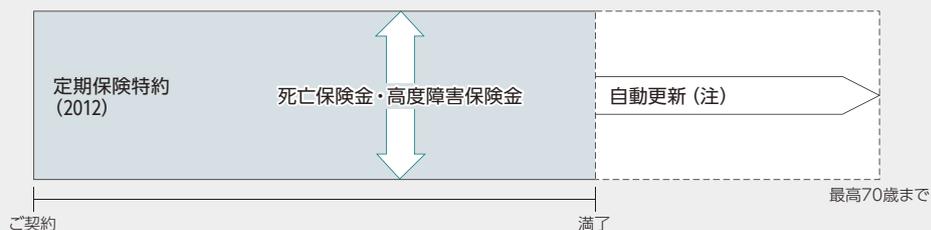
3 お支払いする保険金・年金・給付金

定期保険特約 (2012)

特約の保険期間中に死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたとき、保険金をお支払いします。

仕組図

<年満期の場合>



(注) 歳満期の場合は、契約時に定めた保険期間が満了した時点でこの特約は消滅します。

お支払いする保険金は次のとおりです。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
死亡保険金	特約の保険期間中に死亡されたとき。	特約 保険金額	死亡給付受取人
高度障害保険金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の原因によって所定の 高度障害状態 に該当したとき。		傷害疾病給付受取人

➡140ページ参照

高度障害状態については、特約組立型総合保険「別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。



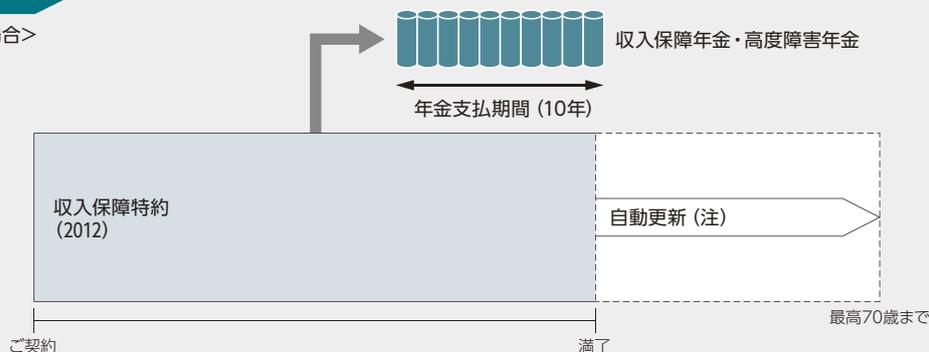
- 対象となる高度障害状態は、身体障害者手帳などの公的な制度の基準とは要件が異なります。
- 高度障害保険金をお支払いした場合、死亡保険金は重複してお支払いしません。
- 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金のご請求を受け死亡保険金を支払った場合は、その後に高度障害保険金のご請求を受けても高度障害保険金はお支払いしません。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、保険金を重複してお支払いすることはありません。

収入保障特約 (2012)

特約の保険期間中に死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたとき、年金をお支払いします。

仕組図

<年満期の場合>



(注) 歳満期の場合は、契約時に定めた保険期間が満了した時点でこの特約は消滅します。

お支払いする年金は次のとおりです。

年金の名称		年金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
特約年金	収入保障年金	特約の保険期間中に死亡されたとき。	特約年金額	死亡給付受取人
	高度障害年金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の原因によって所定の 高度障害状態 に該当したとき。		傷害疾病給付受取人

➡140ページ参照

高度障害状態については、特約組立型総合保険「別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。

- 第1回の特約年金は、被保険者が支払事由に該当したときにお支払いし、第2回以後の特約年金は、その支払事由に該当した日の年単位の応当日にお支払いします。
- 特約年金の年金支払期間は、特約年金の支払事由に該当した日からその日を含めて10年間とします。
- 年金支払期間中に特約年金の受取人が死亡された場合、その後の特約年金は、受取人の死亡時の法定相続人にお支払いします。
- 将来の特約年金の受取に代えて、特約年金の未払部分の現価を一括してお受け取りいただくこともできます。この場合、特約は一括支払が行なわれた時に消滅します。
- 特約年金の受取人は、特約年金の支払事由が生じた日に、特約上の一切の権利義務を契約者から承継するものとし、当社は年金証書を受取人に発行します。

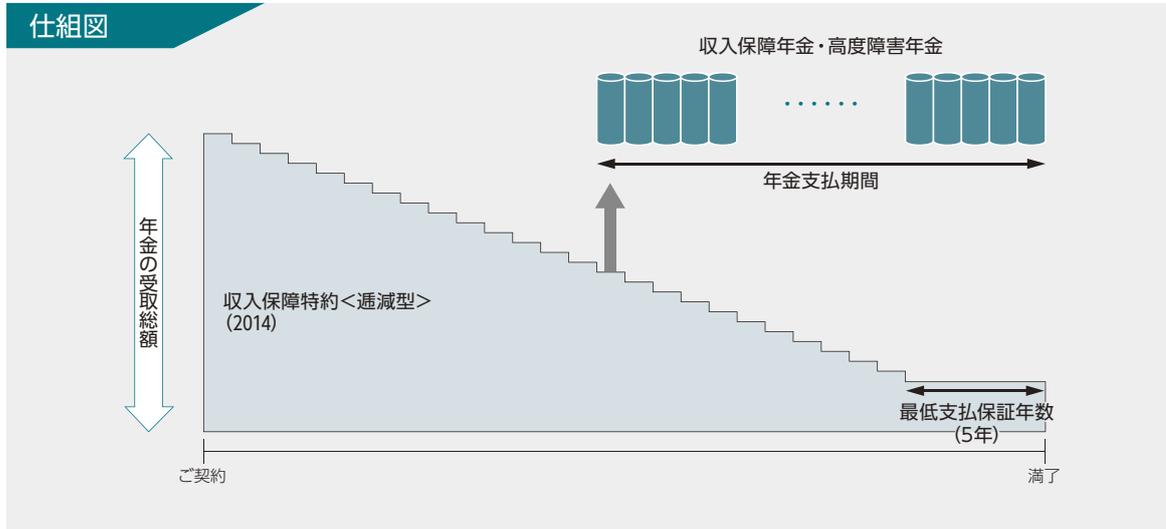


- 対象となる高度障害状態は、身体障害者手帳などの公的な制度の基準とは要件が異なります。
- 第1回の高度障害年金をお支払いした後は、新たに特約年金の支払事由に該当しても、特約年金を重複してお支払いすることはありません。
- 高度障害年金を支払う前に収入保障年金のご請求を受け収入保障年金を支払った場合は、その後に高度障害年金のご請求を受けても高度障害年金はお支払いしません。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、特約年金を重複してお支払いすることはありません。

収入保障特約<逓減型> (2014)

特約の保険期間中に死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたとき、保険期間満了まで年金をお支払いします。(年金の支払回数は最低5回を保証)

仕組図



お支払いする年金は次のとおりです。

年金の名称		年金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
特約年金	収入保障年金	特約の保険期間中に死亡されたとき。	特約年金額	死亡給付受取人
	高度障害年金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の原因によって所定の 高度障害状態 に該当したとき。		傷害疾病給付受取人

- 第1回の特約年金は、被保険者が支払事由に該当したときにお支払いし、第2回以後の特約年金は、年金支払期間中の支払事由に該当した日の年単位の応当日にお支払いします。
- 特約年金の年金支払期間は、特約年金の支払事由に該当した日から保険期間満了の日まで(注)とします。したがって、ご契約後の年数の経過とともに、特約年金の支払回数および受取総額は減少します。

(注) この期間が最低支払保証年数(5年)に満たない場合には、支払事由に該当した日からその日を含めて5年間とします。

特約年金の支払回数の例

<30歳加入・60歳保険期間満了の場合>

支払事由該当時の年齢	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55～59歳
特約年金の支払回数	30回	25回	20回	15回	10回	5回

- 年金支払期間中に特約年金の受取人が死亡された場合、その後の特約年金は、受取人の死亡時の法定相続人にお支払いします。
- 将来の特約年金の受取に代えて、特約年金の未払部分の現価を一括してお受け取りいただくこともできます。この場合、特約は一括支払が行なわれた時に消滅します。
- 特約年金の受取人は、特約年金の支払事由が生じた日に、特約上の一切の権利義務を契約者から承継するものとし、当社は年金証書を受取人に発行します。

▶140ページ参照

高度障害状態については、特約組立型総合保険「別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。

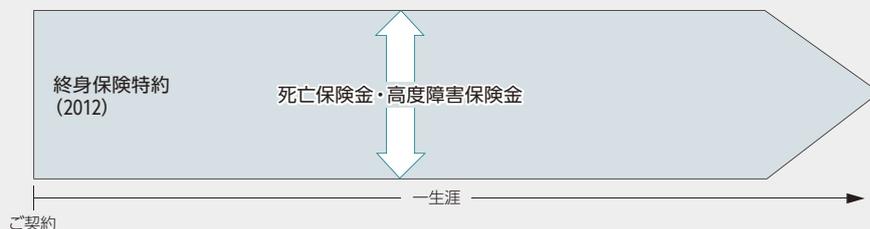


- 対象となる高度障害状態は、身体障害者手帳などの公的な制度の基準とは要件が異なります。
- 第1回の高度障害年金をお支払いした後は、新たに特約年金の支払事由に該当しても、特約年金を重複してお支払いすることはありません。
- 高度障害年金を支払う前に収入保障年金のご請求を受け収入保障年金を支払った場合は、その後に高度障害年金のご請求を受けても高度障害年金はお支払いしません。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、特約年金を重複してお支払いすることはありません。

終身保険特約 (2012)

死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたとき、保険金をお支払いします。

仕組図



お支払いする保険金は次のとおりです。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき。	特約 保険金額	死亡給付受取人
高度障害保険金	責任開始期以後の原因によって所定の 高度障害状態 に該当したとき。		傷害疾病給付受取人

➡140ページ参照

高度障害状態については、特約組立型総合保険「別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。



- 対象となる高度障害状態は、身体障害者手帳などの公的な制度の基準とは要件が異なります。
- 高度障害保険金をお支払いした場合、死亡保険金は重複してお支払いしません。
- 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金のご請求を受け死亡保険金を支払った場合は、その後に高度障害保険金のご請求を受けても高度障害保険金はお支払いしません。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、保険金を重複してお支払いすることはありません。

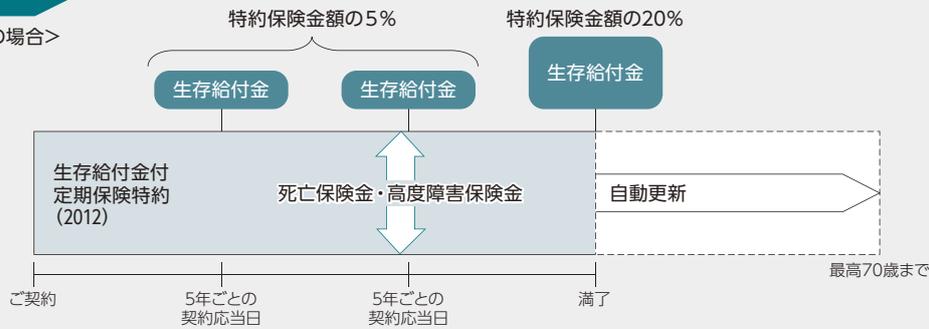
生存給付金付定期保険特約（2012）

特約の保険期間中に死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたとき、保険金をお支払いします。

また、契約日から5年ごとおよび特約の保険期間満了時に生存されているとき、生存給付金をお支払いします。

仕組図

<15年満期の場合>



お支払いする保険金・給付金は次のとおりです。

保険金等の名称	保険金等をお支払いする場合（支払事由）	支払額	受取人
死亡保険金	特約の保険期間中に死亡されたとき。	特約 保険金額	死亡給付受取人
高度障害保険金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の原因によって所定の 高度障害状態 に該当したとき。		傷害疾病給付受取人
生存給付金	契約日から起算した5年ごとの 契約応当日 の前日の満了時（この特約の保険期間満了時を除きます。）に生存されているとき。	特約保険金額の5%	契約者
	特約の保険期間満了時に生存されているとき。	特約保険金額の20%	

●生存給付金は、契約者から事前に申出がないかぎり、支払事由の生じた日から当社所定の利率で計算した利息をつけて自動的にすえ置き、契約者からご請求のあったとき、またはご契約が消滅したときにお支払いします。ただし、ご契約が**失効**している期間は利息をつけません。

●利息の計算に使用する利率（すえ置利率）は金利水準などにより変動します。適用されるすえ置利率については、当社ホームページ（<https://www.fukoku-life.co.jp>）の「主な諸利率一覧」をご参照ください。



- 対象となる高度障害状態は、身体障害者手帳などの公的な制度の基準とは要件が異なります。
- 高度障害保険金をお支払いした場合、死亡保険金は重複してお支払いしません。
- 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金のご請求を受け死亡保険金を支払った場合は、その後に高度障害保険金のご請求を受けても高度障害保険金はお支払いしません。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、保険金を重複してお支払いすることはありません。
- 高度障害保険金をお支払いする際、すでに生存給付金をお支払いしている場合で、その生存給付金の支払事由発生前に被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当していたことが判明したときは、その生存給付金の額を差し引いて高度障害保険金をお支払いします。

➡140ページ参照

高度障害状態については、特約組立型総合保険「別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。

契約応当日とは

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことです。

➡34ページ参照

失効については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

生活障害保障特約 (2015)

特約の保険期間中に、1級～3級の身体障害者手帳が交付されるなど所定の生活障害状態になられたとき、保険金をお支払いします。

仕組図



お支払いする保険金は次のとおりです。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合（支払事由）	支払額	受取人
生活障害保険金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の原因によって所定の 生活障害状態 に該当したとき。	特約 保険金額	傷害疾病給付 受取人

- 生活障害保険金の支払事由が発生する前に被保険者が死亡されたときは、この特約の**責任準備金**（注）を死亡給付受取人にお支払いします。

（注）責任準備金の額はご契約時の年齢、保険期間、経過年数などにより異なります。

対象となる生活障害状態について

生活障害状態とは、次のものをいいます。

障害の級別が1級～3級の身体障害者手帳が交付された障害	身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表に定める障害に該当し、その障害に対して1級～3級の身体障害者手帳（注）の交付があったもの。
糖尿病による代謝の障害	<p>インスリン治療を180日以上継続して受け、かつ、代謝の障害による合併症を原因として次のいずれかの状態に該当したもの。</p> <p>①増殖性硝子体網膜症手術を受けたもの。</p> <p>②神経または血行の障害により手指または足指が次のいずれかの状態に該当したもの。</p> <p>ア. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの。</p> <p>イ. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指以上の用を全く永久に失ったもの。</p> <p>ウ. 10足指の用を全く永久に失ったもの。</p>

（注）身体障害者手帳の等級は、障害の程度により1級から6級までの区分があります。（2021年2月現在）

→146ページ参照

生活障害状態の詳細については、特約組立型総合保険「別表11 対象となる生活障害状態」をご参照ください。

責任準備金とは

将来の保険金をお支払いするために、保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

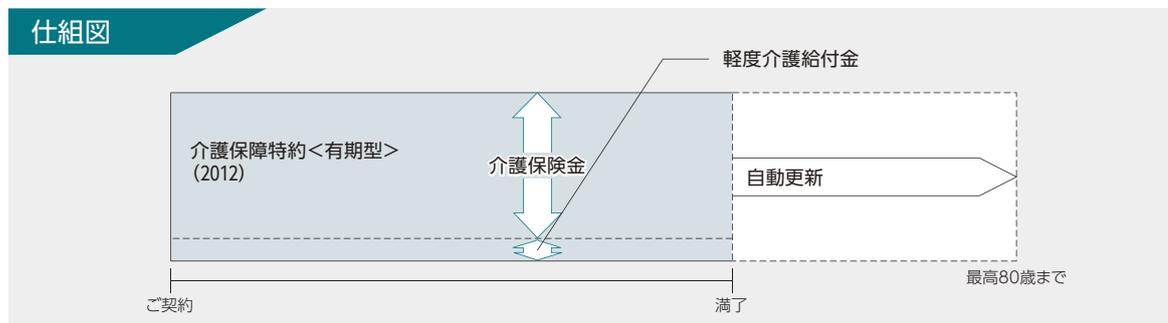


- 身体障害者障害程度等級表の1級から3級までに相当する障害に該当した場合でも、その障害に対する身体障害者手帳の交付がないときは、生活障害保険金はお支払いしません。
- 生活障害状態に複数該当した場合でも、生活障害保険金を重複してお支払いすることはありません。
- 身体障害状態を保障する公的制度には、身体障害者手帳のほかに「障害年金制度」や「労働者災害補償保険」があります（2021年2月現在）。これらの制度の受給資格を有していても、生活障害保険金の支払事由に該当するとは限りません。
- 当社は、下記の場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。
 - ア. 身体障害者福祉法等の生活障害保険金の支払事由に関わる法令等の改正が行われた場合
 - イ. インスリン治療その他の医療技術等の変更により、生活障害保険金の支払事由に関わる医療事情が将来変更された場合

介護保障特約<有期型> (2012)

特約の保険期間中に、公的介護保険の要介護2以上と認定されたときまたは所定の要介護状態になられたときに保険金をお支払いするのに加え、公的介護保険の要介護1と認定されたときに給付金をお支払いします。

仕組図



お支払いする保険金・給付金は次のとおりです。

保険金等の名称	保険金等をお支払いする場合（支払事由）	支払額	受取人
介護保険金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の原因によって次のいずれかの事由に該当したとき。 1. 公的介護保険制度 による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき。 2. 次のいずれかに該当したことが医師により診断確定されたとき。 (1)所定の 認知症による要介護状態 に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること。 (2)所定の 寝たきりによる要介護状態 に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること。	特約 保険金額	傷害疾病給付 受取人
軽度介護給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の原因によって、 公的介護保険制度 による要介護認定を受け、要介護1に該当していると認定されたとき。	特約保険金額 の10%相当額 (お支払は 1回限り)	

➡81ページ参照

公的介護保険制度、認知症による要介護状態・寝たきりによる要介護状態については、81ページをご覧ください。

- 軽度介護給付金をお支払いする前に、介護保険金のご請求を受けて介護保険金をお支払いするときは、特約保険金額に軽度介護給付金の支払額を加算した金額を介護保険金としてお支払いします。介護保険金をお支払いした後は、介護保険金の支払事由の発生前に軽度介護給付金の支払事由が生じていた場合でも、軽度介護給付金をお支払いしません。
- 介護保険金の支払事由が発生する前に被保険者が死亡されたときは、この特約の**責任準備金**（注）を死亡給付受取人にお支払いします。
（注）責任準備金の額はご契約時の年齢、保険期間、経過年数などにより異なります。

責任準備金とは

将来の保険金等をお支払いするために、保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

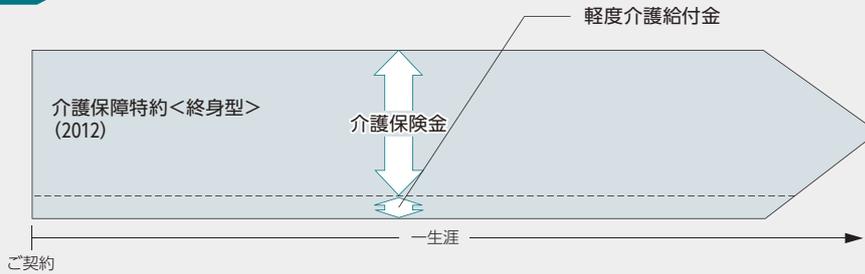


- 介護保険金の支払事由に複数該当した場合でも、介護保険金を重複してお支払いすることはありません。
- 当社は、公的介護保険制度の改正が行なわれた場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。

介護保障特約<終身型> (2012)

公的介護保険の要介護2以上と認定されたときまたは所定の要介護状態になられたときに保険金をお支払いするのに加え、公的介護保険の要介護1と認定されたときに給付金をお支払いします。

仕組図



お支払いする保険金・給付金は次のとおりです。

保険金等の名称	保険金等をお支払いする場合（支払事由）	支払額	受取人
介護保険金	責任開始期以後の原因によって次のいずれかの事由に該当したとき。 1. 公的介護保険制度 による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき。 2. 次のいずれかに該当したことが医師により診断確定されたとき。 (1)所定の 認知症による要介護状態 に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること。 (2)所定の 寝たきりによる要介護状態 に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること。	特約 保険金額	傷害疾病給付 受取人
軽度介護給付金	責任開始期以後の原因によって、 公的介護保険制度 による要介護認定を受け、要介護1に該当していると認定されたとき。	特約保険金額 の10%相当額 (お支払は 1回限り)	

➡81ページ参照

公的介護保険制度、認知症による要介護状態・寝たきりによる要介護状態については、81ページをご覧ください。

- 軽度介護給付金をお支払いする前に、介護保険金のご請求を受けて介護保険金をお支払いするときは、特約保険金額に軽度介護給付金の支払額を加算した金額を介護保険金としてお支払いします。介護保険金をお支払いした後は、介護保険金の支払事由の発生前に軽度介護給付金の支払事由が生じていた場合でも、軽度介護給付金をお支払いしません。
- 介護保険金の支払事由が発生する前に被保険者が死亡されたときは、この特約の**責任準備金**（注）を死亡給付受取人にお支払いします。
（注）責任準備金の額はご契約時の年齢、保険期間、経過年数などにより異なります。

責任準備金とは

将来の保険金等をお支払いするために、保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

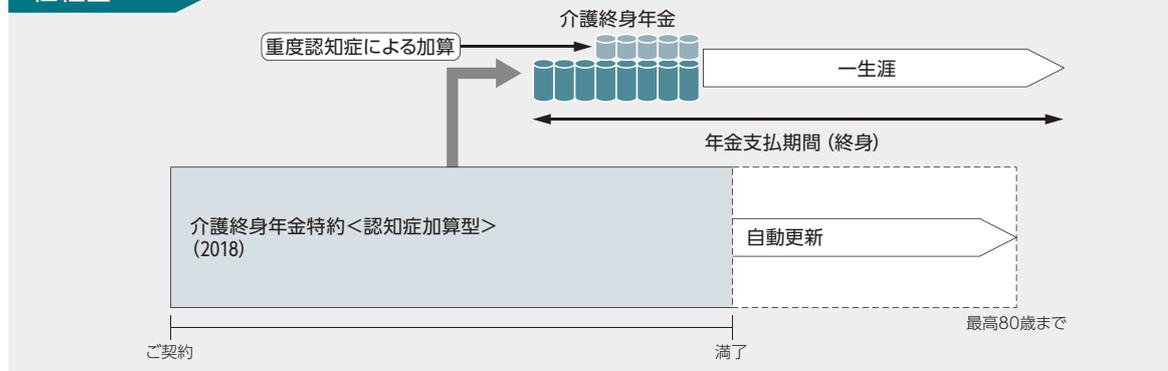


- 介護保険金の支払事由に複数該当した場合でも、介護保険金を重複してお支払いすることはありません。
- 当社は、公的介護保険制度の改正が行なわれた場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。

介護終身年金特約<認知症加算型> (2018)

特約の保険期間中に、公的介護保険の要介護2以上と認定されたときまたは所定の要介護状態に陥られたとき、一生涯にわたり年金をお支払いします。さらに、所定の重度認知症に該当したときは、年金の支払額を加算します。

仕組図



お支払いする年金は次のとおりです。

年金の名称	年金をお支払いする場合（支払事由）	支払額	受取人
介護 終身 年金	第1回の 介護終身年金 特約の保険期間中に、責任開始期以後の原因によって次のいずれかの事由に該当したとき。 1. 公的介護保険制度 による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき。 2. 次のいずれかに該当したことが医師により診断確定されたとき。 (1)所定の 認知症による要介護状態 に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること。 (2)所定の 寝たきりによる要介護状態 に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること。	特約年金額 第1回の介護終身年金の支払事由に該当した日または年金支払応当日において所定の 重度認知症 に該当の場合、以後の年金は特約年金額の50%を加算して支払います。	傷害疾病給付受取人
	第2回以後の 介護終身年金 第1回の介護終身年金の支払後に到来する、第1回の介護終身年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日（年金支払応当日）に生存しているとき。		

- 介護終身年金の受取人が被保険者以外の場合で、介護終身年金の支払事由の発生後にその受取人が死亡されたときは、その後の介護終身年金は、受取人の死亡時の法定相続人にお支払いします。
- 介護終身年金の受取人は、介護終身年金の支払事由が生じた日に、特約上の一切の権利義務を契約者から承継するものとし、当社は年金証書を受取人に発行します。
- 第1回の介護終身年金の支払事由が発生する前に被保険者が死亡されたときは、この特約の**責任準備金**（注）を死亡給付受取人にお支払いします。
 （注）責任準備金の額はご契約時の年齢、保険期間、経過年数などにより異なります。



- 第1回の介護終身年金の支払事由に複数該当した場合でも、介護終身年金を重複してお支払いすることはありません。
- 当社は、介護終身年金の支払に関わる法令等の改正が行なわれた場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の介護終身年金の支払に関する規定を変更することがあります。

➡81ページ参照

公的介護保険制度、認知症による要介護状態・寝たきりによる要介護状態については、81ページをご覧ください。

➡82ページ参照

重度認知症については、82ページをご覧ください。

責任準備金とは

将来の年金をお支払いするために、保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

公的介護保険制度と所定の認知症・寝たきりによる要介護状態について

介護保障特約<有期型>(2012)
介護保障特約<終身型>(2012) 共通
介護終身年金特約<認知症加算型>(2018)

公的介護保険制度

- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）にもとづく介護保険制度をいいます。
- 2021年2月現在、介護保険法にもとづく要介護認定は、「満65歳以上の者（第1号被保険者）」および「満40歳以上満65歳未満の公的医療保険加入者（第2号被保険者）」が対象となっています。したがって、公的介護保険の要介護1または要介護2以上と認定されたことによる保険金等のお支払も満40歳以降となります。

認知症による要介護状態・寝たきりによる要介護状態

「認知症による要介護状態」および「寝たきりによる要介護状態」とは、次のものをいいます。

1. 認知症による要介護状態

医師の資格を持つ者により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。ただし、見当識障害は、器質性認知症の診断確定を行なった医師により診断されることを要します。

2. 寝たきりによる要介護状態

常時寝たきり状態で、次の(1)(2)の両方に該当して他人の介護を要する状態をいいます。

(1) ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと。

(2) 次の①から④のうち2項目以上に該当すること。

- ① 衣服の着脱が自分ではできない。
- ② 入浴が自分ではできない。
- ③ 食物の摂取が自分ではできない。
- ④ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

▶141ページ参照

認知症による要介護状態・寝たきりによる要介護状態の詳細については、特約組立型総合保険「別表5 対象となる要介護状態」をご参照ください。

重度認知症

「**重度認知症**」とは、次の(1)および(2)のいずれにも該当するものをいいます。

- (1)医師の資格をもつ者により器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があること。
- (2)次の①から③までのいずれかに該当すること。
- ①「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」にもとづく認知症の程度がⅢ、ⅣまたはMのいずれかであると医師の資格をもつ者により判定されていること。

<認知症高齢者の日常生活自立度判定基準>

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

- ②民法に定める後見開始の審判を受けていること。(注1)
- ③被保険者を委任者とする任意後見契約について、家庭裁判所により任意後見監督人が選任されたことにより、その任意後見契約の効力が生じていること。(注2)

(注1) **成年後見制度**のうちの法定後見制度を対象とするものです。

(注2) **成年後見制度**のうちの任意後見制度を対象とするものです。

➡147ページ参照

重度認知症の詳細については、特約組立型総合保険「別表12対象となる重度認知症」をご参照ください。

ご契約にあたって

こんなときは

『未来のとびら』の商品内容について

➡83ページ参照

成年後見制度については、83ページをご覧ください。

成年後見制度について

「成年後見制度」は、認知症などの理由で判断能力が不十分な方々を法的に保護・支援する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」に大別されます。

法定後見制度

- 法定後見制度は、判断能力が不十分となった人を対象として、家庭裁判所により選任された成年後見人等の援助者が、契約などの法律行為や財産の管理を本人に代わって行なうものです。
- 法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に区分されます。いずれも家庭裁判所の審判によって開始しますが、保佐および補助の開始については、重度認知症の要件のうちの(2)－②には該当しません。

類型	対象者	援助者
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態である方	成年後見人
保佐	判断能力が著しく不十分である方	保佐人
補助	判断能力が不十分である方	補助人

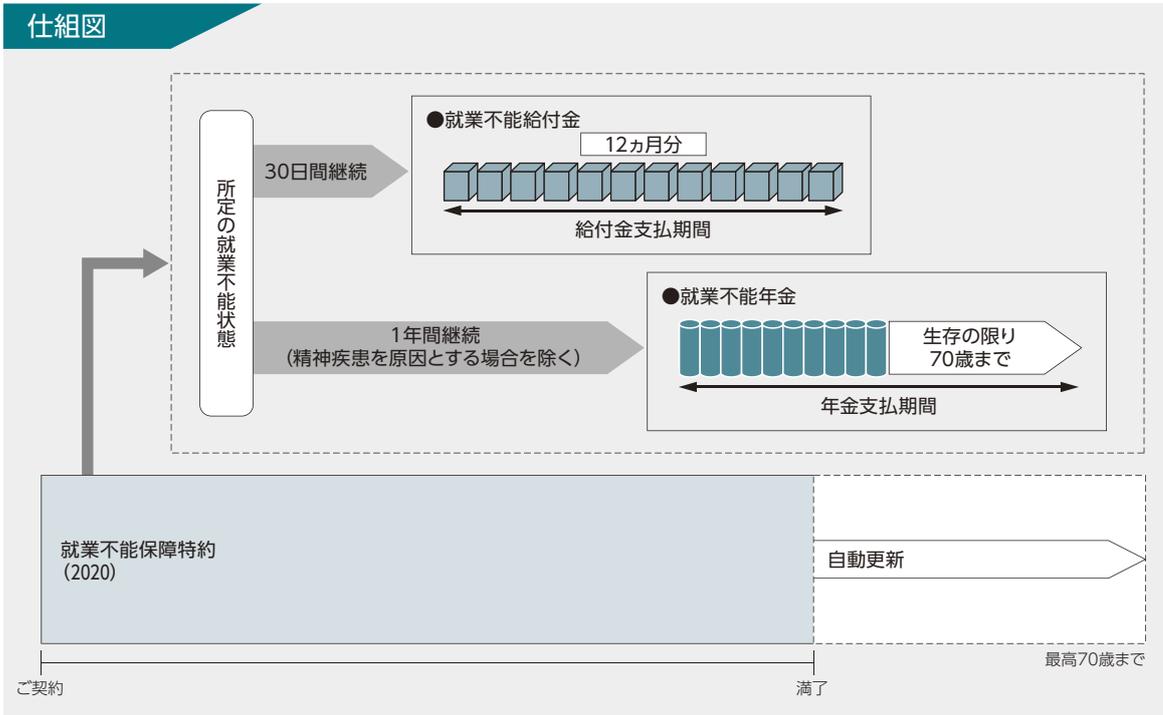
任意後見制度

- 任意後見制度は、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ選んだ代理人（任意後見人）との間で任意後見契約を結んでおき、実際に判断能力が不十分となったときに、その契約にしたがって任意後見人が療養看護や財産の管理などの援助を行なうものです。
- 任意後見人は、家庭裁判所によって任意後見監督人が選任されることにより、その監督のもと、任意後見契約にもとづく援助を行なうことが可能となります。

就業不能保障特約 (2020)

特約の保険期間中に所定の就業不能状態が一定期間継続したとき、給付金または年金をお支払いします。

仕組図



お支払いする給付金・年金は次のとおりです。

●この特約における就業不能状態の定義

就業不能状態A	責任開始期以後に生じた傷害または疾病（所定の 精神疾患 を除きます。）による入院または 在宅療養 をしていること。
就業不能状態B	責任開始期以後に生じた所定の 精神疾患 による入院をしていること。

➡149ページ参照

精神疾患については、特約組立型総合保険「別表13 精神疾患」をご参照ください。

➡85ページ参照

在宅療養については、85ページをご覧ください。

●給付金等の名称、支払事由、支払額等

給付金等の名称	給付金等をお支払いする場合（支払事由）	支払額	受取人
就業不能給付金	特約の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき。 1. 就業不能状態Aに該当し、その状態が該当した日から起算して30日間継続したこと。 2. 就業不能状態Bに該当し、その状態が該当した日から起算して30日間継続したこと。	特約給付金 月額 ×12ヵ月分	傷害疾病給付 受取人
就業不能年金	特約の保険期間中に、就業不能状態Aに該当し、その状態が該当した日から起算して1年間継続したとき。	特約給付金 月額 ×12	
	年金支払期間中に到来する、第1回の就業不能年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日に生存しているとき。		

- 就業不能状態の原因となった「傷害」、「疾病」または「精神疾患」について、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見がない場合には就業不能給付金、就業不能年金をお支払いすることはできません。
- 第1回の就業不能年金の支払事由が発生する前に被保険者が死亡されたときは、この特約の**責任準備金**（注）を死亡給付受取人にお支払いします。
（注）責任準備金の額はご契約時の年齢、保険期間、経過年数などにより異なります。

責任準備金とは

将来の給付金等をお支払いするために、保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

▶150ページ参照

公的医療保険制度については、特約組立型総合保険「別表15 公的医療保険制度」をご参照ください。

対象となる「在宅療養」について

- 就業不能給付金および就業不能年金の支払事由における「在宅療養」とは、医師による治療が必要であり、かつ、日本国内の自宅等で、計画的な訪問診療（注）または医師の指示・診療にもとづく計画的な訪問看護・指導等（注）を受けながら治療に専念することをいいます。
（注）「計画的な訪問診療」または「計画的な訪問看護・指導等」は、[公的医療保険制度](#)にもとづく[医科診療報酬点数表](#)によって在宅患者診療・指導料（往診料および救急搬送診療料を除きます。）が算定されることを要件とします。ただし、労働者災害補償保険が適用されたために在宅患者診療・指導料が算定されない場合など、当社が認めた場合はこの限りではありません。
- 医師から「しばらく自宅で静養するように」との指示を受けて自宅等で静養していた場合や、海外の自宅等で医師の訪問治療を受けた場合などは、支払対象となる「在宅療養」には該当しません。

就業不能給付金について

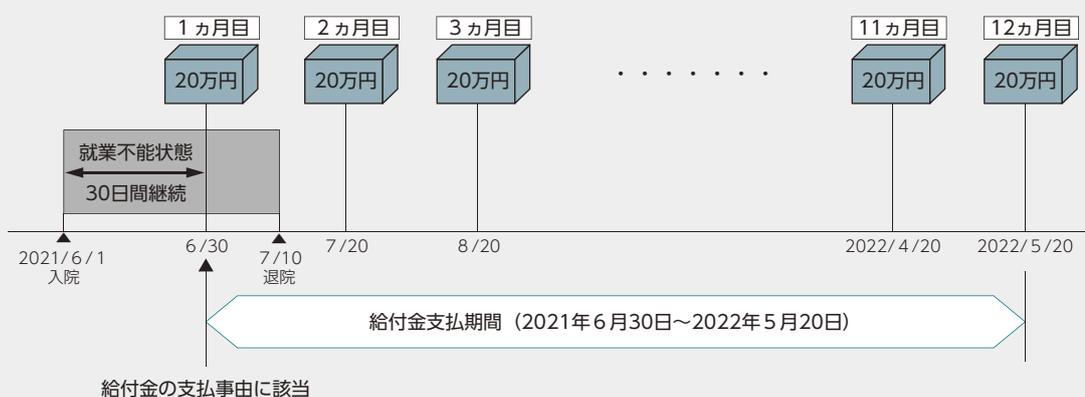
- 就業不能給付金は、下記の給付金支払期間中の月ごとに合計12ヵ月分お支払いします。

給付金支払期間	就業不能給付金の支払事由に該当した日から起算して、その1年後の年単位の 応当日を含む月の前月20日まで
----------------	--

- 2ヵ月目～12ヵ月目の就業不能給付金は、支払事由に該当した月の翌月以後、各月の20日（支払基準日）が到来することにお支払いします。（注）
（注）支払基準日が休日の場合は、翌営業日にお支払いします。
また、1ヵ月目の就業不能給付金の支払時期によっては、支払日が支払基準日より遅くなる
ことがあります。

就業不能給付金の支払のイメージ

【例】2021年6月1日から7月10日まで入院し、所定の就業不能状態が30日間継続した場合
（特約給付金月額：20万円）

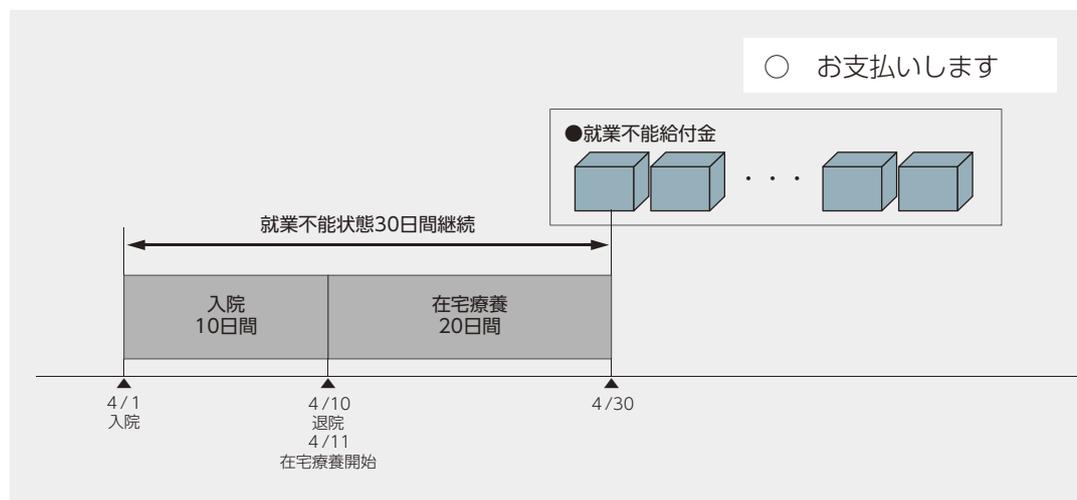


- 就業不能給付金を一括で受け取ることはできません。
- 被保険者が給付金支払期間中に死亡されたときは、就業不能給付金の支払額（特約給付金月額×12ヵ月分）からすでに支払った就業不能給付金の額を差し引いた金額を一時に就業不能給付金の受取人（注）にお支払いします。
（注）就業不能給付金の受取人と被保険者が同一人である場合は、被保険者の死亡時における法定相続人とします。
- 就業不能給付金の支払は、「特約給付金月額×12ヵ月分」を1回とし、通算10回（120ヵ月分）を限度とします。（支払回数が10回に達したとき、この特約は消滅します。）
ただし、就業不能状態Bによる給付金の支払は1回のみとします。
- 給付金支払期間中または給付金支払期間満了の日から起算して30日以内に新たに就業不能給付金の支払事由に該当した場合、その支払事由に対する就業不能給付金はお支払いしません。

就業不能給付金の支払例

ケース① <入院と在宅療養が合計30日間継続した場合>

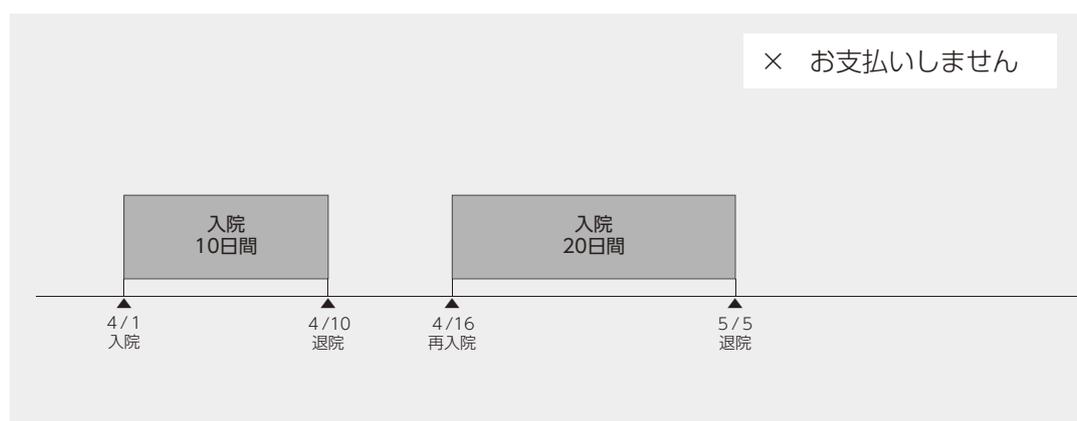
【例】 4月1日から4月10日まで入院し、退院日の翌日（4月11日）から4月30日まで所定の在宅療養が継続した場合



●この場合、入院と在宅療養を合わせて就業不能状態が30日間継続したものととして、就業不能給付金をお支払いします。

ケース② <30日未満の入院が断続した場合>

【例】 4月1日から4月10日まで10日間入院し、退院の5日後（4月16日）から5月5日まで20日間入院した場合

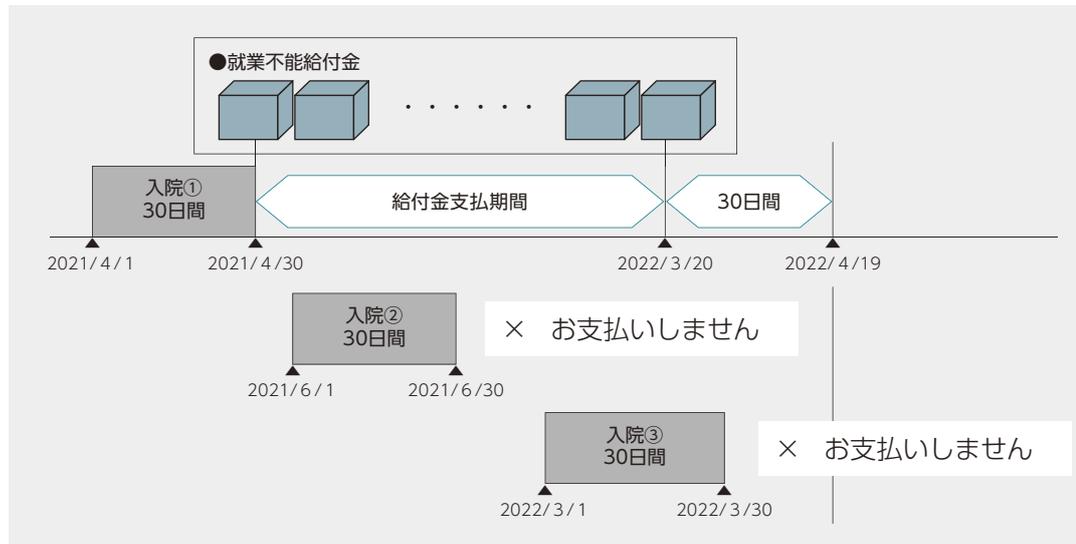


●この場合、就業不能状態が30日間継続していないため、就業不能給付金はお支払いしません。

ケース③

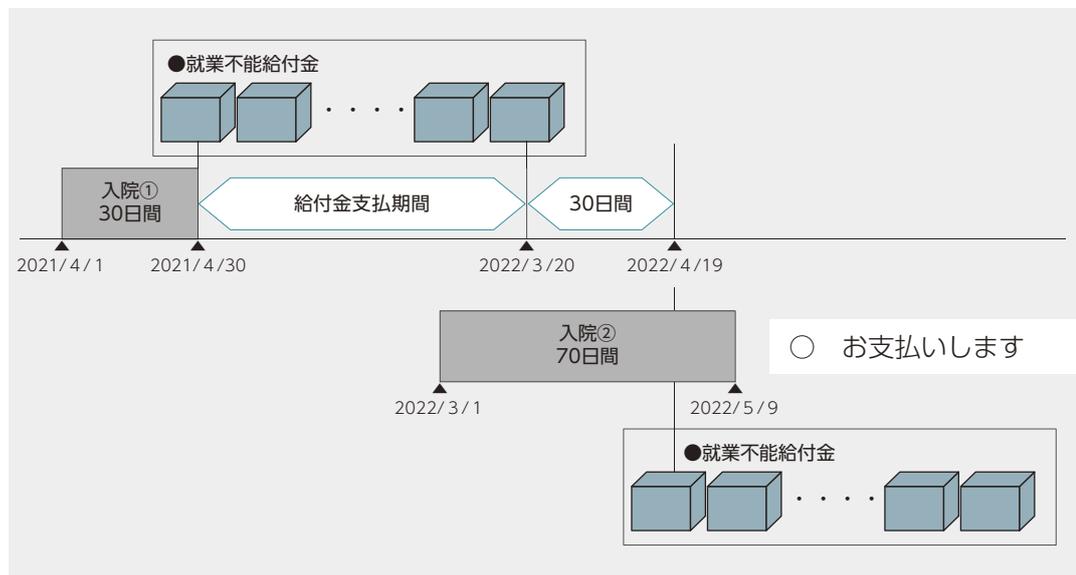
＜給付金支払期間中に新たに就業不能状態が開始した場合＞

【例①】 就業不能給付金の支払開始後、その給付金支払期間中に再び入院を開始し30日間継続したが、給付金支払期間満了の日から30日を経過するまでに退院した場合



●この場合、入院②および入院③については、支払事由が発生しなかったものとみなし、就業不能給付金をお支払いしません。

【例②】 就業不能給付金の支払開始後、その給付金支払期間中に新たに開始した入院が、給付金支払期間満了の日から30日を経過した日まで継続した場合



●この場合、就業不能給付金の支払期間満了の日から起算して30日を経過した日に支払事由が発生したものとみなし、就業不能給付金をお支払いします。

就業不能年金について

- 就業不能年金の年金支払期間は、第1回の就業不能年金の支払事由に該当した日から起算して、被保険者の年齢が70歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
- 被保険者が年金支払期間中に死亡されたときは、以後の就業不能年金のお支払はありません。
- 就業不能年金の受取人は、第1回の就業不能年金の支払事由が生じた日に、特約上の一切の権利義務を契約者から承継するものとし、当社は年金証書を受取人に発行します。
- 就業不能年金の受取人が被保険者以外の場合で、就業不能年金の年金支払期間中にその受取人が死亡されたときは、その後の就業不能年金は、受取人の死亡時の法定相続人にお支払いします。



- 就業不能年金をお支払いする場合、第1回の就業不能年金の支払事由発生時以後に就業不能給付金の支払事由に該当しても、就業不能給付金はお支払いしません。
- 第1回の就業不能年金の支払事由に複数該当した場合でも、就業不能年金を重複してお支払いすることはありません。
- 当社は、公的医療保険制度の改正が行なわれた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。

災害割増特約 (2012)

特約の保険期間中に、不慮の事故により死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたとき、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金は次のとおりです。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合（支払事由）	支払額	受取人
災害割増保険金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 不慮の事故 によってその日から180日以内に死亡されたとき。	特約 保険金額	死亡給付 受取人
	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 不慮の事故 によってその日から180日以内に所定の 高度障害状態 に該当したとき。		傷害疾病給付 受取人

➡139ページ参照

不慮の事故については、特約組立型総合保険「別表2 対象となる不慮の事故」をご参照ください。

➡140ページ参照

高度障害状態については、特約組立型総合保険「別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。

●災害割増保険金は、責任開始期以後に発病した次の感染症を原因とする場合にもお支払いします。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるもの）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）〔病原体がベータコロナウイルス属のSARS-CoV-2であるもの〕（注）

（注）上記の疾病については、当該疾病が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項までまたは同条第7項のいずれの疾病にも該当しなくなったときは、以後、支払対象には含めないものとします。

定期保険特約(2012)等の消滅・減額にもなうこの特約の消滅・減額について

この特約とあわせて付加されている定期保険特約(2012)、収入保障特約(2012)、収入保障特約<通減型>(2014)または生存給付金付定期保険特約(2012)について、解約、保険期間の満了、保険金の支払等による特約の消滅や、特約保険金額等の減額があった場合には、この特約も同時に消滅したり、特約保険金額が自動的に減額されることがあります。



- 対象となる高度障害状態は、身体障害者手帳などの公的な制度の基準とは要件が異なります。
- 高度障害による災害割増保険金をお支払いした場合、死亡による災害割増保険金は重複してお支払いしません。
- 高度障害による災害割増保険金を支払う前に死亡による災害割増保険金のご請求を受けその保険金を支払った場合は、その後に高度障害による災害割増保険金のご請求を受けても、高度障害による災害割増保険金はお支払いしません。
- 高度障害状態に複数該当した場合でも、災害割増保険金を重複してお支払いすることはありません。

傷害特約（2012）

特約の保険期間中に、不慮の事故により死亡されたときまたは所定の身体障害の状態になられたとき、保険金・給付金をお支払いします。

お支払いする保険金・給付金は次のとおりです。

保険金等の名称	保険金等をお支払いする場合（支払事由）	支払額	受取人
災害保険金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 不慮の事故 によってその日から180日以内に死亡されたとき。	特約保険金額	死亡給付受取人
障害給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 不慮の事故 によってその日から180日以内に所定の 身体障害の状態 に該当したとき。	特約保険金額の1割～10割	傷害疾病給付受取人

- 災害保険金は、責任開始期以後に発病した次の感染症を原因として死亡された場合にもお支払いします。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるもの）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）〔病原体がベータコロナウイルス属のSARS-CoV-2であるもの〕（注）

（注）上記の疾病については、当該疾病が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項までまたは同条第7項のいずれの疾病にも該当しなくなったときは、以後、支払対象には含めないものとします。

- 障害給付金は、該当した身体障害の状態に応じて、所定の**給付割合**を特約保険金額に乘じた金額をお支払いします。
- 障害給付金の支払限度は、給付割合を通算して10割までとします。

➡139ページ参照

不慮の事故については、特約組立型総合保険「別表2 対象となる不慮の事故」をご参照ください。

➡143ページ参照

身体障害の状態、給付割合については、特約組立型総合保険「別表10 対象となる身体障害の状態および給付割合表」をご参照ください。

定期保険特約(2012)等の消滅・減額にもなるこの特約の消滅・減額について

この特約とあわせて付加されている定期保険特約(2012)、収入保障特約(2012)、収入保障特約<遞減型>(2014)または生存給付金付定期保険特約(2012)について、解約、保険期間の満了、保険金の支払等による特約の消滅や、特約保険金額等の減額があった場合には、この特約も同時に消滅したり、特約保険金額が自動的に減額されることがあります。



- 給付金の支払対象となる身体障害の状態は、身体障害者手帳などの公的な制度の基準とは要件が異なります。
- 災害保険金をお支払いする際、その原因と同一の不慮の事故による障害給付金をすでにお支払いしている場合（ご請求を受けまだ支払っていない場合を含みます。）は、特約保険金額からその障害給付金の額を差し引いてお支払いします。
- 災害保険金をお支払いした後に、その原因と同一の不慮の事故による障害給付金のご請求を受けても、障害給付金はお支払いしません。

リビング・ニーズ特約

被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合に、ご契約の死亡保険金の全部または一部を特約保険金としてお支払いします。

お支払いする保険金は次のとおりです。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
特約保険金	被保険者の余命が6ヵ月以内(注)と判断されるとき。	死亡保険金額のうち、被保険者が指定した金額(指定保険金額)から、指定保険金額に対応する6ヵ月分の利息および保険料を差し引いた金額	傷害疾病給付受取人

(注)「余命6ヵ月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行なっても余命が6ヵ月以内であることを意味します。

指定保険金額の対象と限度額

- 指定保険金額の対象は、次の特約の死亡保険金額(注)の合計額とします。ただし、保険期間満了までの期間が1年以内の特約については、その特約が更新可能な場合を除き、指定保険金額の対象外です。

指定保険金額の対象となる特約	
・定期保険特約(2012)	・収入保障特約(2012)
・収入保障特約<逓減型>(2014)	・終身保険特約(2012)
・生存給付金付定期保険特約(2012)	

(注)収入保障特約(2012)および収入保障特約<逓減型>(2014)については、請求日の6ヵ月後の応当日における換算保障額(特約年金の支払事由が生じた日において、年金支払期間中に支払うべき特約年金を一括支払するときの金額をいいます。)を特約の死亡保険金額とします。

- 指定保険金額は、特約保険金の請求時に、上記の死亡保険金額の範囲内かつ3,000万円以内で指定していただきます(同一被保険者について、複数のご契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、指定保険金額は通算して3,000万円を限度とします。)

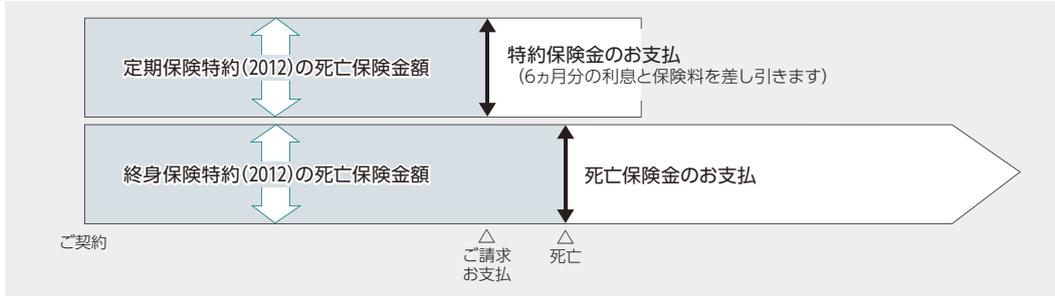
▶68ページ参照

更新については、「特約の更新について」をご参照ください。

特約保険金の支払例

例①

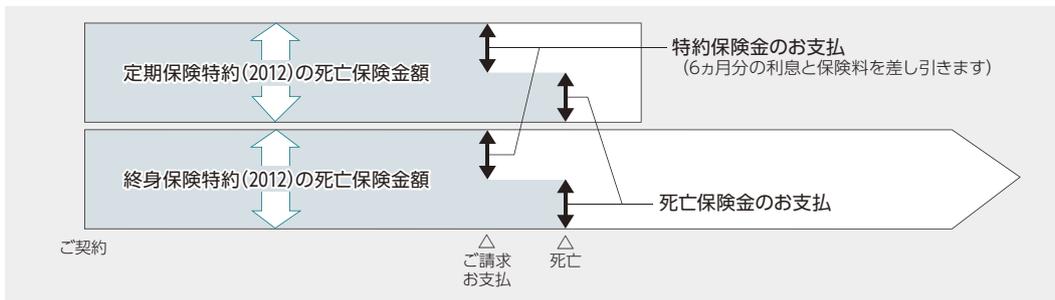
定期保険特約(2012)と終身保険特約(2012)が付加された契約で、定期保険特約(2012)の死亡保険金額の全部を指定保険金額として指定した場合



- この場合、定期保険特約(2012)は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。
- 特約保険金をお支払いした後も継続する部分については、その部分に対応する保険料を引き続きお払い込みいただけます。

例②

定期保険特約(2012)と終身保険特約(2012)が付加された契約で、定期保険特約(2012)と終身保険特約(2012)の死亡保険金額の一部を指定保険金額として指定した場合



- この場合、定期保険特約(2012)・終身保険特約(2012)とも、それぞれについて指定された指定保険金額と同額の保険金額が請求日に減額されたものとして取り扱います。なお、減額部分についての払戻金はお支払いしません。
- 特約保険金をお支払いした後も継続する部分については、その部分に対応する保険料を引き続きお払い込みいただけます。



- 特約保険金のお支払は、1契約について1回限りとします。
- 収入保障特約<逓減型>(2014)が付加されたご契約の場合は、リビング・ニーズ特約の特約保険金の請求時期と被保険者が実際に死亡される時期によって、特約保険金と死亡保険金の合計額が、特約保険金を請求されなかったときの死亡保険金の支払額と比べて、6ヵ月分の利息および保険料相当額以上に少なくなることがあります。

4 保険料の割引制度

保険金額割引について

特約組立型総合保険に付加された下表の特約の保険金額等の合計額が当社所定の金額以上の場合、下表の特約の特約保険料に割引を適用します。

保険金額割引の対象となる特約	通算対象の保険金額等
<ul style="list-style-type: none">・定期保険特約(2012)・生存給付金付定期保険特約(2012)・介護保障特約<有期型>(2012)・終身保険特約(2012)・生活障害保障特約(2015)・介護保障特約<終身型>(2012)	特約保険金額
<ul style="list-style-type: none">・収入保障特約(2012)・介護終身年金特約<認知症加算型>(2018)・収入保障特約<逡減型>(2014)・就業不能保障特約(2020)	特約年金額または特約給付金月額に当社所定の率を乗じた金額

保険料額割引について

特約組立型総合保険の保険料が当社所定の金額以上の場合、特約組立型総合保険に付加された各特約の特約保険料について、保険金額割引とは別に割引を適用します。



契約内容の見直しなどで保険金額や保険料額が変更(※)されたことにより、保険金額割引や保険料額割引が適用されなくなったり、割引額が変更されることがあります。

(※) 保険金額・保険料額の変更の例

- ・特約保険金額の減額
 - ・定期保険特約(2012)等の保険期間満了、非更新などによる消滅
 - ・生活障害保険金や介護保険金の支払による生活障害保障特約(2015)、介護保障特約<有期型>(2012)等の消滅
- など

2 医療保険(16)・終身医療保険(16)について

1 特長と仕組み

医療保険(16)・終身医療保険(16)の特長

特長1 日帰り入院から保障します。

病気や不慮の事故による入院を保障します。入院給付金は入院日数に応じてお支払いし、日帰り入院から1回の入院につき120日・通算1,095日まで保障します。さらに、医療保険(16)に入院見舞給付特則が付加されている場合には、入院給付金日額の10日分の給付金(入院見舞給付金)を入院給付金に上乗せしてお支払いします。
※終身医療保険(16)には、入院見舞給付特則は付加できません。

特長2 8大生活習慣病による入院を支払日数無制限で保障します。

8大生活習慣病(がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧性疾患・腎疾患・肝疾患・脾疾患)による入院については、上記の支払日数限度に達した後も入院給付金をお支払いします。(支払日数無制限)

特長3 手術・放射線治療を幅広く保障します。

病気や不慮の事故で公的医療保険制度の対象となる手術・放射線治療を受けたとき、手術給付金・放射線治療給付金をお支払いします。入院給付金日額に対する給付倍率は、入院中に受けた手術は20倍、外来で受けた手術は5倍、放射線治療は10倍となります。
※一部、支払対象とならない手術があります。

特長4 特約を付加することで保障内容を充実させることができます。

お客さま一人ひとりのニーズにあわせて各種特約を付加することで、次のような保障を確保することができます。

- 生活習慣病、がんまたは女性特有の病気による入院・手術・放射線治療の保障
：生活習慣病による退院後の通院に対する保障や3大疾病に対する重点保障、出産されたときの給付金など、特約の内容をさらに充実させるオプション(特則)もご用意しています。

- 先進医療による療養や所定の移植術などを受けたときの保障

- 特定損傷(骨折・関節脱臼・腱の断裂)に対する保障

※一部、終身医療保険(16)には付加できない特約があります。

医療保険(16)・終身医療保険(16)の仕組み

医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕の仕組みは次のとおりとなります。

	医療保険(16)	終身医療保険(16)
保険期間	<p>有期</p>	<p>終身</p>
保険料払込期間	保険期間と同一	終身
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約は最高80歳まで自動的に更新します。 ●更新の際に保障内容を見直すことができます。 ●保険料は更新時に変更されます。 ●更新にかえて、保障内容を終身医療保険に変更することもできます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険期間は終身であり、更新はありません。 ●保障内容は保険期間を通じて一定です。 ●保険料は保険料払込期間を通じて一定(注2)です。
払戻金	ご契約を解約された場合や保険期間中に死亡された場合には、払戻金をお支払いします(払戻金がない場合もあります)。	払戻金はありません。

➡98ページ参照

更新については、「ご契約の更新について」をご参照ください。

(注1) 入院見舞給付金は、医療保険(16)に入院見舞給付特則が付加されている場合に限りお支払いします。

(注2) 一部の特約を除きます。また、保険料の払込方法<経路>の変更などによって保険料が変わる場合があります。

2 付加できる特約について

付加できる特約の種類

医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕に付加できる特約は次のとおりです。各特約の保障内容等の詳細については、ご契約のしおりの該当ページおよび約款をご覧ください（給付金などのお支払にあたっては所定の条件がありますのでご注意ください。）。

特約の名称	保障の対象（概要）	ご契約のしおりの該当ページ
生活習慣病特約(16)	生活習慣病による入院・手術等を対象とします。 生活習慣病による退院後の通院を保障する「退院後療養給付特則」を付加することができます。	105ページ
女性疾病特約(16)（注）	がんや女性特有の病気などによる入院・手術等を対象とします。 特定の病気による入院時、出産時および保険期間満了時に給付金をお支払いする「女性総合給付特則」を付加することができます。	107ページ
がん特約(16)	がんによる入院・手術等を対象とします。 がん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の条件に該当した場合に給付金をお支払いする「3大疾病治療給付特則」を付加することができます。	109ページ
先進医療特約(16)	先進医療による療養を対象とします。	111ページ
移植医療特約(02)	所定の移植術および骨髄の採取手術を対象とします。	113ページ
特定損傷特約(01)	不慮の事故による骨折・関節脱臼・腱の断裂を対象とします。	115ページ
保険料払込免除特約	所定の条件に該当した場合に、以後の保険料の払込が不要となります。	117ページ

（注）女性疾病特約(16)は、終身医療保険(16)には付加できません。

3 ご契約の更新および終身医療保険(16)への変更制度について

ご契約の更新について

医療保険(16)の更新

医療保険(16)の保険期間満了の日の2ヵ月前までに契約者から保険契約を更新しない旨の申出がない限り、ご契約は、保険期間満了の日の翌日(更新日)に、被保険者の健康状態に関係なく自動的に更新します。

この場合、医療保険(16)に特約が付加されているときは、その特約も同時に更新します。(注)

- ご契約の更新は、更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえない範囲内で取り扱います。
- 特定損傷特約(01)の更新は、医療保険(16)の保険期間の範囲内、かつ、更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が60歳をこえない範囲内で取り扱います。
- 更新前のご契約からすでに給付金をお支払いしている場合には、更新後もそれを通算して給付金の支払限度に関する規定を適用します。
- 更新後のご契約には、更新日における約款(普通保険約款・特約条項)を適用し、更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって、同一の保障内容で更新する場合、更新後の保険料は、通常更新前より高くなります。

(注) 女性疾病特約(16)に付加された女性総合給付特則の更新は取り扱いません。

また、先進医療特約(16)および移植医療特約(02)の更新については、次の「先進医療特約(16)・移植医療特約(02)の更新」をご覧ください。

先進医療特約(16)・移植医療特約(02)の更新

先進医療特約(16)および移植医療特約(02)は、特約の保険期間が満了する2ヵ月前までに契約者から特約を更新しない旨の申出がない限り、特約の保険期間満了の日の翌日(更新日)に、被保険者の健康状態に関係なく自動的に更新します。

- 主契約が医療保険(16)の場合、特約の更新は、主契約の保険期間の範囲内で取り扱います。また、特約の保険期間満了時に主契約の更新が行なわれる場合は、これらの特約も主契約と同時に更新されます。
- 主契約が終身医療保険(16)の場合、特約の更新は、更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえない範囲内で取り扱います。
- 更新前の特約からすでに給付金をお支払いしている場合には、更新後もそれを通算して給付金の支払限度に関する規定を適用します。
- 先進医療特約(16)の更新後の特約には、更新日における約款(特約条項)を適用し、更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって更新後の保険料は、通常更新前より高くなります。
- 移植医療特約(02)の更新後の特約には、更新日における約款(特約条項)を適用し、更新後の保険料は、更新日現在の保険料率により計算します。

約款とは

保険契約上のとりきめを記載したものをいいます。

更新後の入院給付金日額等

更新後の主契約・特約の入院給付金日額等は、更新前と同一とします。ただし、保険期間満了の日の2ヵ月前までに契約者から当社にお申し出いただくことにより、当社の定める範囲内で入院給付金日額等を減額して更新することができます。

更新後の保険料の払込

- 更新後の**保険料の払込方法**は、更新前と同一とします。
- 更新後の第1回保険料は、更新日を含む月の末日までにお払い込みいただきます。
この第1回保険料が**猶予期間**満了日までに払い込まれなかった場合、更新対象の主契約・特約は更新日にさかのぼって消滅するものとします。



次の場合には更新は取り扱いません。

- 更新前のご契約に特別保険料領収法による**特別条件**が付けられているとき。
- 更新前のご契約の最終の保険料が払い込まれていないとき。
- ご契約の更新の際に、当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき。ただしその場合、当社が定める別の保険契約を締結することにより、更新の取扱いに代えることがあります。

➡31ページ参照

保険料の払込方法については、「保険料の払込方法について」をご参照ください。

➡34ページ参照

猶予期間については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

➡10ページ参照

特別条件については、「傷病歴等がある方への引受対応について」をご参照ください。

医療保険(16)から終身医療保険(16)への変更制度について

医療保険(16)は、保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が15歳以上75歳以下の場合、ご契約の**更新**に代えて、保険期間の満了時に無選択で契約内容を終身医療保険(16)に変更することができます。この場合、医療保険(16)の保険期間満了の日の翌日を終身医療保険(16)への変更日とします。

終身医療保険(16)への変更をご希望の方は、保険期間満了の日の1ヵ月前までに当社にお申し出ください。

- 医療保険(16)を終身医療保険(16)に変更する場合、医療保険(16)に付加されている各種特約については、次のとおり取り扱います。
 - ・女性疾病特約(16)
変更後の終身医療保険(16)には付加できません。
 - ・先進医療特約(16)、移植医療特約(02)および特定損傷特約(01)
当社所定の保険期間の特約に変更します。
 - ・上記以外の特約
保険期間が終身の特約に変更します。
- 終身医療保険(16)の入院給付金日額、特約の入院給付金日額・給付金額等は、変更前と同額とします。
- 変更前のご契約からすでに給付金をお支払いしている場合には、変更後もそれを通算して給付金の支払限度に関する規定を適用します。
- 変更後の終身医療保険(16)および特約には、変更日における**約款**(普通保険約款・特約条項)を適用し、変更後の保険料は、変更日現在の被保険者の年齢および保険料率により計算します。
- 医療保険(16)の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が75歳をこえる場合でも、契約者から申出があれば、申出日から2ヵ月を経過した直後の年単位の契約応当日を変更日として、終身医療保険(16)への変更を取り扱います。ただし、変更日における被保険者の年齢が75歳以下の場合に限ります。
- 変更後の終身医療保険(16)の第1回保険料は、変更日を含む月の末日までにお払い込みください。



次の場合には、終身医療保険(16)への変更は取り扱いません。

- 医療保険(16)の保険料の払込が免除されているとき。
- 医療保険(16)に次のいずれかの**特別条件**が付けられているとき。
 - ア. 特別保険料領収法
 - イ. 給付金削減支払法(削減期間が満了していないものに限ります。)
 - ウ. 特定部位不担保法(不担保期間が満了していないものに限ります。)
- 変更前の医療保険(16)の最終の保険料が払い込まれていないとき。
- 終身医療保険(16)への変更の際に、当社が終身医療保険(16)の締結を取り扱っていないとき。ただし、当社が終身医療保険(16)と同種の他の保険契約の締結を取り扱っている場合限り、その保険契約への変更を取り扱います。

⇒98ページ参照

更新については、「ご契約の更新について」をご参照ください。

約款とは

保険契約上のとりきめを記載したものをいいます。

⇒10ページ参照

特別条件については、「傷病歴等がある方への引受対応について」をご参照ください。

4 お支払いする給付金

医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕

医療保険(16)・終身医療保険(16)からお支払いする給付金は次のとおりです。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
災害入院給付金	保険期間中に、責任開始期以後の 不慮の事故 により180日以内に 入院 し、その 入院日数が1日 以上のとき。	(入院給付金日額) × (入院日数)	給付金 受取人
疾病入院給付金	保険期間中に、責任開始期以後の 疾病 により 入院 し、その 入院日数が1日 以上のとき。		
手術給付金	保険期間中に、責任開始期以後の原因により所定の手術を受けられたとき。	入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術 (入院給付金日額) × 20 上記の入院中以外に受けた手術 (入院給付金日額) × 5	
放射線治療給付金	保険期間中に、責任開始期以後の原因により所定の放射線治療を受けられたとき。	(入院給付金日額) × 10 (60日の間に1回限り)	

- 医療保険(16)に入院見舞給付特則が付加されている場合には、上記のほか次の給付金をお支払いします。
なお、終身医療保険(16)には入院見舞給付特則を付加できません。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
入院見舞給付金	災害入院給付金または疾病入院給付金の支払事由に該当し、それらの給付金が支払われるとき。	1回の入院につき、 (入院給付金日額) × 10 ただし、2022年1月31日までの間に、責任開始期以後に発病した感染症*を直接の原因として支払事由に該当したときは、上記金額の倍額をお支払いします。(注)	給付金 受取人

(注) 入院見舞給付金の倍額支払は、2020年12月28日から2022年1月31日までの間に支払事由に該当した場合に限ります。2022年2月1日以後に支払事由に該当したときの支払額は、「(入院給付金日額) × 10」となります。

*対象となる感染症は次のとおりです。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるもの）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）〔病原体がベータコロナウイルス属のSARS-CoV-2であるもの〕

➡151ページ参照

不慮の事故および入院については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表3 対象となる不慮の事故」「別表2 入院」をご参照ください。

入院日数が1日とは

入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして当社が判断します。

入院給付金の支払限度について

- 入院給付金の支払日数限度は、災害入院給付金、疾病入院給付金それぞれについて、1回の入院につき120日、通算1,095日とします。
ただし、上記の支払日数限度に到達した日の翌日以後に、**生活習慣病**の治療を直接の目的として入院された場合には、その入院日数分の疾病入院給付金をお支払いします。(支払日数無制限)

1回の入院について

- 同一の不慮の事故による入院は、1回の入院として取り扱います。ただし、その事故の日から180日以内に開始した入院に限ります。
- 同一の疾病(注)による入院は、1回の入院として取り扱います。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院は、新たな疾病による入院として取り扱います。
(注)医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病は、病名が異なる場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。

手術給付金の支払対象となる手術について

手術給付金の支払対象となる**手術**は、次のアまたはイのいずれかに該当する手術です。

支払対象となる手術	左記のうち対象外となる手術
ア. 公的医療保険制度 における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術(注)	<ul style="list-style-type: none"> ①創傷処理 ②皮膚切開術 ③デブリードマン ④骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ⑤抜歯手術 ⑥鼻腔粘膜焼灼術(下甲介粘膜焼灼術・下甲介粘膜レーザー焼灼術を含む。)
イ. 先進医療 に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復などの操作を加える手術	<ul style="list-style-type: none"> ①歯、義歯または歯肉の処置にともなう手術 ②上記アの対象外となる①創傷処理～⑥鼻腔粘膜焼灼術(下甲介粘膜焼灼術・下甲介粘膜レーザー焼灼術を含む。)の手術 ③診断および検査を主目的とした診療行為 ④輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為

(注) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術のみが対象となります。

- 手術給付金の支払対象となる複数の手術を同じ日に受けられた場合は、支払額のもっとも高い1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して手術を受けられた場合に、手術料が1回のみ算定される手術があります。これらの手術を受けられた場合には、支払額のもっとも高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
該当する手術には、次のようなものがあります。〔2021年2月現在〕

→153ページ参照

生活習慣病については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表9 対象となる生活習慣病」をご参照ください。

→151ページ参照

手術の詳細については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表5 手術」をご参照ください。

→152ページ参照

公的医療保険制度については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表7 公的医療保険制度」をご参照ください。

非観血的とは

切開等の出血をとまなう操作を含まないことをいいます。

徒手とは

手によって行なうことをいいます。

→111・153ページ参照

先進医療については、「支払対象となる先進医療について」および医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表8 先進医療」をご参照ください。

- 超音波骨折治療法
- 難治性骨折電磁波電気治療法
- 難治性骨折超音波治療法
- 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- 体外衝撃波胆石破碎術
- 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術 など

● 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術があります。その手術を受けられた場合には、1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。
該当する手術には、次のようなものがあります。〔2021年2月現在〕

- 大動脈バルーンパンピング法
- 人工心肺
- 経皮的心肺補助法
- 補助人工心臓
- 小児補助人工心臓
- 植込型補助人工心臓（非拍動流型） など

● 手術給付金の支払対象となる先進医療については、当社ホームページ〔<https://www.fukoku-life.co.jp>〕にてご確認いただけます。



- 医科診療報酬点数表は、手術を受けられた時点のものが適用されます。
- 医科診療報酬点数表において手術料の算定対象として列挙されていない次のような診療行為は、手術給付金の支払対象となりません。〔2021年2月現在〕
 - ・ 手術料の算定対象として列挙されていないレーザーによる角膜屈折矯正手術（レーシック手術） など
 - ・ 輸血料の算定対象となる輸血、骨髄採取、末梢血幹細胞採取、骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植など
 - ・ 検査料の算定対象となる臓器穿孔、組織採取など
 - ・ 処置料の算定対象となる持続的胸腔ドレナージ、留置カテーテル設置など
- 当社は、次のアまたはイのいずれかの事由が給付金の支払事由に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって給付金の支払事由を変更することがあります。
 - ア. 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
 - イ. 医療技術の変化

➡152ページ参照

放射線治療の詳細については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表6 放射線治療」をご参照ください。

➡152ページ参照

公的医療保険制度については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表7 公的医療保険制度」をご参照ください。

➡111・153ページ参照

先進医療については、「支払対象となる先進医療について」および医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表8 先進医療」をご参照ください。

放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について

放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療は、次のアまたはイのいずれかに該当する放射線治療です。

支払対象となる放射線治療

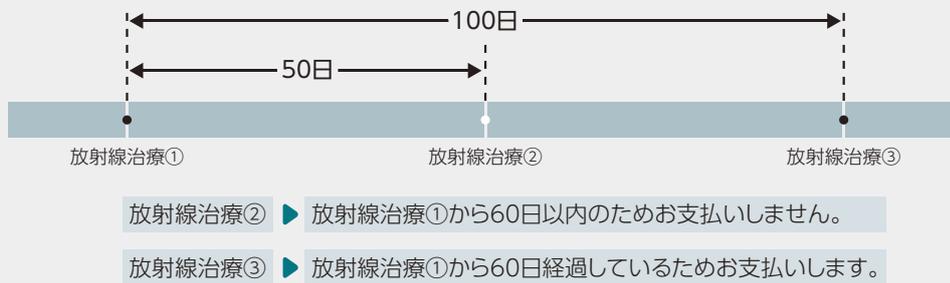
- ア. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（注）
- イ. 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法に該当する診療行為

（注） 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療のものが対象となります。

- 放射線治療給付金をお支払いした場合、その支払対象となった放射線治療の治療日から起算して60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金はお支払いしません。

放射線治療給付金の支払例

放射線治療①に対して放射線治療給付金をお支払いした場合



- 放射線治療給付金の支払対象となる複数の放射線治療を同じ日に受けられた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金をお支払いします。
- 放射線治療給付金の支払対象となる先進医療については、当社ホームページ [https://www.fukoku-life.co.jp] にてご確認ください。



- 医科診療報酬点数表は、放射線治療を受けられた時点のものが適用されます。
- 血液照射は放射線治療料の算定対象となりますが、被保険者ではなく輸血用血液に対して放射線照射を行なうものであることから、放射線治療給付金の支払対象となりません。
- 当社は、次のアまたはイのいずれかの事由が給付金の支払事由に影響を及ぼすと認められたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって給付金の支払事由を変更することがあります。
 - ア. 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
 - イ. 医療技術の変化

被保険者が死亡された場合について

医療保険(16)	被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡時払戻金受取人に払戻金（責任準備金相当額とします。）をお支払いします。 ※付加されている特約に払戻金がある場合は同時にお支払いします。 ※死亡時払戻金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合には、払戻金はお支払いしません。
終身医療保険(16)	被保険者が死亡された場合の払戻金はありません。

生活習慣病特約(16)

特約の保険期間中に、生活習慣病により入院されたときまたは手術もしくは放射線治療を受けられたとき、給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
生活習慣病 入院給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 生活習慣病 により入院し、その 入院日数が1日 以上のとき。	(生活習慣病入院給付金日額) ×(入院日数)	主契約の 給付金 受取人
生活習慣病 手術給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 生活習慣病 により所定の手術を受けられたとき。	主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術 (生活習慣病入院給付金日額) ×20 上記の入院中以外に受けた手術 (生活習慣病入院給付金日額) ×5	
生活習慣病 放射線治療 給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 生活習慣病 により所定の放射線治療を受けられたとき。	(生活習慣病入院給付金日額) ×10 (60日の間に1回限り)	

●生活習慣病特約(16)に退院後療養給付特則が付加されている場合には、上記のほか次の給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
生活習慣病 退院後療養 給付金	特約の保険期間中に、次のいずれにも該当する 通院 をされたとき。 ア. 生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する15日以上継続した入院の退院後、かつ所定の期間(注)中の通院 イ. アの入院の原因となった生活習慣病による通院	通院した日を含む月ごとに 特則給付金額	主契約の 給付金 受取人

(注) 支払の対象となる期間については、「生活習慣病退院後療養給付金の支払について」(106ページ)をご覧ください。

➡159ページ参照

生活習慣病については、生活習慣病特約(16)「別表1 対象となる生活習慣病」をご参照ください。

入院日数が1日とは

入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして当社が判断します。

➡160ページ参照

通院については、生活習慣病特約(16)「別表8 通院」をご参照ください。

給付金の支払限度について

- 生活習慣病入院給付金の支払日数は、1回の入院、通算とも無制限です。
- 生活習慣病退院後療養給付金の支払は、通算120ヵ月分を限度とします。

生活習慣病手術給付金の支払対象となる手術について

- 生活習慣病手術給付金の支払対象となる手術については、「医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕」の「[手術給付金の支払対象となる手術について](#)」をご覧ください。

生活習慣病放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について

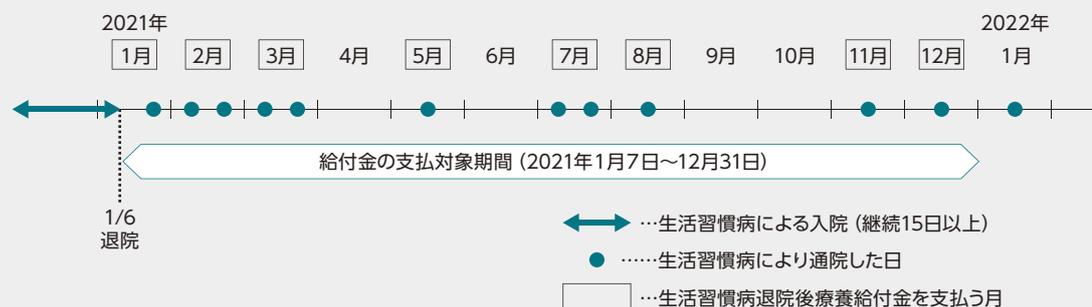
- 生活習慣病放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療については、「医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕」の「[放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について](#)」をご覧ください。

生活習慣病退院後療養給付金の支払について

- 生活習慣病退院後療養給付金は、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する15日以上継続した入院の退院後、その入院の原因となった生活習慣病の治療を直接の目的として通院された場合にお支払いします。ただし、退院日の翌日を含む月の初日から起算して12ヵ月を経過するまでの期間中の通院に限ります。

支払例

【例】生活習慣病により15日以上継続して入院し、2021年1月6日に退院した場合



- 退院日の翌日 (2021年1月7日) 以後、その日を含む月の初日から起算して12ヵ月を経過する2021年12月31日までの期間中の通院が対象となります。
- 対象期間中の2021年1月・2月・3月・5月・7月・8月・11月・12月に通院したため、8ヵ月分の生活習慣病退院後療養給付金をお支払いします。
※同一の月に複数回通院した場合でも、生活習慣病退院後療養給付金は1ヵ月分の支払となります。
※2022年1月については、対象期間経過後の通院のため給付金はお支払いしません。

→102ページ参照

「手術給付金の支払対象となる手術について」

→103ページ参照

「放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について」

女性疾病特約(16)

特約の保険期間中に、女性疾病により入院されたときまたは手術もしくは放射線治療を受けられたとき、給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
女性疾病 入院給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 女性疾病 により入院し、その 入院日数が1日 以上のとき。	(女性疾病入院給付金日額) ×(入院日数)	主契約の 給付金 受取人
女性疾病 手術給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 女性疾病 により所定の手術を受けられたとき。	主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術 (女性疾病入院給付金日額) ×20 上記の入院中以外に受けた手術 (女性疾病入院給付金日額) ×5	
女性疾病 放射線治療 給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 女性疾病 により所定の放射線治療を受けられたとき。	(女性疾病入院給付金日額) ×10 (60日の間に1回限り)	

●女性疾病特約(16)に女性総合給付特約が付加されている場合には、上記のほか次の給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
特定女性疾病 入院一時給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の特定女性疾病(注1)により入院し、その 入院日数が1日 以上のとき。	1回の入院につき 5万円	主契約の 給付金 受取人
出産給付金	責任開始日 から2年を経過した後(注2)の特約の保険期間中に出産されたとき。	出産した子1人につき 3万円	
満了時給付金	特約の保険期間満了時に生存されているとき。	・出産給付金を支払ったとき 満了時給付金額(注3)−3万円 ・上記以外の場合 満了時給付金額(注3)	契約者

(注1) 特定女性疾病とは、女性疾病入院給付金・女性疾病手術給付金・女性疾病放射線治療給付金の対象となる女性疾病のうち特定の病気をいい、乳房や女性生殖器官のがん、子宮筋腫、卵巣機能障害などがこれに該当します。詳細については、女性疾病特約(16)の「別表2 対象となる特定女性疾病」をご参照ください。

(注2) 復活が行なわれた場合には、特約の締結の際の責任開始日から2年、かつ最後の復活の際の責任開始日から1年を経過した後とします。

(注3) 満了時給付金額は、特約の保険期間に応じて次のとおりです。

保険期間	10年	15年	20年
満了時給付金額	20万円	25万円	35万円

▶162ページ参照

女性疾病については、女性疾病特約(16)「別表1 対象となる女性疾病」をご参照ください。

入院日数が1日とは

入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして当社が判断します。

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。なお、責任開始期については、「保険会社の責任開始期について」(17ページ)をご参照ください。

▶165ページ参照

女性疾病特約(16)「別表2 対象となる特定女性疾病」

▶37ページ参照

復活については、「ご契約の復活について」をご参照ください。

給付金の支払限度について

- 女性疾病入院給付金の支払日数限度は、1回の入院につき120日、通算1,095日とします。
ただし、上記の支払限度に達した日の翌日以後に、**がん・上皮内がん**の治療を直接の目的として入院された場合には、その入院日数分の女性疾病入院給付金をお支払いします。(支払日数無制限)
- 特定女性疾病入院一時給付金の支払は、通算10回を限度とします。

1回の入院について

- 女性疾病入院給付金の支払において、同一の女性疾病（注）による入院は1回の入院として取り扱います。ただし、女性疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院は、新たな女性疾病による入院として取り扱います。また、特定女性疾病入院一時給付金の支払における同一の特定女性疾病（注）による入院についても、これと同様に扱います。
（注）女性疾病特約(16)の「**別表1 対象となる女性疾病**」・「**別表2 対象となる特定女性疾病**」において、同一の「女性疾病の種類」・「特定女性疾病の種類」に分類されている疾病は、それぞれすべて同一の女性疾病・特定女性疾病とします。また、医学上重要な関係にあるとされる一連の女性疾病・特定女性疾病は、病名が異なる場合であっても同一の女性疾病・特定女性疾病として取り扱います。

女性疾病手術給付金の支払対象となる手術について

- 女性疾病手術給付金の支払対象となる手術については、「医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕」の「**手術給付金の支払対象となる手術について**」をご覧ください。

女性疾病放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について

- 女性疾病放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療については、「医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕」の「**放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について**」をご覧ください。

出産給付金の支払対象となる出産について

- 出産給付金の支払対象となる出産は、妊娠85日以上での分娩をいい、生産のほか**死産**を含みます。ただし、死産については、その死産により女性疾病入院給付金または女性疾病手術給付金が支払われるものに限ります。

▶162ページ参照

がん・上皮内がんとは、女性疾病特約(16)「別表1 対象となる女性疾病」中、「女性疾病の種類」が「がん(悪性新生物)」に区分されるものをいいます。

▶162・165ページ参照

女性疾病特約(16)「別表1 対象となる女性疾病」・「別表2 対象となる特定女性疾病」

▶102ページ参照

「手術給付金の支払対象となる手術について」

▶103ページ参照

「放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について」

死産とは

死児（出産後において心臓搏動、随意筋の運動および呼吸のいずれも認めないもの）の出産をいいます。

がん特約(16)

特約の保険期間中に、がんにより入院されたときまたは手術もしくは放射線治療を受けられたとき、給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
がん入院給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後に診断確定された がん・上皮内がん により入院し、その 入院日数が1日 以上のとき。	(がん入院給付金日額) ×(入院日数)	主契約の 給付金 受取人
がん手術給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後に診断確定された がん・上皮内がん により所定の手術を受けられたとき。	主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術 (がん入院給付金日額) × 20 上記の入院中以外に受けた手術 (がん入院給付金日額) × 5	
がん 放射線治療 給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後に診断確定された がん・上皮内がん により所定の放射線治療を受けられたとき。	(がん入院給付金日額) × 10 (60日の間に1回限り)	

●がん特約(16)に3大疾病治療給付特則が付加されている場合には、上記のほか次の給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
3 大 疾 病 治 療 給 付 金	がん 治療給付金	特則給付金額	主契約の 給付金 受取人
	急性心筋梗塞 治療給付金		
	脳卒中 治療給付金		

➡167ページ参照

がん・上皮内がんについては、がん特約(16)「別表1 対象となるがん、急性心筋梗塞および脳卒中」中の「がん(悪性新生物)」をご参照ください。

入院日数が1日とは

入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして当社が判断します。

➡167ページ参照

急性心筋梗塞・脳卒中については、がん特約(16)「別表1 対象となるがん、急性心筋梗塞および脳卒中」中の「急性心筋梗塞」「脳卒中」をご参照ください。

給付金の支払限度について

- がん入院給付金の支払日数は、1回の入院、通算とも無制限です。
- 3大疾病治療給付金の支払は、がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金および脳卒中治療給付金の支払回数をすべて通算して10回を限度とします。

給付金の支払対象となる手術について

- がん手術給付金、急性心筋梗塞治療給付金および脳卒中治療給付金の支払対象となる手術については、「医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕」の「[手術給付金の支払対象となる手術について](#)」をご覧ください。

がん放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について

- がん放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療については、「医療保険(16)・終身医療保険(16)〔主契約〕」の「[放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について](#)」をご覧ください。



- 特約の**責任開始日**から90日以内に診断確定された乳がん（乳房の上皮内がんを含みます。）については、がん入院給付金、がん手術給付金、がん放射線治療給付金およびがん治療給付金の支払対象とはなりません。
- 被保険者が**責任開始期前**にがんまたは上皮内がんと診断確定されたことがある場合、がん治療給付金はお支払いできません。
- がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金または脳卒中治療給付金をお支払いした後、その支払事由が該当日から2年以内に再度同じ給付金の支払事由に該当した場合には、その給付金はお支払いしません。
※異なる種類の給付金（がん治療給付金と脳卒中治療給付金など）の支払事由が該当日の間隔については、制限はありません。
- 急性心筋梗塞治療給付金の支払対象は、虚血性心疾患のうちの急性心筋梗塞（再発性心筋梗塞を含みます。）とし、狭心症等は対象外となります。
- 脳卒中治療給付金の支払対象は、脳血管疾患のうちのくも膜下出血、脳内出血、脳梗塞とします。
- がん入院給付金日額の減額があった場合には、3大疾病治療給付特則が同時に消滅したり、特則給付金額が自動的に減額されることがあります。

➡102ページ参照

「手術給付金の支払対象となる手術について」

➡103ページ参照

「放射線治療給付金の支払対象となる放射線治療について」

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。なお、責任開始期については、「保険会社の責任開始期について」（17ページ）をご参照ください。

先進医療特約(16)

特約の保険期間中に先進医療による療養を受けられたとき、給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
先進医療給付金	特約の保険期間中に、所定の先進医療による療養を受けられたとき。	先進医療の技術に係る費用と同額	主契約の給付金受取人

➔170ページ参照

療養および先進医療の技術に係る費用については、先進医療特約(16)「別表1療養」「別表3 先進医療の技術に係る費用」をご参照ください。

先進医療給付金の支払限度について

- 先進医療給付金の支払は、支払額を通算して2,000万円を限度とします。

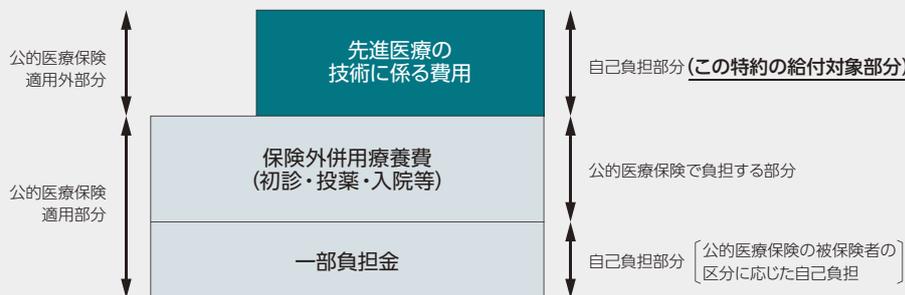
支払対象となる先進医療について

- 先進医療**は、一般の医療水準を超えた高度の医療技術や先進的な医療技術を用いた診断治療で、厚生労働大臣によって医療技術ごとに定められた施設基準を満たす医療機関で行なわれています。この先進医療の医療費のうち先進技術部分は、健康保険などの公的医療保険制度の給付対象とならないため、全額自己負担とされます。

➔170ページ参照

先進医療については、先進医療特約(16)「別表2 先進医療」をご参照ください。

先進医療を受けた場合の費用



※先進医療による療養を受けた場合、一般治療と共通する初診・投薬・入院等は、保険外併用療養費として公的医療保険の給付対象となります。

- 先進医療給付金の支払対象となる「先進医療による療養」とは、療養を受けた時点において、告示にもとづき厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限りです。
- この特約の保険期間中に厚生労働大臣が新たに先進医療として定めた医療技術は、この特約の給付金の支払対象となります。一方、保険診療への導入により公的医療保険の給付対象となった医療技術および先進医療としての承認を取り消された医療技術は、支払対象から外れます。
- 先進医療の医療技術およびその取扱医療機関については、当社ホームページ (<https://www.fukoku-life.co.jp>) でご確認いただけます。ただし、ホームページに記載がある場合でも、その方法・症例等によっては先進医療に該当しないことや、取扱医療機関が先進医療の実施を見合わせていることがあります。また、当社ホームページは厚生労働省のホームページなどをもとに定期的に更新を行ないますが、その更新前に、保険診療への導入や承認取消などにより記載の医療技術が先進医療でなくなる場合もあります。先進医療に該当するかどうかは、必ず治療を受ける前に主治医にご確認ください。

なお、先進医療の医療技術および取扱医療機関については厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp>) でもご確認いただけます。

- 特定の先進医療による療養（「重粒子線治療」または「陽子線治療」）を当社所定の医療機関で受療された場合、先進医療給付金を当社が医療機関へ直接お支払いするサービスがあります。なお、本サービスのご利用にあたっては所定の条件がありますので、必ず治療開始前に担当者、最寄りの支社またはお客さまセンターへご連絡ください。また、当サービスのご利用は任意となりますので、先進医療給付金を給付金受取人へお支払いすることも可能です。（記載の内容は、2021年2月現在の取扱であり、将来的に変更・終了する場合があります。）



当社は、公的医療保険制度の改正が行なわれた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。

移植医療特約(02)

特約の保険期間中に所定の移植術または造血幹細胞の提供を目的とする骨髄等の採取手術を受けられたとき、給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
移植医療給付金	特約の保険期間中に、当社所定の条件を満たす 移植術 （心臓・肺・肝臓・脾臓・小腸・腎臓・骨髄の各移植術）を受けられたとき（被保険者が受容者の場合に限ります。）。	(特約基本保険金額) × (所定の給付割合)	主契約の 給付金 受取人
	当社所定の条件を満たす 骨髄幹細胞採取手術 または 末梢血幹細胞採取手術 を受けられたとき。		

▶114ページ参照

移植術・骨髄幹細胞採取手術・末梢血幹細胞採取手術については、114ページをご覧ください。

移植医療給付金の給付割合および支払限度について

●各移植術、骨髄幹細胞採取手術および末梢血幹細胞採取手術に対する給付割合は、次のとおりとします。

給付の対象		給付割合
移植術	心臓移植術	100%
	肺移植術	100%
	肝臓移植術	100%
	脾臓移植術	100%
	小腸移植術	100%
	腎臓移植術	30%（2回目以降の支払は10%）
	骨髄移植術	30%（2回目以降の支払は10%）
骨髄幹細胞採取手術		3%
末梢血幹細胞採取手術		3%

- 移植医療給付金の支払は、給付割合を通算して100%を限度とします。
- 腎臓移植術および骨髄移植術に対する給付金の支払は、それぞれこの特約の保険期間を通じて3回を限度とします。
- 骨髄幹細胞採取手術および末梢血幹細胞採取手術に対する給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて2回を限度とします。

支払対象となる移植術、骨髄幹細胞採取手術および末梢血幹細胞採取手術について

- 移植医療給付金は、被保険者が次の条件のすべてを満たす**移植術、骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術**を受けられたときにお支払いします。

移植術の条件

- 責任開始期以後に生じた疾病または不慮の事故その他の外因を直接の原因とする移植術であること。
- 主契約の**約款**に定める**病院**または**診療所**において受けた移植術であること。ただし、日本国外にある医療施設で移植術を受けた場合は、次のアおよびイのいずれにも該当する移植術であることを要します。
 - ア. 日本国内の医師が被保険者に対して必要と診断した移植術であること。
 - イ. 前アの医師により紹介された医療施設において受けた移植術であること。
- **臓器売買等の行為**に該当しない移植術であること。

骨髄幹細胞採取手術・末梢血幹細胞採取手術の条件

- **責任開始日**からその日を含めて1年を経過した日以後に行なわれた採取手術であること。
- 主契約の**約款**に定める**病院**または**診療所**において受けた採取手術であること。
- **臓器売買等の行為**に該当しない採取手術であること。

- 給付金の支払対象となる移植術とは、臓器および組織の機能に障害がある者に対し臓器および組織の機能の回復または付与を目的として行なわれる臓器および組織の移植術をいい、移植術の種類は、心臓移植術・肺移植術・肝臓移植術・脾臓移植術・小腸移植術・腎臓移植術・骨髄移植術（造血機能の回復を目的とした骨髄移植術に限ります。）（注1）とします。

なお、移植術は、ヒトからヒトへの同種移植に限るものとし、異種移植および人工臓器による移植術は、この特約の給付金の支払対象とはなりません。また、自家移植および再移植については、次の場合のみ支払対象となります。（注2）

自家移植	骨髄移植術における自家移植
再移植	腎臓移植術または骨髄移植術において、責任開始期以後に初めて当該移植術を受けこの特約の給付金が支払われることとなった後、同一の臓器または組織について受けた再移植

（注1）「骨髄移植術」には、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植を含み、固形腫瘍に対する抗がん剤療法および放射線療法にともなう骨髄移植は含みません。

（注2）その他詳細については、**移植医療特約(02)の別表1**の備考をご覧ください。

- 給付金の支払対象となる骨髄幹細胞採取手術とは、組織の機能に障害がある者に対し骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞の採取手術をいいます。ただし、自家移植の場合を除きます。
- 給付金の支払対象となる末梢血幹細胞採取手術とは、組織の機能に障害がある者に対し末梢血幹細胞を移植することを目的とした末梢血幹細胞の採取手術をいいます。ただし、自家移植の場合を除きます。
- 同時に2種類以上の移植術を受けられたときは、最も給付割合の高いいずれか1種類の移植術を受けたものとみなして、給付金をお支払いします。



当社は、臓器の移植に関する法律および同法にもとづく命令の改正が行なわれた場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の許可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。

➔171ページ参照

移植術、骨髄幹細胞採取手術および末梢血幹細胞採取手術については、移植医療特約(02)「別表1 対象となる移植術・骨髄幹細胞採取手術・末梢血幹細胞採取手術および給付割合表」をご参照ください。

約款とは

保険契約上のとりきめを記載したものをいいます。

➔151ページ参照

病院または診療所については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表1 病院または診療所」をご参照ください。

➔172ページ参照

臓器売買等の行為については、移植医療特約(02)「別表2 臓器売買等の行為」をご参照ください。

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

なお、責任開始期については、「保険会社の責任開始期について」(17ページ)をご参照ください。

➔171ページ参照

移植医療特約(02)「別表1 対象となる移植術・骨髄幹細胞採取手術・末梢血幹細胞採取手術および給付割合表」

特定損傷特約(01)

特約の保険期間中に不慮の事故により骨折、関節脱臼または腱の断裂をされたとき、給付金をお支払いします。

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人
特定損傷給付金	特約の保険期間中に、責任開始期以後の 不慮の事故 による 特定損傷 (骨折・関節脱臼・腱の断裂)に対し、事故の日から180日以内に 治療 を受けられたとき。	特定損傷給付金額	主契約の 給付金 受取人

➡151ページ参照

不慮の事故については、医療保険(16)・終身医療保険(16)「別表3 対象となる不慮の事故」をご参照ください。

➡173ページ参照

特定損傷および治療については、特定損傷特約(01)「別表2 特定損傷」「別表4 治療」をご参照ください。

約款とは

保険契約上のとりきめを記載したものをいいます。

特定損傷給付金の支払限度について

●特定損傷給付金の支払は、通算10回を限度とします。



- 同一の不慮の事故による特定損傷についての給付金の支払は1回限りとします。
- 筋や靭帯の損傷は特定損傷特約(01)の支払対象ではありません。
- 軟骨(鼻軟骨・肋軟骨・半月板等)は、医学上の骨組織ではないため、その損傷は、**約款**に定める支払事由の「骨折」には該当しません。
- 「接骨院」「整骨院」などの柔道整復師法に定める施術所での治療は、四肢における骨折または関節脱臼に関する施術に限り、支払対象となります。

3 保険料の払込免除について

高度障害状態・要介護状態・身体障害の状態による保険料の払込免除

被保険者が次のいずれかの状態に該当した場合、特約組立型総合保険および医療保険(16)・終身医療保険(16)の以後の保険料の払込が免除されます。

保険料の払込免除事由	
高度障害状態(※1)	責任開始期以後の原因によって、所定の 高度障害状態 に該当したとき。
要介護状態(※2)	責任開始期以後の原因によって次のいずれかの状態に該当したことが、医師により診断確定されたとき。 ア. 当社所定の 認知症による要介護状態 に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること。 イ. 当社所定の 寝たきりによる要介護状態 に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること。
身体障害の状態	責任開始期以後の 不慮の事故 によって、その事故の日から180日以内に所定の 身体障害の状態 に該当したとき。



- 対象となる高度障害状態、要介護状態および身体障害の状態は、公的介護保険制度や身体障害者手帳などの公的な制度の基準とは要件が異なります。
- 医療保険(16)・終身医療保険(16)とセットで加入されたセコム損保の「自由診療保険メディコムプラス」については、医療保険(16)・終身医療保険(16)の保険料の払込が免除となった場合でも、保険料の払込は免除されません。

- ※1 高度障害状態による保険料の払込免除事由に該当した場合、特約組立型総合保険に付加されている特約には、以下のとおり保険金等の支払対象となるものがあります。
- ①定期保険特約(2012)・終身保険特約(2012)・生存給付金付定期保険特約(2012)
高度障害保険金が支払われ、特約は消滅します。
 - ②収入保障特約(2012)・収入保障特約<逡減型>(2014)
高度障害年金が支払われ、以後の特約保険料の払込は不要となります。
 - ③災害割増特約(2012)
不慮の事故によってその日から180日以内に高度障害状態に該当した場合は、災害割増保険金が支払われ、特約は消滅します。
- ※2 要介護状態による保険料の払込免除事由に該当した場合、特約組立型総合保険に付加されている次の特約については、保険金等が支払われます。
- ①介護保障特約<有期型>(2012)・介護保障特約<終身型>(2012)
介護保険金が支払われ、特約は消滅します。
 - ②介護終身年金特約<認知症加算型>(2018)
介護終身年金が支払われ、以後の特約保険料の払込は不要となります。

➡140ページ参照

高度障害状態については、特約組立型総合保険「別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください(医療保険(16)・終身医療保険(16)においても同内容となります。)

➡141ページ参照

認知症による要介護状態・寝たきりによる要介護状態については、特約組立型総合保険「別表5 対象となる要介護状態」をご参照ください(医療保険(16)・終身医療保険(16)においても同内容となります。)

➡139ページ参照

不慮の事故については、特約組立型総合保険「別表2 対象となる不慮の事故」をご参照ください(医療保険(16)・終身医療保険(16)においても同内容となります。)

➡140ページ参照

身体障害の状態については、特約組立型総合保険「別表4 対象となる身体障害の状態」をご参照ください(医療保険(16)・終身医療保険(16)においても同内容となります。)

保険料払込免除特約による保険料の払込免除

特約組立型総合保険、医療保険(16)、終身医療保険(16)に保険料払込免除特約を付加した場合に、被保険者が次のいずれかの事由に該当したときにも、以後の保険料の払込が免除されます。

保険料払込免除特約による保険料の払込免除事由	
がん・上皮内がん	次のアおよびイをともに満たしたとき。 ア. 責任開始期以後に、責任開始期前を含めて初めてがんまたは上皮内がん罹患し、医師によって診断確定されること。 イ. がんまたは上皮内がんによる入院を開始すること。
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により次のいずれかに該当したとき。 ア. 20日以上継続して入院されたとき。 イ. 所定の手術を受けられたとき。
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、その脳卒中により次のいずれかに該当したとき。 ア. 20日以上継続して入院されたとき。 イ. 所定の手術を受けられたとき。
糖尿病	責任開始期以後の疾病を原因として糖尿病を発病し、血糖値上昇抑制のためのインスリン治療を120日以上継続したと医師によって診断されたとき（経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。）。
高血圧症	責任開始期以後の疾病を原因として高血圧症を発病し、その高血圧症により所定の状態（注1）に該当したと医師によって診断されたとき。
慢性腎不全	責任開始期以後の疾病を原因として、責任開始期前を含めて初めて慢性腎不全に罹患したと医師によって診断され、永続的に行なう人工透析療法を開始されたとき。
肝硬変	責任開始期以後の疾病を原因として、責任開始期前を含めて初めて肝硬変に罹患したと医師によって診断されたとき。
移植術	当社所定の条件を満たす移植術（注2）〔心臓・肺・肝臓・脾臓・小腸・腎臓・骨髄の各移植術〕を受けられたとき（被保険者が受容者の場合に限ります。また、再移植の場合を除きます。）。

（注1）次のア～ウのすべてを満たす状態をいいます。

- ア. 通常時の拡張期血圧が110mmHg以上。
- イ. 眼底所見でKW（Keith-Wagener分類）3群以上の高血圧性網膜症を示す。
- ウ. 全身症状の急激な悪化を示し、血圧、腎障害の増悪とともに、脳症状や心症状をともなう。

（注2）再移植が対象外となる以外は、移植医療特約(02)の**移植医療給付金が支払われる移植術**と同じです。



- 特約の**責任開始日**から90日以内に乳がん（乳房の上皮内がんを含みます。）に罹患したときは対象外となります。
- 被保険者がこの特約の**責任開始期前**にがんまたは上皮内がんと診断確定されたことがある場合、がんまたは上皮内がんによる保険料の払込免除はできません。
- 対象となる急性心筋梗塞は、虚血性心疾患のうちの急性心筋梗塞（再発性心筋梗塞を含みます。）とし、狭心症等は対象外となります。
- 対象となる脳卒中は、脳血管疾患のうちのくも膜下出血、脳内出血、脳梗塞とします。
- 妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は対象外となります。

➡174ページ参照

保険料の払込免除事由の詳細については、保険料払込免除特約の第23条第1項をご参照ください。

➡113ページ参照

移植医療給付金が支払われる移植術については、「移植医療特約(02)」をご参照ください。

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。なお、責任開始期については、「保険会社の責任開始期について」(17ページ)をご参照ください。

- この特約を付加したご契約の保険料は、所定の保険料率で計算され、付加しない場合の保険料に比べて高くなります。



- 医療保険(16)・終身医療保険(16)とセットで加入されたセコム損保の「自由診療保険メディコムプラス」については、医療保険(16)・終身医療保険(16)の保険料の払込が免除となった場合でも、保険料の払込は免除されません。
- この特約を付加した医療保険(16)が**終身医療保険(16)へ変更される場合**、この特約は消滅します。変更後の終身医療保険(16)にこの特約を付加する場合は、あらためて当社の承諾が必要となります。
- 当社は、次のアまたはイのいずれかの事由がこの特約の保険料の払込免除事由に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の許可を得て、将来に向かって保険料の払込免除事由を変更することがあります。
 - ア. 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
 - イ. 臓器の移植に関する法律および同法にもとづく命令の改正
- 当社は、インスリン治療その他の医療技術等の変化により、この特約の保険料の払込免除事由に関わる医療事情が将来変更された場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、保険料の払込免除事由を変更時の医療事情に適した内容に変更することがあります。

➡100ページ参照

終身医療保険(16)へ変更される場合については、「医療保険(16)から終身医療保険(16)への変更制度について」をご参照ください。

保険料の払込が免除された場合の更新の取扱いについて

ご契約の保険料の払込が免除された場合、次の保険契約および特約は、保険料を払い込むことなくそれぞれの更新限度まで自動的に更新されます。

- 特約組立型総合保険に付加されている各特約（更新の取扱いがあるものに限り。）
- 医療保険(16)とそれに付加されている各特約
- 終身医療保険(16)に付加されている先進医療特約(16)および移植医療特約(02)

4 免責事由について

免責事由（保険金・給付金等をお支払いできない場合、保険料の払込を免除できない場合）

約款に規定されている免責事由（保険金・給付金等をお支払いできない場合、保険料の払込を免除できない場合）に該当した場合は、保険金・給付金等の支払事由、保険料の払込免除事由に該当しても、保険金・給付金等のお支払や保険料の払込免除はできません。免責事由の詳細については、約款をご覧ください。

約款とは

保険契約上のとりきめを記載したものをいいます。

■ 特約組立型総合保険の保険金・給付金等をお支払いできない場合

保険金・給付金等	特約	お支払いできない場合
死亡保険金	定期保険特約(2012) 終身保険特約(2012) 生存給付金付定期保険特約(2012)	➡ ①をご覧ください
収入保障年金	収入保障特約(2012) 収入保障特約<通減型>(2014)	
高度障害保険金	定期保険特約(2012) 終身保険特約(2012) 生存給付金付定期保険特約(2012)	➡ ②をご覧ください
高度障害年金	収入保障特約(2012) 収入保障特約<通減型>(2014)	
生活障害保険金	生活障害保障特約(2015)	
介護保険金	介護保障特約<有期型>(2012) 介護保障特約<終身型>(2012)	➡ ③をご覧ください
軽度介護給付金	介護保障特約<有期型>(2012) 介護保障特約<終身型>(2012)	
介護終身年金	介護終身年金特約<認知症加算型>(2018)	
就業不能給付金	就業不能保障特約(2020)	➡ ④をご覧ください
就業不能年金		
災害割増保険金	災害割増特約(2012)	
災害保険金	傷害特約(2012)	➡ ⑤をご覧ください
障害給付金		
特約保険金	リビング・ニーズ特約	➡ ⑥をご覧ください

■ 医療保険(16)・終身医療保険(16)の給付金をお支払いできない場合

給付金	主契約・特約	お支払いできない場合
災害入院給付金 疾病入院給付金 入院見舞給付金 手術給付金 放射線治療給付金	医療保険(16) 終身医療保険(16)	➡ ⑦をご覧ください
先進医療給付金	先進医療特約(16)	
移植医療給付金	移植医療特約(02)	
特定損傷給付金	特定損傷特約(01)	

■ 特約組立型総合保険および医療保険(16)・終身医療保険(16)の保険料の払込を免除できない場合

保険料の払込免除	保険料の払込を免除できない場合
高度障害状態による保険料の払込免除	➡ ⑧をご覧ください
要介護状態による保険料の払込免除	➡ ⑨をご覧ください
身体障害の状態による保険料の払込免除	➡ ⑩をご覧ください
<保険料払込免除特約を付加した場合> 移植術による保険料の払込免除	

① 死亡保険金・収入保障年金の免責事由

- 被保険者が**責任開始日**（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始日）から2年以内に自殺したとき。（注1）
- 契約者の故意によるとき。
- 死亡給付受取人の故意によるとき。（注2）
- 戦争その他の変乱によるとき。（注3）

（注1）精神障害などによる自殺については、死亡保険金・収入保障年金をお支払いする場合がありますので、当社へお問合わせください。

（注2）一部の受取人の故意によるときは、その受取人以外の死亡給付受取人に残額をお支払いします。

（注3）該当する被保険者数の増加が特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、死亡保険金・収入保障年金を全額または削減してお支払いします。

② 高度障害保険金・高度障害年金の免責事由

- 被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 契約者の故意によるとき。
- 傷害疾病給付受取人の故意によるとき。[傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められている場合]（注1）
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 戦争その他の変乱によるとき。（注2）

（注1）一部の受取人の故意によるときは、その受取人以外の傷害疾病給付受取人に残額をお支払いします。

（注2）該当する被保険者数の増加が特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、高度障害保険金・高度障害年金を全額または削減してお支払いします。

③ 生活障害保険金・介護保険金・軽度介護給付金・介護終身年金の免責事由

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 傷害疾病給付受取人の故意または重大な過失によるとき。[傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められている場合]（注1）
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 被保険者の薬物依存によるとき。
- 戦争その他の変乱によるとき。（注2）

（注1）一部の受取人の故意または重大な過失によるときは、その受取人以外の傷害疾病給付受取人に残額をお支払いします。

（注2）該当する被保険者数の増加が特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険金・給付金・年金を全額または削減してお支払いします。

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

なお、責任開始期については、「保険会社の責任開始期について」（17ページ）をご参照ください。

➡37ページ参照

復活については、「ご契約の復活について」をご参照ください。

4 就業不能給付金・就業不能年金の免責事由

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 傷害疾病給付受取人の故意または重大な過失によるとき。[傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められている場合] (注1)
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき。
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- 被保険者の薬物依存によるとき。
- 被保険者の妊娠・出産等によるとき。
- 地震、噴火または津波によるとき。(注2)
- 戦争その他の変乱によるとき。(注2)

(注1) 一部の受取人の故意または重大な過失によるときは、その受取人以外の傷害疾病給付受取人に残額をお支払いします。

(注2) 該当する被保険者数の増加が特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、就業不能給付金・就業不能年金を全額または削減してお支払いします。

5 災害割増保険金・災害保険金・障害給付金の免責事由

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- その保険金・給付金の受取人の故意または重大な過失によるとき。(注1)
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- 地震、噴火または津波によるとき。(注2)
- 戦争その他の変乱によるとき。(注2)

(注1) 一部の受取人の故意または重大な過失によるときは、その受取人以外の受取人に残額をお支払いします。

(注2) 該当する被保険者数の増加が特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険金・給付金を全額または削減してお支払いします。

6 特約保険金（リビング・ニーズ特約）の免責事由

- 契約者または被保険者の故意によるとき。
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 戦争その他の変乱によるとき。(注)

(注) 該当する被保険者数の増加が特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、特約保険金を全額または削減してお支払いします。

7

災害入院給付金・疾病入院給付金・入院見舞給付金・手術給付金・放射線治療給付金・先進医療給付金・移植医療給付金・特定損傷給付金の免責事由

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 給付金受取人の故意または重大な過失によるとき。[給付金受取人が被保険者とは別に定められている場合] (注1)
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- 被保険者の薬物依存によるとき。[特定損傷給付金を除きます。]
- 地震、噴火または津波によるとき。(注2)
- 戦争その他の変乱によるとき。(注2)

(注1) 一部の受取人の故意または重大な過失によるときは、その受取人以外の給付金受取人に残額をお支払いします。

(注2) 該当する被保険者数の増加が保険契約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、給付金を全額または削減してお支払いします。

8

高度障害状態による保険料の払込免除の免責事由

- 被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 契約者の故意によるとき。
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 戦争その他の変乱によるとき。(注)

(注) 該当する被保険者数の増加が保険契約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険料の払込を免除します。

9

要介護状態による保険料の払込免除の免責事由

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 被保険者の薬物依存によるとき。
- 戦争その他の変乱によるとき。(注)

(注) 該当する被保険者数の増加が保険契約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険料の払込を免除します。

身体障害の状態による保険料の払込免除、移植術による保険料の払込免除の免責事由

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- 被保険者の薬物依存によるとき。[移植術による保険料の払込免除の場合]
- 地震、噴火または津波によるとき。(注)
- 戦争その他の変乱によるとき。(注)

(注) 該当する被保険者数の増加が保険契約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険料の払込を免除します。



免責事由に該当する場合以外にも、支払事由に該当しない場合や告知義務違反により保険契約が解除になる場合など、保険金・給付金等をお支払いできない場合、保険料の払込を免除できない場合があります。「[保険金・給付金等をお支払いできない場合](#)」もあわせてご参照ください。

▶49ページ参照

「保険金・給付金等をお支払いできない場合」

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。

定 款

(令和2年7月2日改正)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当社は富国生命保険相互会社という。英文では、FUKOKU MUTUAL LIFE INSURANCE COMPANYと表示する。

(目 的)

第2条 当社は次に掲げる業務を行なうことを目的とする。

- (1) 生命保険業
- (2) 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行なう者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- (3) 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行なうことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行なうことのできる業務
- (4) その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

(事務所の所在地)

第3条 当社は本社を東京都千代田区におき必要の地に從たる事務所を設けることができる。

(機 関)

第4条 当社は、総代会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人
- 2 当社は、前項に定めるもののほか、次の機関をおく。
- (1) 総代候補者選考委員会
 - (2) 評議員会

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行なう。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第2章 基 金

(基金の総額)

第6条 当社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、1,280億円とする。

(基金の拠出者の権利)

第7条 当社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約に定める期日に、基金の償却を行なう。ただし、当社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行なうことがある。

- 2 後に拠出された基金の償却は、先に拠出された基金を全額償却した後に行なう。
- 3 当社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約に定める利率で計算した基金利息を支払う。

(基金の償却の方法)

第8条 当社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積立てる。

- 2 基金の償却は、取締役会の決議により行ない、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振替える。
- 3 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、第36条の処分において基金償却積立金を積立て、これと同額の基金の償却を行なうことができる。

第3章 社 員

(社員の範囲)

第9条 当社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。

- 2 剰余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の総額の100分の20をこえないものとする。ただし、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に從うものとする。

(社員の責任)

第10条 社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

(社員の権利義務の承継)

第11条 社員は当会社の承諾を得て、他人にその権利義務を承継させることができる。

(退社員の権利)

第12条 退社した社員は当会社に対して保険約款に定められたもののほか、何等の権利を有しない。

第4章 総代会

(総代会の設置)

第13条 当会社には、社員総会に代わるべき機関として総代会をおく。

(総代会の構成、総代の選出)

第14条 総代会は、社員のうちから選挙により選出された総代で構成する。

2 前項の規定にかかわらず、選挙に代えて第22条の総代候補者選考委員会が総代候補者を選定して推薦に関する公告を行ない、各総代候補者に対して社員が信任投票（以下「社員投票」という。）を行なう方法により総代を選出することができる。

3 前2項の選挙または社員投票を行なうときは、選挙期日（前項の場合には投票締切日をいう。）の属する事業年度中の5月末日に社員である者をもって、選挙または社員投票を行なう権利を有する社員とみなす。

4 社員投票において、各総代候補者について信任を可としない投票を行なった社員の数がある社員投票の権利を有する社員の10分の1に達しないときは公告事項は承認され、候補者は総代として確定する。

5 社員投票において、信任を可としない投票を行なった社員の数がある社員投票の権利を有する社員の10分の1以上に達した総代候補者があるときは、その員数について改めて本条の規定により総代を選出する。ただし、その員数が総代候補者総数の10分の1以下のときは、この限りではない。

6 前項の選出または第17条第2項の補欠選挙を行なうときは、社員投票を行なう権利を有する社員に関する事項を公告する。

7 総代の選挙に関する細則は総代会の決議により別にこれを定める。

(選挙権または投票権)

第15条 社員は、総代の選出について各々1個の選挙権または投票権を有する。

(総代の任期)

第16条 総代の任期は4年とし、重任を妨げない。ただし、通算8年を限度とする。

2 総代は総代会の決議でこれを解任することができる。ただし、総代の2分の1以上が出席した総代会でその4分の3以上の同意を要する。

(総代の定数)

第17条 総代の定数は120名とする。

2 総代に欠員を生じて、定数の半数を下回らない間は補欠選挙はこれを行なわない。ただし、必要があるときはこれを行なうことができる。

3 補欠者として選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(定時総代会の開催)

第18条 定時総代会は毎決算期日の翌日より4ヵ月以内にこれを開く。

(総代の議決権)

第19条 総代は、総代会において、各々1個の議決権を有する。

(総代会の議長)

第20条 総代会では社長が議長となる。

2 社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第21条 総代会の決議は、法律またはこの定款に別段の定めがある場合のほかは、総代の3分の1以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により決する。

2 総代は、他の総代を代理人として、その議決権を行使することができる。

第5章 総代候補者選考委員会

(総代候補者選考委員会)

第22条 総代を推薦の方法により選出する場合は、当会社に総代候補者選考委員会をおく。

2 総代候補者選考委員会は、総代候補者を選定し推薦する。

3 総代候補者選考委員会は、当会社が推薦し総代を選挙すべき年の前々年の定時総代会で選任された総代候補者選考委員

12名以内で構成する。

4 総代候補者選考委員の任期は、当該選挙が終了する時までとする。

第6章 評議員会

(評議員会)

第23条 当会社には経営の適正を期するため評議員会をおく。

2 評議員会は、当社が推薦し総代会で選任された評議員12名以内で構成する。ただし、その推薦する評議員には社員のほか学識経験者を加えることができる。

3 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。

4 評議員会は、当社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、社員から書面で提出された会社経営に関する事項を必要に応じて審議する。

5 前項により審議した事項については、次の総代会において報告しなければならない。

6 評議員会に関する規則は別にこれを定める。

第7章 取締役および取締役会

(取締役)

第24条 当会社の取締役の員数は15名以内とする。

2 取締役は総代会において選任する。

3 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。

(取締役会)

第25条 取締役会は取締役全員をもって組織する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までにそれぞれ発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

3 取締役会に関する事項は、法令および本定款の定めるところのほか、取締役会で定める取締役会規則による。

4 当会社は取締役の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(代表取締役、役付取締役等)

第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名をおくことができる。

3 取締役会は、その決議によって相談役若干名をおくことができる。

(業務執行取締役等以外の取締役との責任限定契約)

第27条 当会社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等以外の取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、総代会の決議によって定める。

第8章 監査役および監査役会

(監査役)

第29条 当会社の監査役の員数は5名以内とする。

2 監査役は総代会において選任する。

3 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。

4 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

5 監査役は取締役会に出席し、必要と認めたときは意見を述べなければならない。

(監査役会)

第30条 監査役会は監査役全員をもって組織する。

2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

3 監査役会に関する事項は、法令および本定款の定めるところのほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役との責任限定契約)

第32条 当社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、総代会の決議によって定める。

第9章 計 算

(決算期日)

第34条 当社の決算期日は毎年3月末日とする。

(損失填補準備金)

第35条 当社は、損失填補準備金を1,280億円まで積立てるものとする。

(剰余金の処分)

第36条 決算において剰余金を生じたときは、基金利息を控除した後、損失填補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積立て、その残額を別途準備金、その他の任意積立金、次期への繰越金に処分することができる。

2 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積立てる金額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額の100分の20以上とする。

(社員配当金)

第37条 社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従ってこれを配当する。

(次年度繰越)

第38条 前条により配当すべき社員配当準備金は、総代会の決議によりその全部または一部を次期へ繰越することができる。

(損失填補の順序)

第39条 決算において不足を生じたときは、別途準備金、その他の任意積立金、社員配当平衡積立金、社員配当準備金、基金償却準備金、損失填補準備金、基金償却積立金の順序でこれを填補する。

第10章 雑 則

(定款変更)

第40条 この定款の変更は、総代の2分の1以上が出席した総代会において、出席した総代の議決権の4分の3以上の多数により決する。

附 則

(令和元年7月2日付改正に関する経過措置)

第1条 第1号の経過措置を設け、第2号に定める時をもって本条の規定を削除する。

- (1) 令和元年度の基金の拠出者について、第7条第1項の基金拠出契約に定める期日は、拠出日から5年以内とする。
- (2) 令和元年度に募集した基金の全額が償却された時。

定
款

約款の抜粋

約款のうち、保険金・給付金等の支払いに関わる主な別表などを抜粋して記載しています。

▶特約組立型総合保険

特約組立型総合保険…………… 133

▶医療保険(16)・終身医療保険(16)

医療保険(16)・終身医療保険(16)…………… 151

生活習慣病特約(16)…………… 159

女性疾病特約(16)…………… 162

がん特約(16)…………… 167

先進医療特約(16)…………… 170

移植医療特約(02)…………… 171

特定損傷特約(01)…………… 173

▶特約組立型総合保険と医療保険(16)・終身医療保険(16)共通の特約

保険料払込免除特約…………… 174

指定代理請求特約…………… 180

約款の全文は、当社ホームページから閲覧することができます。
詳しくは、「Web約款について」(184ページ)をご覧ください。

別表 1 請求書類

1. 保険金、年金、給付金の支払または特約保険料の払込免除の請求書類

		項目		必要書類
1	死亡保険金	定期保険特約	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
		終身保険特約	第3条	
		生存給付金付定期保険特約	第3条	
2	収入保障年金	収入保障特約	第3条	ア. 第1回の収入保障年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
		収入保障特約<逡減型>	第3条	イ. 第2回以後の収入保障年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 収入保障年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (3) 年金証書
3	災害保険金	傷害特約	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 死亡給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
	死亡による災害割増保険金	災害割増特約	第3条	
4	高度障害保険金	定期保険特約	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
		終身保険特約	第3条	
		生存給付金付定期保険特約	第3条	
5	高度障害年金	収入保障特約	第3条	ア. 第1回の高度障害年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
		収入保障特約<逡減型>	第3条	イ. 第2回以後の高度障害年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 高度障害年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (3) 年金証書

6	高度障害状態による災害割増保険金	災害割増特約	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
7	介護保険金	介護保障特約＜有期型＞	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類（第2項第1号アによる介護保険金の場合に限ります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
		介護保障特約＜終身型＞	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類（第2項第1号アによる介護年金の場合に限ります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
8	介護年金	介護収入保障特約	第3条	ア. 第1回の介護年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類（第2項第1号アによる介護年金の場合に限ります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
				イ. 第2回以後の介護年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 介護年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (3) 年金証書
9	軽度介護給付金	介護保障特約＜有期型＞	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
		介護保障特約＜終身型＞	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
		介護収入保障特約	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
10	重度障害保険金	重度障害保障特約	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券

11	就業不能年金	就業不能保障特約 (2012)	第3条	ア. 第1回の就業不能年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
				イ. 第2回以後の就業不能年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 就業不能年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 年金証書
12	特定疾患就業不能給付金	就業不能保障特約 (2012)	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
13	障害給付金	傷害特約	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
14	生存給付金	生存給付金付定期保険特約	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 契約者の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 保険証券
15	特約保険金	リビング・ニーズ特約	第24条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、特約保険金の受取人と被保険者が同一人の場合は不要） (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券

16	特約保険料の払込免除	定期保険特約	第5条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類（身体障害の状態による請求の場合に限ります。） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 保険証券
		収入保障特約	第6条	
		終身保険特約	第5条	
		介護保障特約＜有期型＞	第5条	
		介護保障特約＜終身型＞	第5条	
		介護収入保障特約	第6条	
		重度障害保障特約	第5条	
		就業不能保障特約（2012）	第6条	
		生存給付金付定期保険特約	第5条	
		傷害特約	第5条	
		災害割増特約	第5条	
		収入保障特約＜逓減型＞	第6条	
		生活障害保障特約	第5条	
		介護終身年金特約＜認知症加算型＞	第6条	
就業不能保障特約（2020）	第7条			
17	保険料払込免除特約による特約保険料の払込免除	保険料払込免除特約	第20条	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書（第23条第1項第8号による請求の場合は、診断書および治療証明書） (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（第23条第1項第1号、第2号アまたは第3号アによる請求の場合に限ります。） (4) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書（第23条第1項第2号イまたは第3号イによる請求の場合に限ります。） (5) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 保険証券
18	生活障害保険金	生活障害保障特約	第3条	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の身体障害者手帳の写し（生活障害状態（別表11）の(1)による生活障害保険金の場合に限ります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券

19	介護終身年金	介護終身年金特約<認知症加算型>	第3条	<p>ア. 第1回の介護終身年金の場合</p> <p>(1) 会社所定の請求書</p> <p>(2) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類（第2項アによる介護終身年金の場合に限ります。）</p> <p>(3) 会社所定の様式による医師の診断書</p> <p>(4) 成年後見に関する登記事項証明書（別表12-(2)②に該当する場合に限ります。）</p> <p>(5) 任意後見監督人選任以後の登記事項証明書（別表12-(2)③に該当する場合に限ります。）</p> <p>(6) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</p> <p>(7) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</p> <p>(8) 保険証券</p>
				<p>イ. 第2回以後の介護終身年金の場合</p> <p>(1) 会社所定の請求書</p> <p>(2) 会社所定の様式による医師の診断書（介護終身年金の支払開始後に重度認知症（別表12）に該当した場合に限ります。）</p> <p>(3) 成年後見に関する登記事項証明書（介護終身年金の支払開始後に別表12-(2)②に該当した場合に限ります。）</p> <p>(4) 任意後見監督人選任以後の登記事項証明書（介護終身年金の支払開始後に別表12-(2)③に該当した場合に限ります。）</p> <p>(5) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</p> <p>(6) 介護終身年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</p> <p>(7) 年金証書</p>
20	就業不能給付金	就業不能保障特約(2020)	第4条	<p>(1) 会社所定の請求書</p> <p>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</p> <p>(3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</p> <p>(4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</p> <p>(5) 保険証券</p>
21	就業不能年金	就業不能保障特約(2020)	第4条	<p>ア. 第1回就業不能年金の場合</p> <p>(1) 会社所定の請求書</p> <p>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</p> <p>(3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</p> <p>(4) 傷害疾病給付受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</p> <p>(5) 保険証券</p>
				<p>イ. 第2回以後の就業不能年金の場合</p> <p>(1) 会社所定の請求書</p> <p>(2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</p> <p>(3) 就業不能年金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書</p> <p>(4) 年金証書</p>

(注1) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(注2) 官公署、会社、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を契約者および死亡給付受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、契約者である団体が当該保険契約の死亡または高度障害状態を支払事由とする保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金等の請求の際、次の(1)または(2)のいずれかおよび(3)の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書

(2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

(3) 契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

2. その他の請求書類

		項目		必要書類・手続書類
1	保険契約の復活	普通保険約款	第16条	(1) 会社所定の申込書 (2) 会社所定の告知書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社の指定した医師の診断書）
2	保険料の払込方法の変更	普通保険約款	第19条	(1) 会社所定の請求書
3	保険金額等の減額	普通保険約款	第20条	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
4	契約者の変更	普通保険約款	第21条	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑登録証明書 旧契約者死亡の場合 ア. 旧契約者の除籍抄本 イ. 相続人の印鑑登録証明書 ウ. 旧契約者の相続関係がわかる戸籍謄本 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
5	死亡給付受取人の変更	普通保険約款	第22条	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
	傷害疾病給付受取人の変更	普通保険約款	第23条	
6	遺言による保険金等の受取人の変更	普通保険約款	第24条	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認されたことを証する書類 (4) 旧契約者の除籍抄本 (5) 申出人の印鑑登録証明書 (6) 申出人と旧契約者との相続関係を証する戸籍謄本 (7) 保険証券 (8) 被保険者の同意書
7	契約者に対する貸付	普通保険約款	第27条	(1) 会社所定の申込書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

8	保険金等の受取人による保険契約の存続	普通保険約款	第34条	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険金等の受取人が第34条第2項の金額を債権者等に支払ったことを証する書類 (3) 保険金等の受取人が契約者または被保険者の親族の場合は、契約者または被保険者との親族関係を証する書類 (4) 保険金等の受取人の印鑑登録証明書 (5) 保険証券 (6) 契約者の同意書
9	払戻金の支払	普通保険約款	第36条	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
10	社員配当金の支払	普通保険約款	第37条	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「急激」、「偶発」および「外来」の定義は表(1)によるものとします。ただし、表(2)の事故は対象となる不慮の事故から除外します。

表(1) 急激、偶発および外来の定義

	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

(備考) 急激かつ偶発的な外来の事故に該当する例、該当しない例は次のとおりです。

該当する例	該当しない例
<p>次のような事故は、表(1)の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	<p>次のような事故は、表(1)の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山病におけるその原因 ・乗物酔いにおけるその原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表(2) 除外する事故

① 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
② 疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
③ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息

④ 気象条件による過度の高温による事故（日射病・熱射病などの原因となったものをいいます。）
⑤ 次の症状の原因となった事故 ア. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など イ. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ウ. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる「高度障害状態」とは、次のいずれかの状態をいいます。

(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの【備考1】
(2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの【備考2】
(3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの【備考4】
(4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考6】
(5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考6】
(6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考6】
(7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの【備考6】

別表4 対象となる身体障害の状態

対象となる「身体障害の状態」とは、次のいずれかの状態をいいます。

(1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの【備考1】
(2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの【備考3】
(3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの【備考5】
(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの【備考6】
(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの【備考6】
(6) 1肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの【備考6】
(7) 1手の手指のうち第1指（母指）および第2指（示指）を含む4手指以上を失ったもの【備考7】
(8) 両手とも、第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考7】
(9) 10足指を失ったもの【備考8】

別表3・4 備考

【備考1】 眼の障害（視力障害）

- 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

【備考2】 言語またはそしゃくの障害

- 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない

場合をいいます。

【備考3】 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

【備考4】 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

【備考5】 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

【備考6】 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

【備考7】 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

【備考8】 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 対象となる要介護状態

1. 認知症による要介護状態

認知症による要介護状態とは、医師の資格をもつ者により器質性認知症^{【備考1】}と診断確定され、意識障害^{【備考2】}のない状態において見当識障害^{【備考3】}があり、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。ただし、見当識障害は、「器質性認知症」の診断確定を行なった医師によって診断されることを要します。

2. 寝たきりによる要介護状態

寝たきりによる要介護状態とは、常時寝たきり状態で、次の各号のすべてに該当して他人の介護を要する状態をいいます。

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと。
- (2) 次の①から④のうち2項目以上に該当すること。
 - ① 衣服の着脱が自分ではできない。
 - ② 入浴が自分ではできない。
 - ③ 食物の摂取が自分ではできない。
 - ④ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

別表5 備考

【備考1】 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定され、」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを診断確定された場合をいいます。
 - ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること。
 - ② 正常に成熟した脳が、前①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的

に低下したものであること。

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

【備考2】意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

【備考3】見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a. 時間の見当識障害
：常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b. 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c. 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表10 対象となる身体障害の状態および給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの【備考1】 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの【備考2】 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの【備考5】 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考8】 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考8】 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考8】 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの【備考8】	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの【備考8】 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの【備考9】 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの【備考3】	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの【備考1】 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの【備考8】 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの【備考8】 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指以上失ったもの【備考9】 16. 10足指を失ったもの【備考10】 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの【備考7】	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの【備考1】 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの【備考2】 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの【備考6】 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの【備考8】 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの【備考8】 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの【備考9】 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの【備考9】 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの【備考10】 27. 1足の5足指を失ったもの【備考10】	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの【備考8】 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの【備考8】 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの【備考9】 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの【備考9】 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの【備考10】 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの【備考3】 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの【備考3】 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの【備考4】 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの【備考7】	1.5割

第6級	37. 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの【備考8】 38. 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの【備考8】 39. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの【備考9】 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの【備考9】 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの【備考10】 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの【備考10】	1 割
<p>(注1) 身体障害の状態が上記の2種目以上に該当する場合には、その給付割合は、それぞれの身体障害の状態に対応する給付割合の合計割合とします。ただし、身体の同一部位【備考11】に生じた2種目以上の身体障害の状態については、そのうち最も上位の種目に対応する給付割合をもって、その給付割合とします。</p> <p>(注2) すでに上記の身体障害のあった身体の同一部位【備考11】に生じた身体障害については、その給付割合は、次の(1)の給付割合から(2)の給付割合を差し引いて得られる割合とします。</p> <p>(1) すでにあった身体障害を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合 (2) すでにあった身体障害の状態に対応する給付割合。ただし、2種目以上に該当する場合には、そのうち最も上位の種目に対応する給付割合とします。</p>		

別表10 備考

【備考1】 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

【備考2】 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

【備考3】 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が70デシベル以上（40cmをこえると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

【備考4】 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

【備考5】 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれ

もが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

【備考6】日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自分では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

【備考7】脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

【備考8】上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

【備考9】手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

【備考10】足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

【備考11】同一部位

「同一部位」とは、それぞれ次の部位をいいます。

(1) 1上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
(2) 1下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
(3) 眼については、両眼を同一部位とします。
(4) 耳については、両耳を同一部位とします。
(5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
(6) 別表10の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表11 対象となる生活障害状態

対象となる「生活障害状態」とは、次のいずれかの状態をいいます。

(1)	障害の級別が1級、2級または3級の身体障害者手帳が交付された障害【備考1】	身体障害者福祉法（昭和24年 法律第283号）にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表に定める障害に該当し、その障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付があったもの。
(2)	糖尿病による代謝の障害【備考2】	<p>インスリン治療を受け、かつ、代謝の障害による合併症を原因として次のいずれかの状態に該当したもの。</p> <p>① 増殖性硝子体網膜症手術を受けたもの。</p> <p>② 神経または血行の障害により手指または足指が次のいずれかの状態に該当したもの。</p> <p>ア. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの。</p> <p>イ. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指以上の用を全く永久に失ったもの。</p> <p>ウ. 10足指の用を全く永久に失ったもの。</p>

別表11 備考

【備考1】 障害の級別が1級、2級または3級の身体障害者手帳が交付された障害

この特約の保険期間満了後に障害の級別が1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付があった場合で、この特約の保険期間満了の日以前に当該身体障害者手帳の交付を申請していたときは、この特約の保険期間中に当該身体障害者手帳の交付があったものとみなして取り扱います。

【備考2】 糖尿病による代謝の障害

(1) 「糖尿病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
糖尿病	E 10～E 14
代謝障害（E 70～E 90）のうち、治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E 89）中の、治療後低インスリン血症	E 89.1

(2) 「インスリン治療を受け」とは、血糖値上昇を抑制するため、医師の指示によるインスリン治療（妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は除きます。）を、その開始日から起算して180日以上継続して受けたものをいいます。ただし、経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限りません。

(3) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱います。

(4) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(5) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

(6) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

(7) この特約の保険期間中にインスリン治療を開始し、この特約の保険期間満了の日から起算して180日以内に糖尿病による代謝の障害に定める状態に該当したときは、この特約の保険期間中に該当したものとみなして取り扱います。

別表12 対象となる重度認知症

「重度認知症」とは、次の(1)および(2)のいずれにも該当するものをいいます。

(1) 医師の資格をもつ者により器質性認知症^{【備考1】}と診断確定され、意識障害^{【備考2】}のない状態において見当識障害^{【備考3】}があること。

(2) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）」（次表）に基づく被保険者の認知症の程度がⅢ、ⅣまたはMのいずれかであると医師の資格をもつ者により判定されていること。
 <認知症高齢者の日常生活自立度判定基準>

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢ aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

② 民法（明治29年法律第89号）に定める後見開始の審判を受けていること。

③ 被保険者を委任者とする任意後見契約（任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）に定める任意後見契約をいいます。）について、家庭裁判所により任意後見監督人が選任されたことにより、当該任意後見契約の効力が生じていること。

別表12 備考

【備考1】器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定され」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを診断確定された場合をいいます。

① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること。

② 正常に成熟した脳が、前①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること。

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

【備考2】意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

【備考3】見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a. 時間の見当識障害
：常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b. 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c. 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表13 精神疾患

「精神疾患」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」によるものとし、ます。

分類項目	基本分類コード
精神及び行動の障害 ただし、以下のものは除きます。 <ul style="list-style-type: none"> ・アヘン類使用による精神及び行動の障害、依存症候群 (F 11.2) ・大麻類使用による精神及び行動の障害、依存症候群 (F 12.2) ・鎮静薬又は催眠薬使用による精神及び行動の障害、依存症候群 (F 13.2) ・コカイン使用による精神及び行動の障害、依存症候群 (F 14.2) ・カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神及び行動の障害、依存症候群 (F 15.2) ・幻覚薬使用による精神及び行動の障害、依存症候群 (F 16.2) ・揮発性溶剤使用による精神及び行動の障害、依存症候群 (F 18.2) ・多剤使用及びその他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害、依存症候群 (F 19.2) 	F 00～F 99

別表14 入院、在宅療養

「入院」、「在宅療養」とは、次のものをいいます。

(1) 入院	医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下本(1)において同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下本(1)において同じ。）が必要であり、かつ、自宅等（病院および診療所 ^{【備考1】} 以外の施設を含みます。以下(2)において同じ。）での治療が困難なため、病院または診療所 ^{【備考1】} に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること。
(2) 在宅療養	医師による治療が必要であり、かつ、日本国内の自宅等で、計画的な訪問診療 ^{【備考2】} または医師の指示・診療にもとづく計画的な訪問看護・指導等 ^{【備考2】} を受けながら治療に専念すること。

別表14 備考

【備考1】 病院、診療所

「病院」または「診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫(ねんざ)または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

【備考2】 計画的な訪問診療、計画的な訪問看護・指導等

「計画的な訪問診療」または「計画的な訪問看護・指導等」は、公的医療保険制度（別表15）にもとづく医科診療報酬点数表^{【備考3】}によって在宅患者診療・指導料（往診料および救急搬送診療料を除きます。以下同じ。）が算定されることを要件とします。ただし、労働者災害補償保険が適用されたために在宅患者診療・指導料が算定されない場合など、当社が認めた場合はこの限りではありません。

【備考3】 医科診療報酬点数表

診療または看護・指導等を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

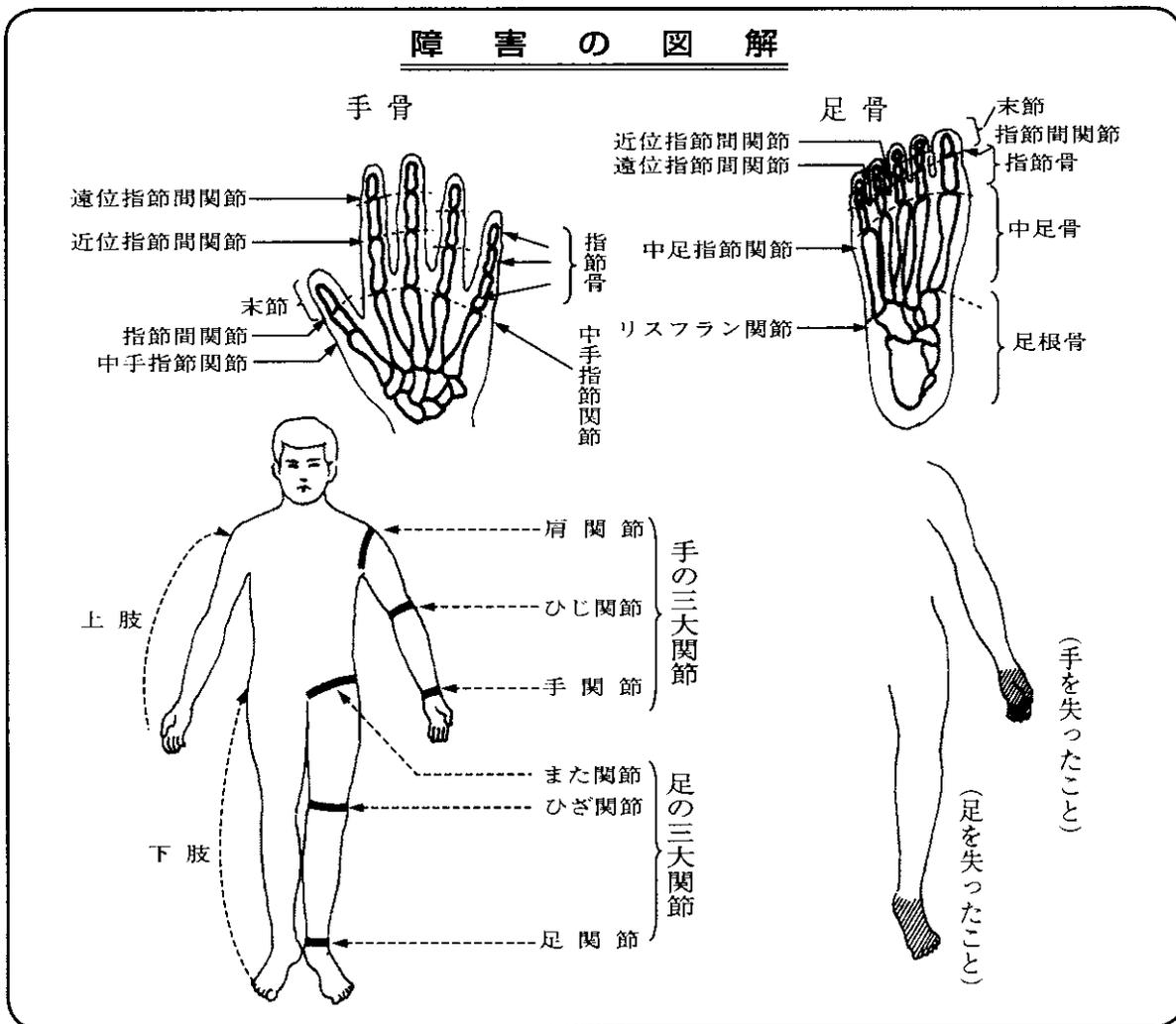
別表15 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

※障害の図解

身体部位の名称は、次のとおりとします。



約款の抜粋

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫^{ねんざ}または打撲^{うちく}に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術給付金または放射線治療給付金の支払については、患者を入院させるための施設を有しない診療所で手術または放射線治療を受けた場合、その診療所を含みます。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表1に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表3 対象となる不慮の事故

特約組立型総合保険の「別表2 対象となる不慮の事故」（139ページ）をご覧ください。

別表5 手術

1. 手術給付金の対象となる手術

対象となる手術は、次の(1)または(2)に該当する手術とします。

- (1) 別表7に定める公的医療保険制度における医科診療報酬点数表^{【備考1】}（以下この別表5において「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている手術^{【備考2】}。ただし、次に定めるものを除きます。
- ア. 創傷処理
イ. 皮膚切開術
ウ. デブリードマン
エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
オ. 抜歯手術
カ. 鼻腔粘膜^{しょうしやく}焼灼術^{かこうかい}（下甲介粘膜^{しょうしやく}焼灼術を含みます。）
- (2) 別表8に定める先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復などの操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
- ア. 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
イ. 前(1)のアからカまでに該当するもの
- なお、「診断および検査を主目的とした診療行為」および「輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為」は、手術給付金の対象となる手術には含まれません。

2. 一連の手術

「一連の手術」とは、前1. に該当する手術のうち、医科診療報酬点数表^{【備考1】}において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。

別表5 備考

【備考1】 医科診療報酬点数表

手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

【備考2】 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

別表7に定める公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表^{【備考3】}に手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表^{【備考1】}においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まないものとします。

【備考3】 歯科診療報酬点数表

手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表6 放射線治療

放射線治療給付金の対象となる放射線治療は、次の(1)または(2)に該当する診療行為とします。

(1) 別表7に定める公的医療保険制度における医科診療報酬点数表^{【備考1】}に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為^{【備考2】}

(2) 別表8に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法に該当する診療行為

別表6 備考

【備考1】 医科診療報酬点数表

放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

【備考2】 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為

別表7に定める公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表^{【備考3】}に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療については、医科診療報酬点数表^{【備考1】}においても放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療以外は含まないものとします。

【備考3】 歯科診療報酬点数表

放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表7 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表8 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限る。）をいいます。

別表9 対象となる生活習慣病

対象となる生活習慣病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
がん (悪性 新生物)	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物	D00～D09
	ただし、「その他および部位不明の消化器の上皮内癌（D01）」中の「肛門および肛門管（D01.3）」、「子宮頸（部）の上皮内癌（D06）」ならびに「その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）」中の「外陰部（D07.1）」および「膣（D07.2）」については、異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものを除きます。	
	性状不詳または不明の新生物（D37～D48）のうち、	
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の、		
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1	
本態性（出血性）血小板血症	D47.3	
血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）のうち、		
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）中の、		
ランゲルハンス＜Langerhans＞細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0	
糖尿病	糖尿病	E10～E14

心疾患	慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患 肺性心疾患および肺循環疾患 その他の型の心疾患	I 05～I 09 I 20～I 25 I 26～I 28 I 30～I 52
	動脈、細動脈および毛細血管の疾患（I 70～I 79）のうち、 大動脈瘤および解離 循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95～I 99）のうち、 循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の、 心（臓）切開後症候群 心臓手術に続発するその他の機能障害	I 71 I 97.0 I 97.1
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10～I 15
脳血管疾患	脳血管疾患 挿間性および発作性障害（G40～G47）のうち、 一過性脳虚血発作および関連症候群（G45）中の、 椎骨脳底動脈症候群 頸動脈症候群（半球性） 多発性および両側性脳（実質）外動脈症候群 一過性全健忘 その他の一過性脳虚血発作および関連症候群 一過性脳虚血発作、詳細不明	I 60～I 69 G45.0 G45.1 G45.2 G45.4 G45.8 G45.9
肝疾患	ウイルス肝炎 肝疾患	B 15～B 19 K 70～K 77
腎疾患	糸球体疾患 腎尿細管間質性疾患 腎不全	N00～N08 N10～N16 N17～N19
膵疾患	胆のう<嚢>、胆管および膵の障害（K 80～K 87）のうち、 急性膵炎 その他の膵疾患	K 85 K 86

別表10 対象となる高度障害状態

特約組立型総合保険の「別表3 対象となる高度障害状態」（140ページ）をご覧ください。

別表11 対象となる身体障害の状態

特約組立型総合保険の「別表4 対象となる身体障害の状態」（140ページ）をご覧ください。

別表12 対象となる要介護状態

特約組立型総合保険の「別表5 対象となる要介護状態」（141ページ）をご覧ください。

別表13 請求書類 【医療保険(16)】

	項目	必要書類
1	災害入院給付金の支払 (第2条) 入院見舞給付金の支払 (災害入院給付金が支払 われる場合) (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (6) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (7) 保険証券
2	疾病入院給付金の支払 (第2条) 入院見舞給付金の支払 (疾病入院給付金が支払 われる場合) (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
3	手術給付金の支払 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
4	放射線治療給付金の支払 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
5	保険料の払込免除 (第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類(第1項第3号による請求の場合に限ります。) (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 保険証券
6	被保険者の死亡 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が認めた場合は医師の死亡 診断書または死体検案書) (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (4) 契約者の印鑑登録証明書(死亡時払戻金受取人がいるときは、死亡時払戻金受取人 の戸籍抄本および印鑑登録証明書) (5) 保険証券
7	保険契約の復活 (第21条)	(1) 会社所定の申込書 (2) 会社の定めた書式による告知書。ただし、会社が必要と認めたときは、会社の指定 した医師の診断書
8	社員配当金の支払 (第24条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

9	給付金受取人による保険契約の存続 (第26条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 給付金受取人が第26条第2項の金額を債権者等に支払ったことを証する書類 (3) 給付金受取人が契約者または被保険者の親族の場合は、契約者または被保険者との親族関係を証する書類 (4) 給付金受取人の印鑑登録証明書 (5) 保険証券 (6) 契約者の同意書
10	払戻金の支払 (第27条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
11	保険料払込方法の変更 (第28条)	(1) 会社所定の請求書
12	保険期間の短縮 (第29条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
13	保険料払込期間の短縮 (第30条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
14	入院給付金日額の減額 (第31条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
15	契約者の変更 (第32条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑登録証明書 旧契約者死亡の場合 ア. 旧契約者の除籍抄本 イ. 相続人の印鑑登録証明書 ウ. 旧契約者の相続関係がわかる戸籍謄本 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
16	給付金受取人の変更 (第33条) 死亡時払戻金受取人の変更 (第44条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
17	遺言による給付金受取人の変更 (第34条) 遺言による死亡時払戻金受取人の変更 (第44条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認されたことを証する書類 (4) 旧契約者の除籍抄本 (5) 申出人の印鑑登録証明書 (6) 申出人と旧契約者との相続関係を証する戸籍謄本 (7) 保険証券 (8) 被保険者の同意書
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表13 請求書類【終身医療保険(16)】

	項目	必要書類
1	災害入院給付金の支払 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (6) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (7) 保険証券
2	疾病入院給付金の支払 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
3	手術給付金の支払 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
4	放射線治療給付金の支払 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
5	保険料の払込免除 (第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類（第1項第3号による請求の場合に限ります。） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 保険証券
6	被保険者の死亡 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が必要と認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 契約者の印鑑登録証明書（死亡時払戻金受取人がいるときは、死亡時払戻金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書） (5) 保険証券
7	保険契約の復活 (第21条)	(1) 会社所定の申込書 (2) 会社の定めた書式による告知書。ただし、会社が必要と認めたときは、会社の指定した医師の診断書
8	社員配当金の支払 (第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

9	給付金受取人による保険契約の存続 (第24条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 給付金受取人が第24条第2項の金額を債権者等に支払ったことを証する書類 (3) 給付金受取人が契約者または被保険者の親族の場合は、契約者または被保険者との親族関係を証する書類 (4) 給付金受取人の印鑑登録証明書 (5) 保険証券 (6) 契約者の同意書
10	保険料払込方法の変更 (第26条)	(1) 会社所定の請求書
11	入院給付金日額の減額 (第27条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
12	契約者の変更 (第28条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑登録証明書 旧契約者死亡の場合 ア. 旧契約者の除籍抄本 イ. 相続人の印鑑登録証明書 ウ. 旧契約者の相続関係がわかる戸籍謄本 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
13	給付金受取人の変更 (第29条) 死亡時払戻金受取人の変更 (第39条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
14	遺言による給付金受取人の変更 (第30条) 遺言による死亡時払戻金受取人の変更 (第39条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認されたことを証する書類 (4) 旧契約者の除籍抄本 (5) 申出人の印鑑登録証明書 (6) 申出人と旧契約者との相続関係を証する戸籍謄本 (7) 保険証券 (8) 被保険者の同意書
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めています。		

別表1 対象となる生活習慣病

この特約の対象となる生活習慣病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類コード
がん (悪性 新生物)	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09	
ただし、「その他および部位不明の消化器の上皮内癌(D01)」中の「肛門および肛門管(D01.3)」、「子宮頸(部)の上皮内癌(D06)」ならびに「その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)」中の「外陰部(D07.1)」および「膣(D07.2)」については、異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものを除きます。		
性状不詳または不明の新生物(D37～D48)のうち、		
真正赤血球増加症<多血症>	D45	
骨髄異形成症候群	D46	
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の、		
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1	
本態性(出血性)血小板血症	D47.3	
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)のうち、		
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の、		
ランゲルハンス<Langerhans>細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0	
糖尿病	糖尿病	E10～E14
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	虚血性心疾患	I20～I25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	その他の型の心疾患	I30～I52
	動脈、細動脈および毛細血管の疾患(I70～I79)のうち、	
	大動脈瘤および解離	I71
	循環器系のその他および詳細不明の障害(I95～I99)のうち、	
循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(I97)中の、		
心(臓)切開後症候群	I97.0	
心臓手術に続発するその他の機能障害	I97.1	

高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10～I 15
脳血管疾患	脳血管疾患 挿間性および発作性障害（G40～G47）のうち、 一過性脳虚血発作および関連症候群（G45）中の、 椎骨脳底動脈症候群 頸動脈症候群（半球性） 多発性および両側性脳（実質）外動脈症候群 一過性全健忘 その他の一過性脳虚血発作および関連症候群 一過性脳虚血発作、詳細不明	I 60～I 69 G45.0 G45.1 G45.2 G45.4 G45.8 G45.9
肝疾患	ウイルス肝炎 肝疾患	B 15～B 19 K 70～K 77
腎疾患	糸球体疾患 腎尿細管間質性疾患 腎不全	N00～N08 N10～N16 N17～N19
膵疾患	胆のう<嚢>、胆管および膵の障害（K80～K87）のうち、 急性膵炎 その他の膵疾患	K 85 K 86

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所。ただし、生活習慣病手術給付金、生活習慣病放射線治療給付金または生活習慣病退院後療養給付金の支払については、患者を入院させるための施設を有しない診療所で、手術もしくは放射線治療を受けた場合または通院をした場合、その診療所を含みます。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表8 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表9 請求書類

	項目	必要書類
1	生活習慣病入院給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券

2	生活習慣病手術給付金の 支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
3	生活習慣病放射線治療給 付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
4	生活習慣病退院後療養給 付金の支払 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
5	払戻金の支払 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
6	生活習慣病入院給付金日 額の減額 (第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めています。		

別表1 対象となる女性疾病

この特約の対象となる女性疾病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード	
			左記のうち、対象とならないもの
がん (悪性 新生物)	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14	
	消化器の悪性新生物	C15～C26	
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39	
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41	
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44	
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49	
	乳房の悪性新生物	C50	
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58	
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68	
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72	
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75	
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80	
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96	
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97	
	上皮内新生物	D00～D09	D07.4、D07.5、 D07.6
	ただし、「その他および部位不明の消化器の上皮内癌(D01)」中の「肛門および肛門管(D01.3)」、「子宮頸(部)の上皮内癌(D06)」ならびに「その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)」中の「外陰部(D07.1)」および「膣(D07.2)」については、異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものを除きます。		
	性状不詳または不明の新生物(D37～D48)のうち、		
	真正赤血球増加症<多血症>	D45	
	骨髄異形成症候群	D46	
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の、		
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1		
本態性(出血性)血小板血症	D47.3		
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)のうち、			
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の、			
ランゲルハンス<Langerhans>細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0		

<p>新生物</p>	<p>上皮内新生物（D00～D09）のうち、次に該当するもの。ただし、いずれも異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものに限ります。</p> <p>子宮頸（部）の上皮内癌 その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の、 外陰部 膣</p> <p>良性新生物（D10～D36）のうち、 乳房の良性新生物 子宮平滑筋腫 子宮のその他の良性新生物 卵巣の良性新生物 その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 甲状腺の良性新生物</p> <p>性状不詳または不明の新生物（D37～D48）のうち、 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 内分泌腺の性状不詳または不明の新生物（D44）中の、 甲状腺 その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の、 乳房</p>	<p>D06 D07.1 D07.2 D24 D25 D26 D27 D28 D34 D39 D44.0 D48.6</p>	
<p>甲状腺の障害 および その他の 内分泌腺 の疾患</p>	<p>甲状腺障害（E00～E07）のうち、 ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態 無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 その他の甲状腺機能低下症 その他の非中毒性甲状腺腫 甲状腺中毒症〔甲状腺機能亢進症〕 甲状腺炎 その他の甲状腺障害</p> <p>その他の内分泌腺障害（E20～E35）のうち、 クッシング症候群 卵巣機能障害</p> <p>代謝障害（E70～E90）のうち、 治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の、 治療後甲状腺機能低下症 治療後卵巣機能不全（症）</p>	<p>E01 E02 E03 E04 E05 E06 E07 E24 E28 E89.0 E89.4</p>	<p>E03.0、E03.1</p>
<p>血液 および 造血器 の疾患</p>	<p>栄養性貧血 溶血性貧血（D55～D59）のうち、 後天性溶血性貧血 無形成性貧血およびその他の貧血 凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態（D65～D69）のうち、 紫斑病およびその他の出血性病態</p>	<p>D50～D53 D59 D60～D64 D69</p>	<p>D69.8、D69.9</p>
<p>生殖系 の疾患</p>	<p>乳房の障害 女性骨盤臓器の炎症性疾患 女性生殖器の非炎症性障害</p>	<p>N60～N64 N70～N77 N80～N98</p>	

<p>妊娠、分娩 および産褥 の合併症</p>	<p>流産に終わった妊娠 妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿 および高血圧性障害 主として妊娠に関連するその他の母体障害 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問 題 分娩の合併症 分娩（O80～O84）のうち、 鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩 帝王切開による単胎分娩 その他の介助単胎分娩 多胎分娩 主として産じょく＜褥＞に関連する合併症 その他の産科的病態、他に分類されないもの その他の細菌性疾患（A30～A49）のうち、 産科的破傷風</p>	<p>O00～O08 O10～O16 O20～O29 O30～O48 O60～O75 O81 O82 O83 O84 O85～O92 O94～O99 A34</p>	
<p>筋骨格系 および 結合組織 の疾患</p>	<p>炎症性多発性関節障害（M05～M14）のうち、 血清反応陽性関節リウマチ その他の関節リウマチ 若年性関節炎 他に分類される疾患における若年性関節炎 その他の明示された関節障害（M12）中の、 リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー病〕 全身性結合組織障害（M30～M36）のうち、 その他のえ＜壊＞死性血管障害（M31）中の、 大動脈弓症候群〔高安病〕 全身性エリテマトーデス＜紅斑性狼瘡＞＜S L E＞ 皮膚（多発性）筋炎 全身性硬化症 その他の全身性結合組織疾患（M35）中の、 乾燥症候群〔シェーグレン症候群〕 その他の重複症候群 リウマチ性多発筋痛症 その他の明示された全身性結合組織疾患 全身性結合組織疾患、詳細不明</p>	<p>M05 M06 M08 M09 M12.0 M31.4 M32 M33 M34 M35.0 M35.1 M35.3 M35.8 M35.9</p>	

約款の抜粋

別表2 対象となる特定女性疾病

この特約の対象となる特定女性疾病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

特定女性 疾病 の種類	分類項目	基本分類コード	
			左記のうち、 対象とならない もの
がん (悪性 新生物)	乳房の悪性新生物 女性生殖器の悪性新生物 上皮内新生物 (D00～D09) のうち、 乳房の上皮内癌 子宮頸 (部) の上皮内癌 ただし、異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものを 除きます。 その他および部位不明の生殖器の上皮内癌 ただし、「外陰部 (D07.1)」および「膣 (D07.2)」については、 異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものを除きます。	C50 C51～C58 D05 D06 D07	D07.4、D07.5、 D07.6
新生物	上皮内新生物 (D00～D09) のうち、次に該当するもの。ただし、い ずれも異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものに限りま す。 子宮頸 (部) の上皮内癌 その他および部位不明の生殖器の上皮内癌 (D07) 中の、 外陰部 膣 良性新生物 (D10～D36) のうち、 乳房の良性新生物 子宮平滑筋腫 子宮のその他の良性新生物 卵巣の良性新生物 その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 性状不詳または不明の新生物 (D37～D48) のうち、 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物 (D48) 中の、 乳房	D06 D07.1 D07.2 D24 D25 D26 D27 D28 D39 D48.6	
その他の 内分泌腺 の疾患	その他の内分泌腺障害 (E20～E35) のうち、 卵巣機能障害 代謝障害 (E70～E90) のうち、 治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの (E89) 中の、 治療後卵巣機能不全 (症)	E28 E89.4	
生殖系 の疾患	乳房の障害 女性骨盤臓器の炎症性疾患 女性生殖器の非炎症性障害	N60～N64 N70～N77 N80～N98	

別表9 請求書類

	項目	必要書類
1	女性疾病入院給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
2	女性疾病手術給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
3	女性疾病放射線治療給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
4	特定女性疾病入院一時給付金の支払 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
5	出産給付金の支払 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の子の戸籍抄本 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 保険証券
6	満了時給付金の支払 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 契約者の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 保険証券
7	払戻金の支払 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
8	女性疾病入院給付金日額の減額 (第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めています。		

別表1 対象となるがん、急性心筋梗塞および脳卒中

この特約の対象となるがん、急性心筋梗塞および脳卒中とは表(1)によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表(2)の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表(1) がん、急性心筋梗塞および脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
がん (悪性新生物)	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 ア. 典型的な胸部痛の病歴 イ. 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 ウ. 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表(2) がん、急性心筋梗塞および脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
がん (悪性 新生物)	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09	
ただし、「その他および部位不明の消化器の上皮内癌(D01)」中の「肛門および肛門管(D01.3)」、「子宮頸(部)の上皮内癌(D06)」ならびに「その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)」中の「外陰部(D07.1)」および「膺(D07.2)」については、異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものを除きます。		
性状不詳または不明の新生物(D37～D48)のうち、		
真正赤血球増加症<多血症>	D45	
骨髄異形成症候群	D46	
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の、		
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1	
本態性(出血性)血小板血症	D47.3	
血液および造血管のその他の疾患(D70～D77)のうち、		
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の、		
ランゲルハンス<Langerhans>細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0	
急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20～I25)のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I21 I22
脳卒中	脳血管疾患(I60～I69)のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I60 I61 I63

約款の抜粋

別表8 請求書類

	項目	必要書類
1	がん入院給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券

2	がん手術給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
3	がん放射線治療給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
4	がん治療給付金の支払 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
5	急性心筋梗塞治療給付金の支払 脳卒中治療給付金の支払 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (第4条第1項第2号アまたは第3号アによる請求の場合) (4) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (第4条第1項第2号イまたは第3号イによる請求の場合) (5) 被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (6) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (7) 保険証券
6	払戻金の支払 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
7	がん入院給付金日額の減額 (第18条) 特則給付金額の減額 (第23条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めています。		

別表1 療養

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

別表2 先進医療

「先進医療」とは、療養を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限る。）をいいます。

別表3 先進医療の技術に係る費用

先進医療の技術に係る費用とは、被保険者が受けた先進医療技術に対する被保険者の支払額として、被保険者がその先進医療を受けた病院または診療所によって定められた金額をいいます。

別表6 請求書類

	項目	必要書類
1	先進医療給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の治療証明書 (3) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による場合） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
2	払戻金の支払 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

別表1 対象となる移植術・骨髄幹細胞採取手術・末梢血幹細胞採取手術および給付割合表

1. 移植術

この特約の給付金の支払対象となる移植術とは、臓器および組織の機能に障害がある者に対し臓器および組織の機能の回復または付与を目的として行なわれる臓器および組織の移植術をいい、移植術の種類は、心臓移植術、肺移植術、肝臓移植術、膵臓移植術、小腸移植術、腎臓移植術および骨髄移植術（造血機能の回復を目的とした骨髄移植術に限ります。）とします。

なお、移植術は、ヒトからヒトへの同種移植に限るものとし、異種移植および人工臓器による移植術は、この特約の給付金の支払対象とはなりません。また、自家移植および再移植については、次の(1)および(2)の場合のみ支払対象となるものとします。

(1) 自家移植

骨髄移植術における自家移植

(2) 再移植

腎臓移植術または骨髄移植術において、責任開始期以後に初めて当該移植術を受けこの特約の給付金が支払われることとなった後、同一の臓器または組織について受けた再移植

2. 骨髄幹細胞採取手術

この特約の給付金の支払対象となる骨髄幹細胞採取手術とは、組織の機能に障害がある者に対し骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞の採取手術をいいます。ただし、その骨髄幹細胞の移植が自家移植の場合を除きます。

3. 末梢血幹細胞採取手術

この特約の給付金の支払対象となる末梢血幹細胞採取手術とは、組織の機能に障害がある者に対し末梢血幹細胞を移植することを目的とした末梢血幹細胞の採取手術をいいます。ただし、その末梢血幹細胞の移植が自家移植の場合を除きます。

4. 給付割合表

各移植術、骨髄幹細胞採取手術および末梢血幹細胞採取手術に対する給付割合は、次のとおりとします。

給付の対象		給付割合
移植術	心臓移植術	100%
	肺移植術	100%
	肝臓移植術	100%
	膵臓移植術	100%
	小腸移植術	100%
	腎臓移植術	30%（2回目以降の支払は10%）
	骨髄移植術	30%（2回目以降の支払は10%）
骨髄幹細胞採取手術		3%
末梢血幹細胞採取手術		3%

別表1 備考

1. 「異種移植」とは、ヒトと種の異なる個体から得た臓器または組織を使用する移植術をいいます。
2. 「人工臓器」とは、臓器または組織の機能を代行する人工材料または合成物を含むものをいいます。
3. 「自家移植」とは、臓器または組織の提供者と受容者が同一人である移植術をいいます。
4. 「再移植」とは、すでに受けたことのある移植術と同じ種類の移植術を、再度受けることをいいます。
5. 「骨髄移植術」には、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植を含み、固形腫瘍に対する抗がん剤療法および放射線療法に伴う骨髄移植は含みません。
6. 「心臓移植術」には、心臓弁の移植は含みません。
7. 「膵臓移植術」には、膵島移植は含みません。

別表2 臓器売買等の行為

この特約において「臓器売買等の行為」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. 移植術に使用されるための臓器または組織を提供することもしくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること。
2. 移植術に使用されるための臓器または組織の提供を受けることもしくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること。
3. 移植術に使用されるための臓器または組織を提供することもしくはその提供を受けることのアッセンをするこゝもしくはアッセンをしたことの対価として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること。
4. 移植術に使用されるための臓器または組織を提供することもしくはその提供を受けることのアッセンを受けるこゝもしくはアッセンを受けたことの対価として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること。
5. 臓器または組織が前各項の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器または組織を摘出しもしくは移植術に使用すること。

別表2 備考

第1項から第4項までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存もしくは移送または移植術等に要する費用であつて、移植術に使用されるための臓器および組織を提供することもしくはその提供を受けることまたはそれらのアッセンをするこゝについて通常必要であると認められるものは、含まれません。

別表3 請求書類

	項目	必要書類
1	移植医療給付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書および治療証明書 (3) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による場合） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
2	払戻金の支払 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
3	特約基本保険金額の減額 (第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

別表2 特定損傷

「特定損傷」とは、つぎのいずれかの損傷をいいます。

1. 骨折
2. 関節脱臼
3. 腱の断裂

別表2 備考

1. 骨折

「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

2. 関節脱臼

「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。

3. 腱の断裂

「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 治療

「治療」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）をいいます。

別表5 請求書類

	項目	必要書類
1	特定損傷給付金の支払 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
2	特定損傷給付金額の減額 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めています。

第23条第1項

(この特約による保険料の払込免除事由)

第23条 この特約による保険料の払込免除事由は、次のとおりです。

号	区分	保険料の払込免除事由
(1)	がんによる 保険料の払込免除	被保険者が次の条件のすべてを満たしたとき。 ア. この特約の責任開始 ^{【備考1】} 期以後に、この特約の責任開始期前を含めて初めてがん(表1)に罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されること。 ^{【備考2】} イ. 次のいずれにも該当する入院(表2)を開始すること。 (ア) 前アのがん(表1)を直接の原因とする入院(表2) (イ) がん(表1)の治療を直接の目的とする入院 ^{【備考3】} (表2) (ウ) 病院または診療所(表3)における入院(表2)
(2)	急性心筋梗塞による 保険料の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始 ^{【備考1】} 期以後に発生した疾病を原因として、次のアまたはイのいずれかの事由に該当したとき。 ア. 急性心筋梗塞(表1)を発病し、その急性心筋梗塞を直接の原因とする次の条件のすべてを満たす入院(表2)が継続して20日に達したとき。 (ア) 急性心筋梗塞(表1)の治療を直接の目的とする入院 ^{【備考3】} (表2) (イ) 病院または診療所(表3)における入院(表2) イ. 急性心筋梗塞(表1)を発病し、その急性心筋梗塞を直接の原因として次の条件のすべてを満たす手術(表4)を受けたとき。 (ア) 急性心筋梗塞(表1)の治療を直接の目的とする手術 ^{【備考4】} (表4) (イ) 病院または診療所(表3)において受けた手術(表4)
(3)	脳卒中による 保険料の払込免除	被保険者が、この特約の責任開始 ^{【備考1】} 期以後に発生した疾病を原因として、次のアまたはイのいずれかの事由に該当したとき。 ア. 脳卒中(表1)を発病し、その脳卒中を直接の原因とする次の条件のすべてを満たす入院(表2)が継続して20日に達したとき。 (ア) 脳卒中(表1)の治療を直接の目的とする入院 ^{【備考3】} (表2) (イ) 病院または診療所(表3)における入院(表2) イ. 脳卒中(表1)を発病し、その脳卒中を直接の原因として次の条件のすべてを満たす手術(表4)を受けたとき。 (ア) 脳卒中(表1)の治療を直接の目的とする手術 ^{【備考4】} (表4) (イ) 病院または診療所(表3)において受けた手術(表4)

第23条 備考

【備考1】責任開始

特約の復活または復帰が行なわれた場合には、最後の復活または復帰の際の責任開始とします。

【備考2】病理組織学的所見(生検)により診断確定されること。

被保険者の病状等を理由として病理組織学的所見(生検)によることなく最終的にがんと診断確定された場合には、その病理組織学的所見(生検)以外の所見による診断確定も認めます。

【備考3】治療を直接の目的とする入院

治療のための入院をいい、たとえば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置などのための入院は該当しません。

【備考4】治療を直接の目的とする手術

治療のための手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

【備考5】インスリン治療

妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は除きます。

【備考6】再移植

すでに受けたことのある移植術と同じ種類の移植術を、再度受けることをいいます。

【備考7】この特約の締結の際

特約の復活または復帰が行なわれた場合には、最後の復活または復帰の際とします。

(4)	糖尿病による 保険料の払込免除	被保険者がこの特約の責任開始 ^{【備考11】} 期以後に発生した疾病を原因として、糖尿病（表5）を発病し、その糖尿病（表5）による血糖値上昇を抑制するため、医師の指示によりインスリン治療 ^{【備考5】} を開始し、その治療が初めてインスリン治療 ^{【備考5】} を受けた日から起算して120日以上継続したと医師によって診断されたとき。ただし、経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
(5)	高血圧症による 保険料の払込免除	被保険者がこの特約の責任開始 ^{【備考11】} 期以後に発生した疾病を原因として、高血圧症（表5）を発病し、その高血圧症（表5）を原因として、次の条件のすべてを満たす状態に該当したと医師によって診断されたとき。 ア. 通常時の拡張期血圧が110mmHg以上 イ. 眼底所見でKeith-Wagener分類（表6）の3群以上の高血圧性網膜症を示す。 ウ. 全身症状の急激な悪化を示し、血圧、腎障害の増悪とともに、脳症状や心症状を伴う。
(6)	慢性腎不全による 保険料の払込免除	被保険者がこの特約の責任開始 ^{【備考11】} 期以後に発生した疾病を原因として、この特約の責任開始期前を含めて初めて慢性腎不全（表5）に罹患したと医師によって診断され、その治療を目的として、医師の指示により永続的に行なう人工透析療法を開始したとき。
(7)	肝硬変による 保険料の払込免除	被保険者がこの特約の責任開始 ^{【備考11】} 期以後に発生した疾病を原因として、この特約の責任開始期前を含めて初めて肝硬変（表5）に罹患したと医師によって診断されたとき。ただし、表7に定める診断基準（方法）に基づき医師が認めた場合に限ります。
(8)	移植術による 保険料の払込免除	被保険者が次のアからウのいずれにも該当する移植術（表8）を受けたとき。ただし、被保険者が受容者の場合に限ります。また、再移植 ^{【備考6】} の場合を除きます。 ア. この特約の責任開始 ^{【備考11】} 期以後に発生した疾病または傷害を直接の原因とする移植術（表8）であること。 イ. 病院または診療所（表3）において受けた移植術（表8）であること。ただし、日本国外にある医療施設で移植術（表8）を受けた場合は、次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する移植術（表8）であることを要します。 (ア) 日本国内の医師が被保険者に対して必要と診断した移植術（表8）であること。 (イ) 前(ア)の医師により紹介された医療施設において受けた移植術（表8）であること。 ウ. 臓器売買等の行為（表9）に該当しない移植術（表8）であること。

(表1) 対象となるがん、急性心筋梗塞および脳卒中

対象となるがん、急性心筋梗塞および脳卒中とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
がん	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 消化器の悪性新生物	C00～C14 C15～C26

	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物	D00～D09
	ただし、「その他および部位不明の消化器の上皮内癌（D01）」中の「肛門および肛門管（D01.3）」、「子宮頸（部）の上皮内癌（D06）」ならびに「その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）」中の「外陰部（D07.1）」および「膣（D07.2）」については、異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものを除きます。	
	性状不詳または不明の新生物（D37～D48）のうち、	
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の、	
	慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）のうち、	
	リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）中の、	
	ランゲルハンス<Langerhans>細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0
急性 心筋 梗塞	虚血性心疾患（I20～I25）のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I21 I22
脳卒中	脳血管疾患（I60～I69）のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I60 I61 I63

（表2）入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（表3）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

（表3）病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当したものとします。
 (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所。ただし、第1項第2号イまたは第3号イの事由による保険料の払込免除については、患者を入院させるための施設を有しない診療所で手術を受けた場合、その診療所を含みます。
 (2) 前(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

(表4) 手術

対象となる手術は、次の(1)または(2)に該当する手術とします。

(1) 表10に定める公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、次に定めるものを除きます。

- ア. 創傷処理
- イ. 皮膚切開術
- ウ. デブリードマン
- エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- オ. 抜歯手術
- カ. 鼻腔粘膜焼灼術（下甲介粘膜焼灼術を含みます。）

(2) 表11に定める先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復などの操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。

- ア. 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
- イ. 前(1)のアからカまでに該当するもの

なお、「診断および検査を主目的とした診療行為」および「輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為」は、対象となる手術には含まれません。

(注1) 「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

(注2) 表10に定める公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は、「医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術」に含まないものとします。

(注3) 「歯科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

(表5) 対象となる糖尿病、高血圧症、慢性腎不全および肝硬変

対象となる糖尿病、高血圧症、慢性腎不全および肝硬変とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
糖尿病	糖尿病	E 10～E 14
高血圧症	高血圧性疾患	I 10～I 15
慢性腎不全	高血圧性腎疾患（I 12）のうち、 ・腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎不全	I 12.0 N 18
肝硬変	アルコール性肝疾患（K 70）のうち、 ・アルコール性肝硬変 肝線維症および肝硬変（K 74）のうち、 ・原発性胆汁性肝硬変 ・続発性胆汁性肝硬変 ・胆汁性肝硬変、詳細不明 ・その他および詳細不明の肝硬変	K 70.3 K 74.3 K 74.4 K 74.5 K 74.6

(表6) Keith-Wagener分類

眼底病名	Keith-Wagener 群別	眼底所見
高血圧性 眼底	1群	眼底所見が軽微で細動脈の狭小化と硬化を軽度認める。
	2群	1群に比べ細動脈の変化（狭小化と硬化）が強く見られる。
高血圧性 網膜症	3群	著明な細動脈の緊張亢進があり、動脈の変化は広汎かつ明瞭。眼底に血管攣縮性網膜炎（動脈の著しい狭細化、口径動揺、網膜浮腫、綿花状白斑、出血・硬性白斑あり。）
	4群	細動脈は器質的にも攣縮的・機能的にも狭細化し、汎発性の網膜症と測定可能の程度以上の乳頭浮腫が認められる。

(表7) 肝硬変の診断基準（方法）

肝硬変の診断基準（方法）は、次のいずれかの診断基準を満たすことを要します。

- (1) 肝生検または腹腔鏡検査のいずれかもしくは両方による診断
- (2) 「腹部超音波またはそれに準ずるものによる画像所見」および「血液検査」（血清アルブミン濃度またはICG試験15分停滞率）による診断

(表8) 対象となる移植術

対象となる移植術とは、臓器および組織の機能に障害がある者に対し臓器および組織の機能の回復または付与を目的として行なわれる臓器および組織の移植術をいい、移植術の種類は、心臓移植術、肺移植術、肝臓移植術、脾臓移植術、小腸移植術、腎臓移植術および骨髄移植術（造血機能の回復を目的とした骨髄移植術に限ります。）とします。

なお、移植術は、ヒトからヒトへの同種移植に限るものとし、異種移植および人工臓器による移植術は、この特約の対象とはなりません。また、自家移植については、骨髄移植術における自家移植の場合のみ対象となるものとします。

- (注1) 「異種移植」とは、ヒトと種の異なる個体から得た臓器または組織を使用する移植術をいいます。
- (注2) 「人工臓器」とは、臓器または組織の機能を代行する人工材料または合成物を含むものをいいます。
- (注3) 「自家移植」とは、臓器または組織の提供者と受容者が同一人である移植術をいいます。
- (注4) 「骨髄移植術」には、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植を含み、固形腫瘍に対する抗がん剤療法および放射線療法に伴う骨髄移植は含みません。
- (注5) 「心臓移植術」には、心臓弁の移植は含みません。
- (注6) 「脾臓移植術」には、脾臓移植は含みません。

(表9) 臓器売買等の行為

「臓器売買等の行為」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 移植術に使用されるための臓器または組織を提供することもしくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること。
- (2) 移植術に使用されるための臓器または組織の提供を受けることもしくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること。

こと。

- (3) 移植術に使用されるための臓器または組織を提供することもしくはその提供を受けることのアッセンをすることもしくはアッセンをしたこと対価として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること。
- (4) 移植術に使用されるための臓器または組織を提供することもしくはその提供を受けることのアッセンを受けることもしくはアッセンを受けたこと対価として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること。
- (5) 臓器または組織が前各号の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器または組織を摘出しもしくは移植術に使用すること。

(注) 上記(1)から(4)までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存もしくは移送または移植術等に要する費用であって、移植術に使用されるための臓器および組織を提供することもしくはその提供を受けることまたはそれらのアッセンをすることに関して通常必要であると認められるものは、含まれません。

(表10) 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

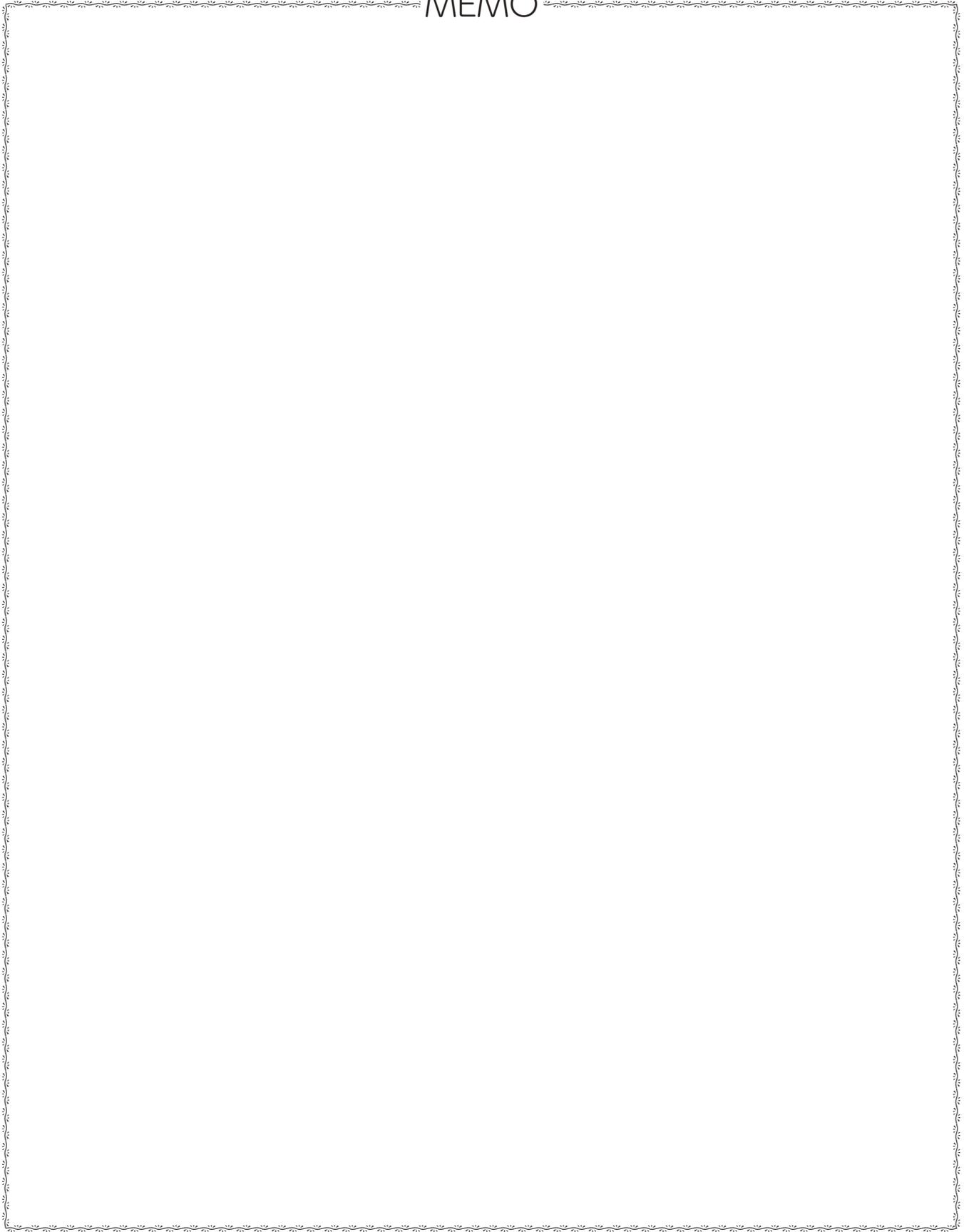
(表11) 先進医療

「先進医療」とは、手術を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限る。）をいいます。

別表 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険金等の指定代理請求 (第3条)	(1) 主約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 主契約の被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑登録証明書 (4) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (指定代理請求人が主契約の被保険者と生計を一にしていることを証する必要がある場合)
2	指定代理請求人の指定、指定の 撤回 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 主契約の被保険者の同意書 (4) 保険証券
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

MEMO



お問い合わせやご相談にご利用ください

(本社・支社の所在地)

生命保険に関するお手続きやお問い合わせにつきましては
フコク生命 お客様センター 0120-259-817

[受付時間 平日 9:00~17:00 (12/30~1/3を除く)]

■本 社 お客さま窓口 (本社ビル)	〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2	☎03-3508-1101(大代表)
■千葉ニュータウン本社	〒270-1352 千葉県印西市大塚2-10	☎0476-47-5111(代表)
●支 社		
旭川支社		
〒070-0034 旭川市4条通10-2234-1	☎0166-26-2468	
札幌支社		
〒060-0034 札幌市中央区北4条東1-2-3	☎011-221-1373	
函館支社		
〒040-0001 函館市五稜郭町33-1	☎0138-53-5570	
帯広支社		
〒080-0010 帯広市大通南10-8	☎0155-23-4738	
北見支社		
〒090-0045 北見市北5条西1-2	☎0157-24-8111	
青森支社		
〒030-0861 青森市長島2-10-3	☎017-776-2194	
盛岡支社		
〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通15-19	☎019-623-5345	
仙台支社		
〒980-0803 仙台市青葉区国分町1-2-1	☎022-222-0718	
秋田支社		
〒010-0001 秋田市中通2-2-21	☎018-832-2076	
山形支社		
〒990-0043 山形市本町2-1-2	☎023-631-3583	
福島支社		
〒963-8877 郡山市堂前町6-7	☎024-932-2888	
水戸支社		
〒310-0026 水戸市泉町1-1-4	☎029-221-2384	
宇都宮支社		
〒320-0811 宇都宮市大通り1-2-11	☎028-622-0614	
前橋支社		
〒371-0023 前橋市本町2-15-10	☎027-224-3783	
埼玉支社		
〒330-0845 さいたま市大宮区仲町2-75	☎048-641-0761	
千葉支社		
〒260-0031 千葉市中央区新千葉1-4-3	☎043-441-7575	
横浜支社		
〒231-0011 横浜市中区太田町6-87	☎045-641-5851	
京浜支社		
〒210-0014 川崎市川崎区貝塚1-1-3	☎044-245-1161	
湘南支社		
〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-5-2	☎0466-26-5611	
甲府支社		
〒400-0031 甲府市丸の内1-16-14	☎055-235-7281	
東京支社		
〒103-0027 中央区日本橋2-3-4(日本橋プラザビル)	☎03-3277-3100	
新宿支社		
〒160-8368 新宿区西新宿1-23-7(新宿ファーストウエストビル)	☎03-5323-5580	
東京東支社		
〒120-0034 足立区千住3-98-2(千住ミルディスⅡ番館)	☎03-3870-8011	
池袋支社		
〒170-0013 豊島区東池袋3-4-3(NBF池袋イースト)	☎03-3984-2684	
東京湾岸支社		
〒135-0016 江東区東陽3-23-21(プレミアム東陽町ビル)	☎03-5632-6720	
立川支社		
〒190-0012 立川市曙町2-8-18(東京建物ファール立川ビル)	☎042-526-5300	
町田支社		
〒194-0021 町田市中町1-1-16(東京建物町田ビルディング)	☎042-726-1720	
新潟支社		
〒951-8125 新潟市中央区学校裏町31-1	☎025-222-4166	

富山支社
〒930-0004 富山市桜橋通り6-13 ☎076-432-2750

金沢支社
〒920-0853 金沢市本町2-11-7 ☎076-263-8851

福井支社
〒910-0018 福井市田原1-1-20 ☎0776-24-2322

松本支社
〒390-0874 松本市大手2-3-18 ☎0263-32-1963

岐阜支社
〒500-8842 岐阜市金町8-1(フロンティア丸杉ビル)
☎058-264-4108

静岡支社
〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9 ☎054-255-3331

浜松支社
〒430-0935 浜松市中区伝馬町311-14(浜松てんまビル)
☎053-454-9466

名古屋支社
〒460-0006 名古屋市中区葵1-20-22(セントラル名古屋葵ビル)
☎052-386-6186

三重支社
〒514-0028 津市東丸之内22-14 ☎059-226-1966

大津支社
〒520-0047 大津市浜大津2-1-36 ☎077-522-0083

京都支社
〒600-8008 京都市下京区四条通東洞院角長刀鉾町33
☎075-221-7231

大阪北支社
〒530-0001 大阪市北区梅田2-5-25(ハービスO S A K A オフィスタワー)
☎06-6343-9333

大阪南支社
〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-4-38(近鉄新難波ビル)
☎06-6649-8153

神戸支社
〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-30 ☎078-261-0445

奈良支社
〒630-8224 奈良市角振町6-1 ☎0742-21-7080

和歌山支社
〒640-8106 和歌山市三木町中ノ丁15 ☎073-431-3291

鳥取支社
〒680-0846 鳥取市扇町7 ☎0857-23-2041

松江支社
〒690-0003 松江市朝日町477-17(松江SUNビル) ☎0852-21-4063

岡山支社
〒700-0822 岡山市北区表町1-6-20 ☎086-225-2571

広島支社
〒730-0036 広島市中区袋町4-21 ☎082-247-2590

山口支社
〒747-0035 防府市栄町1-5-1(ルルサス防府) ☎0835-22-4875

徳島支社
〒770-0847 徳島市幸町1-44 ☎088-623-0211

高松支社
〒760-0027 高松市紺屋町2-6 ☎087-851-2062

松山支社
〒790-0011 松山市千舟町4-6-1 ☎089-921-6893

高知支社
〒780-0870 高知市本町4-1-8 ☎088-873-2111

北九州支社
〒802-0018 北九州市小倉北区中津口1-1-8 ☎093-551-0412

福岡支社
〒812-0025 福岡市博多区店屋町8-30 ☎092-291-4151

佐賀支社
〒840-0832 佐賀市堀川町1-14 ☎0952-24-6291

長崎支社
〒850-0056 長崎市恵美須町2-3 ☎095-822-3444

熊本支社
〒860-0806 熊本市中央区花畑町12-24 ☎096-354-9090

大分支社
〒870-0034 大分市都町1-1-21 ☎097-532-3729

宮崎支社
〒880-0806 宮崎市広島1-18-12 ☎0985-24-2603

鹿児島支社
〒892-0847 鹿児島市西千石町11-25 ☎099-226-8555

沖縄支社
〒900-0015 那覇市久茂地2-8-1(JEI那覇ビル) ☎098-866-1047

(上記の住所、電話番号は2021年2月現在のものです。)

『Web約款』について

- 『Web約款』では、約款（普通保険約款・特約）の全文を閲覧することができます。
- このページでは、「Web約款閲覧コード」を使用した閲覧方法について説明します。

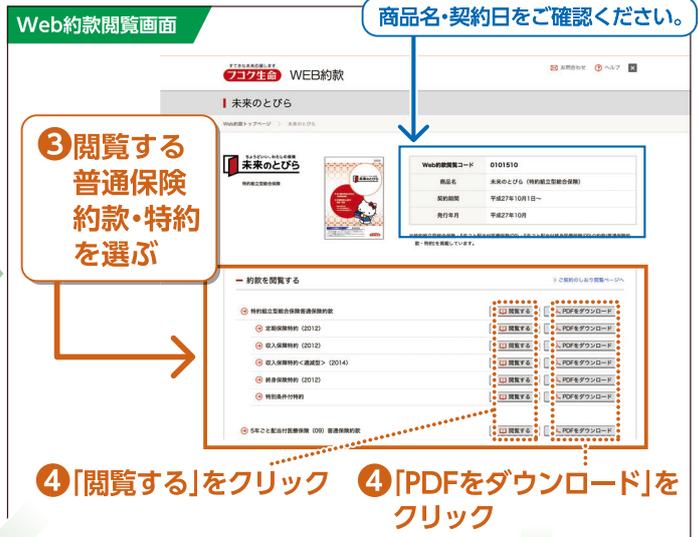


Web約款閲覧
トップページに移動します。

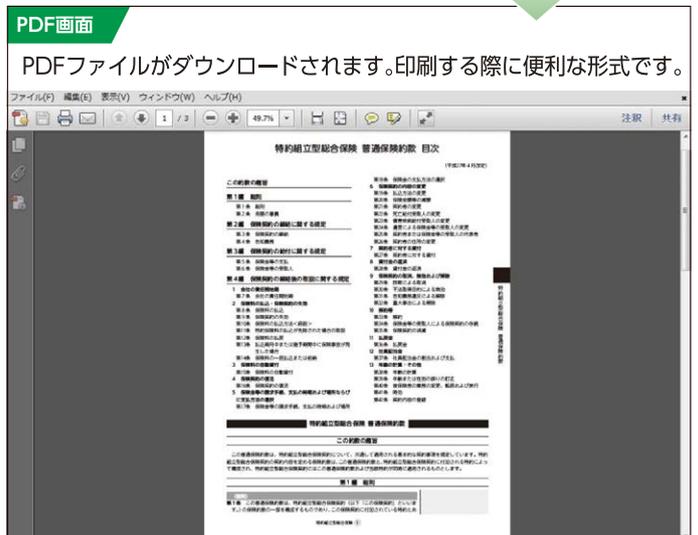
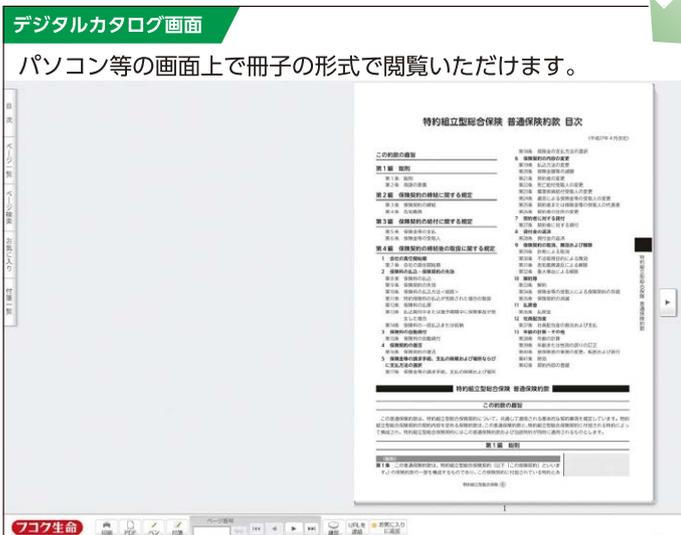


この
Web約款
閲覧画面に
移動します。

- Web約款閲覧コードは、本冊子の表紙およびご契約の成立後にお送りする保険証券に記載しております。
- Web約款の閲覧にあたっては、「Web約款閲覧コード」から検索する方法のほか、「商品名・契約日」から検索する方法があります。
- 当社のホームページにアクセスするには、「フコク生命」で検索またはアドレス (https://www.fukoku-life.co.jp) を入力してください。
- 画面はイメージです。今後予告なく変更することがあります。



選択した普通保険約款・特約の画面へ移動します。



説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、「保険設計書(契約概要)」とあわせて内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に

● 告知義務について	9
● クーリング・オフ制度(申込の撤回・ご契約の解除)について	12
● 保険会社の責任開始期について	17
● 保険料の払込方法について	31
● 保険料払込の猶予期間とご契約の失効について	34
● ご契約の復活について	37
● 保険金・給付金等をお支払いできない場合	49
● 解約と払戻金について	58

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、説明の中で分かりにくい点がございましたらお客さまセンターまでお問い合わせください。

なお、この冊子は、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

富国生命保険相互会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2

フコク生命 お客さまセンター

0120-259-817

受付時間 平日9:00~17:00(12/30~1/3を除く)

フコク生命のホームページ <https://www.fukoku-life.co.jp>

最寄りの支社の連絡先につきましては、巻末に掲載しております。

担当者